

終身医療保険 2014[無配当]

60日超保障型入院保険(払戻金なし)[無配当]

入院支援保険(払戻金なし)[無配当]

女性疾病保険[無配当]

インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)[無配当]

注意喚起情報 ご契約のしおり－約款



目 次

■注意喚起情報

■ご契約のしおり

目的別もくじ	8
--------------	---

主な保険用語のご説明	10
------------------	----

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)	12
--------------------------	----

●申込画面への入力.....	12
----------------	----

●クーリング・オフ制度.....	12
------------------	----

●現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている方へ.....	12
--	----

●告知と告知義務.....	12
---------------	----

●申込内容等の確認.....	13
----------------	----

●生命保険募集人.....	13
---------------	----

●保障の開始(責任開始期).....	13
--------------------	----

●第1回保険料の払込みとご契約の無効	14
--------------------------	----

●保険証券.....	15
------------	----

●個人情報の取扱い.....	15
----------------	----

●「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用	17
---	----

●生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合.....	19
--------------------------------	----

●生命保険契約者保護機構.....	19
-------------------	----

●当社の会社形態.....	20
---------------	----

保障内容について	21
----------------	----

●終身医療保険2014	21
-------------------	----

●60日超保障型入院保険(払戻金なし)	27
---------------------------	----

●入院支援保険(払戻金なし).....	29
---------------------	----

●女性疾病保険.....	33
--------------	----

●インターネット申込専用定期保険(払戻金なし).....	37
------------------------------	----

●先進医療特約.....	38
--------------	----

●リビング・ニーズ特約.....	39
------------------	----

保険金・給付金の請求・お支払いについて	40
---------------------------	----

●保険金・給付金等の請求手続き.....	40
----------------------	----

●保険金・給付金等の請求に必要な書類.....	41
-------------------------	----

●保険金・給付金の支払期限.....	42
--------------------	----

●保険金・給付金等の代理請求(指定代理請求特約)	43
--------------------------------	----

●保険金・給付金をお支払いできない場合.....	44
--------------------------	----

●保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例.....	46
---	----

●保険金・給付金等の請求に関して訴訟になった場合	49
--------------------------------	----

ご契約後について	50
----------------	----

●保険料の払込方法.....	50
----------------	----

●保険料の払込猶予期間と失効.....	50
---------------------	----

●ご契約の復活.....	50
--------------	----

●保険金・給付金をお支払いする際の保険料の清算.....	50
------------------------------	----

●保険料のお支払いが困難になったとき.....	51
-------------------------	----

●解約と払戻金.....	51
--------------	----

●ご契約の更新.....	52
--------------	----

●各種変更手続き.....	52
---------------	----

●死亡保険金受取人の変更.....	52
-------------------	----

●生命保険と税金.....	53
---------------	----

■約款

●終身医療保険2014普通保険約款	56
-------------------------	----

●60日超保障型入院保険(払戻金なし)普通保険約款	69
---------------------------------	----

●入院支援保険(払戻金なし)普通保険約款.....	78
---------------------------	----

●女性疾病保険普通保険約款.....	88
--------------------	----

●インターネット申込専用定期保険(払戻金なし) 普通保険約款.....	100
--	-----

●先進医療特約.....	111
--------------	-----

●リビング・ニーズ特約.....	114
------------------	-----

●指定代理請求特約.....	117
----------------	-----

●保険料クレジットカード支払特約.....	120
-----------------------	-----

●第1回保険料口座振替特約	122
---------------------	-----

●別表.....	124
----------	-----

● 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いします。

※ご契約の内容に関する事項については、「契約概要」「ご契約のしおり - 約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

1 申込日から20日以内であれば、申込みの撤回等ができます(クーリング・オフ制度)

◇ご契約の申込日からその日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除することができます。郵便により当社の本社あてに発信してください。
※お手続きの詳細については「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。

2 健康状態・職業等についてありのままを告知してください(告知義務)

告知義務について

◇契約者や被保険者には健康状態・職業等について告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。
◇生命保険募集人(募集代理店や当社のオペレーターを含みます。)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金の支払事由が2年内に生じていた場合には、ご契約を解除することができます。ご契約を解除した場合には、保険金・給付金の支払事由が生じっていても、保険金・給付金をお支払いすることはできません。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が取消しとなることがあります。)

傷病歴がある場合のご契約のお引受けについて

◇傷病歴等がある場合でも、その内容や保険種類によってはお引受けすることができます。告知内容等により、お引受けできないこともありますが、特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

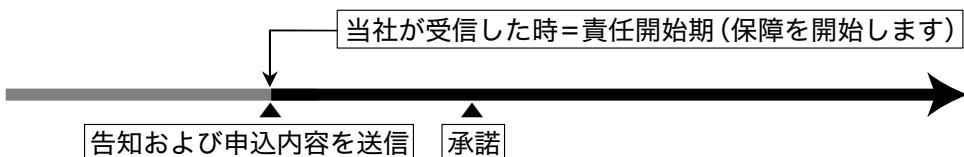
3 申込内容等を確認させていただくことがあります

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約成立後、または保険金・給付金の請求の際に、申込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

4

ご契約の申込みを受けた時から、ご契約の保障を開始します(責任開始期)

◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時(契約者が入力した申込内容(告知を含みます。)を当社が受信した時)にさかのぼって保障を開始(責任開始)します。



◇当社の生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーターを含みます。)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◇責任開始日の属する月の翌々々月の5日までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

5

保険金・給付金のお支払いができない場合があります

◇次のような場合には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

- ・支払事由に該当しない場合(例:責任開始期前に生じたケガや病気を原因とする入院・手術等)
- ・免責事由に該当している場合(例:契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等)
- ・告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ・詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
- ・不法取得目的によるものとしてご契約が無効となつた場合
- ・保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合

※保険金・給付金のお支払いができない場合等の詳細については、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

6

保険料は払込期月内に払込みください(ご契約の失効・復活)

◇第2回以後の保険料の払込期月は当月1日から末日までです。払込期月内に払込みがない場合に、払込猶予期間(払込期月の翌月1日から末日まで)を設けていますが、払込猶予期間内に保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から1年以内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。

7

解約時の払戻金はありません

◇この保険は解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。

8

現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約の申込みをする場合、 契約者にとって不利益となる事項があります

- ◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
- ・多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
 - ・新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約が解除、取消しになることもあります。
 - ・新たな保険契約については、原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

9

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- ◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- ◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

10

保険金・給付金等をもれなく請求いただくために

保険金・給付金の支払事由等が生じた場合

- ◇保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- ◇ご契約されている保険種類によっては複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性があると思われる場合や不明な点がある場合等にもご連絡ください。
- ◇当社からの重要なご案内を確実に行えるよう、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◇保険金・給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、保険金・給付金をお支払いできない場合等の詳細は「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

- ◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人(被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族とします。)が被保険者の代理人として、保険金・給付金を請求することができます。
- ◇代理請求に関しては、指定代理請求特約の約款規定が優先して適用されます。(60日超保障型入院保険(払戻金なし)、入院支援保険(払戻金なし)、女性疾病保険およびリビング・ニーズ特約の代理請求に関する約款規定は適用しません。)
- ◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えください。

11 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それぞれの損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

12 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天生命カスタマーセンター部でお受けしています。



◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

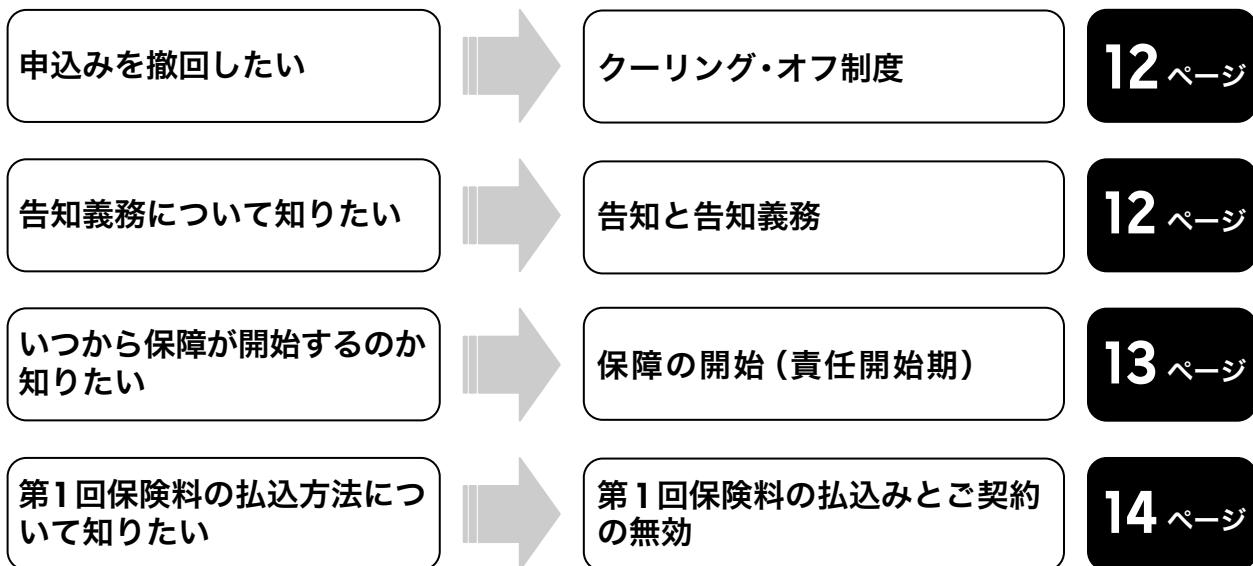
● ご契約のしおり

「ご契約のしおり」では、ご契約にあたっての重要事項、保障内容、諸手続き、税法上の特典など、保険契約について大切なことからをわかりやすく説明していますので、ぜひご一読ください。

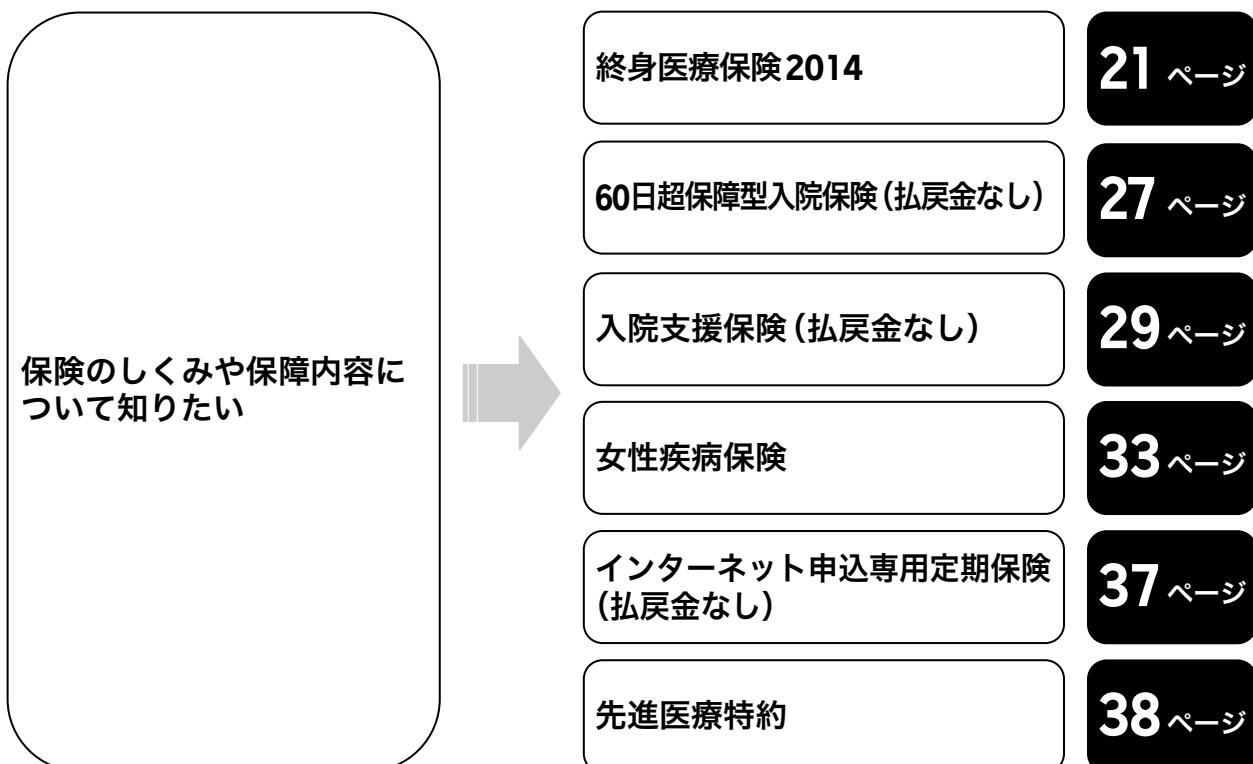
もし、不明な点がございましたら、当社または募集代理店までお問い合わせください。

目的別もくじ

◇ご契約にあたって（お願いとお知らせ）



◇保障内容について



◇保険金・給付金の請求・お支払いについて

保険金・給付金の請求手続きについて知りたい



保険金・給付金等の請求手続き

40 ページ

給付金受取人等が給付金等を請求できない



保険金・給付金等の代理請求
(指定代理請求特約)

43 ページ

保険金・給付金が支払われない場合について知りたい



保険金・給付金をお支払いできない場合

44 ページ

保険金・給付金を受け取れる場合、受け取れない場合の具体的な事例を知りたい



保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例

46 ページ

◇ご契約後について

保険料の払込みができなかつた



保険料の払込猶予期間と失効

50 ページ

失効した保険契約をもとに戻したい



ご契約の復活

50 ページ

保険料の負担を減らしたい



保険料のお支払いが困難になったとき

51 ページ

保険契約を解約したい



解約と払戻金

51 ページ

住所・名前が変わった



各種変更手続き

52 ページ

税金について知りたい



生命保険と税金

53 ページ

主な保険用語のご説明

あ行	受取人 (うけとりにん)	か行	契約年齢 (けいやくねんれい)		
保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。			契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。 (例)30歳8ヶ月の被保険者の契約年齢は30歳となります。		
か行	解除 (かいじょ)	契約日 (けいやくび)			
告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社がご契約を消滅させることをいいます。			契約年齢や保険期間などの計算の基準日となる日のことで、通常は責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。		
解約 (かいやく)			更新 (こうしん)	保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず、所定の年齢まで保障を継続できる制度のことをいいます。契約者からお申出がなければ自動的に更新されます。	
給付金 (きゅうふきん)			告知 (こくち)	ご契約の申込みに際して、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままをお答えいただくことです。契約者と被保険者は、告知をしていただく義務（告知義務）があります。	
クーリング・オフ制度 (くーりんぐ・おふせいど)			告知義務違反 (こくちぎむいはん)	告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約を解除することができます。	
ご契約の申込日から、その日を含めて20日以内であれば、書面によるお申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができる制度のことをいいます。			さ行	失効 (しっこう)	
契約応当日 (けいやくおうとうび)			保険料の払込みの猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。		
ご契約後の保険期間中に迎える、毎年の契約日に対応する日のことをいいます。また、月単位の契約応当日といったときは、毎月の契約日に対応する日をいいます。			支払限度 (しほらいげんど)		
契約者 (けいやくしゃ)			給付金のお支払いに関する限度をいいます。1回の入院についての支払限度や通算支払限度などがあります。		
当社と保険契約を締結し、ご契約上の権利（契約内容の変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。					

さ行	支払事由 (しはらいじゆう)	は行	保険料 (ほけんりょう)
保険金・給付金をお支払いする場合のことをいいます。			保障の対価として、当社に払込んでいただくお金のことをいいます。
責任開始期 (日) (せきにんかいしき・び)			ま行 免責事由 (めんせきじゆう)
当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。			保険金や給付金をお支払いできない事由をいいます。免責事由に該当した場合には支払事由に該当しても保険金や給付金をお支払いできません。
は行	払込期月 (はらいこみきげつ)	や行	約款 (やっかん)
第2回以後の毎回の保険料を払込んでいただく月のこととて、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間のことをいいます。			ご契約についてのとりきめを記載したものです。
被保険者 (ひほけんしゃ)			猶予期間 (ゆうよきかん)
生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。			保険料の払込みには払込期月の翌月1日から末日までの猶予期間があります。
復活 (ふっかつ)			
失効したご契約をもとに戻すことです。復活にあたっては、あらためて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。			
保険期間 (ほけんきかん)			
当社がご契約上の保障を開始してから保険契約が終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に保険金や給付金の支払事由が生じた場合に、保険金や給付金の支払対象となります。			
保険金 (ほけんきん)			
被保険者が死亡したときや高度障害状態等に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。			
保険証券 (ほけんしょうけん)			
ご契約の保険金額・給付金額、保険料、保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。			

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

申込画面への入力

申込画面(告知を含みます。)への入力は契約者(被保険者)ご自身が行ってください。最終確認画面にて、すべての入力内容を十分お確かめのうえ、申込み(送信して)ください。

クーリング・オフ制度

◇ご契約の申込日から、その日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。第1回保険料を払込みいただいている場合には、第1回保険料全額をお返しします。

◇書面に下記の事項を記載のうえ、郵便により当社の本社あてに発信してください。クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。

- ・ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をする旨
- ・契約者の氏名(自署)・押印
- ・契約者の住所・電話番号
- ・申込番号・保険種類・被保険者名

現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。

○解約・減額の際に払戻される金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する払込保険料)よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年数が短い場合の払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

○一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこととなる場合があります。

○新たな保険契約の申込みをする場合には告知義務があります。告知が必要な傷病歴がある場合等、被保険者の健康状態等によっては、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために解除、取消しとなることがあります。(新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。)

○新たな保険契約については、原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)ができないことがあります。

告知と告知義務

告知の重要性(告知義務)

◇契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。生命保険は多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、「告知画面(書面を提出していただく場合は、会社所定の告知書)」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。

告知をお受けできる権限(告知受領権)

◇告知受領権は当社が有しています。生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーターを含みます。以下同じ。)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

◇当社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容や保険種類によってはお引受けすることができます。告知内容等によっては、お引受けできないことや、特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

告知義務違反について(正しく告知されない場合のデメリット)

◇告知していただく事項は告知画面(書面でいただく場合は「告知書」)に表示します。もし、これらについて、故意または重大な

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)ができないことがあります。責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が2年内に生じていた場合には、ご契約を解除することができます。

◇ご契約を解除した場合でも「保険金・給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることがあります。

◇ご契約を復活する場合にも告知が必要です。復活にあたり告知義務違反があった場合には、復活の際の責任開始日を基準にしてご契約を解除することができます。

◇告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかっか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、ご契約を解除することができます。

※告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。たとえば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険が極めて高い疾患の既往症、現症等について故意に告知しなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象となる2年経過後にもご契約が取消となることがあります。)この場合、すでに払みいただいた保険料は払戻しません。

申込内容等の確認

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約成立後、または保険金・給付金の請求等の際に、申込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

生命保険募集人

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

◇媒 介……………生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

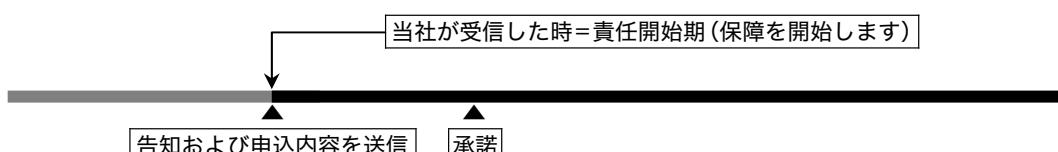
◇代 理……………生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約の申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

当社の生命保険募集人について

◇当社の生命保険募集人はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の成立後にご契約内容の変更等をする場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

保障の開始(責任開始期)

◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込を受けた時(契約者が入力した申込内容(告知を含みます。)を当社が受信した時にさかのぼってご契約の保障を開始(責任開始)します。



◇承諾した場合には「生命保険契約承諾のお知らせ」をお送りします。

◇申込日(責任開始の日)の属する月の翌月1日が契約日となります。契約年齢および保険期間は契約日を基準に計算します。ただし、責任開始期から契約日の前日までの間に、保険金・給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)が生じた場合には、申込日(責任開始の日)を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準に再計算します。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

第1回保険料の払込みとご契約の無効

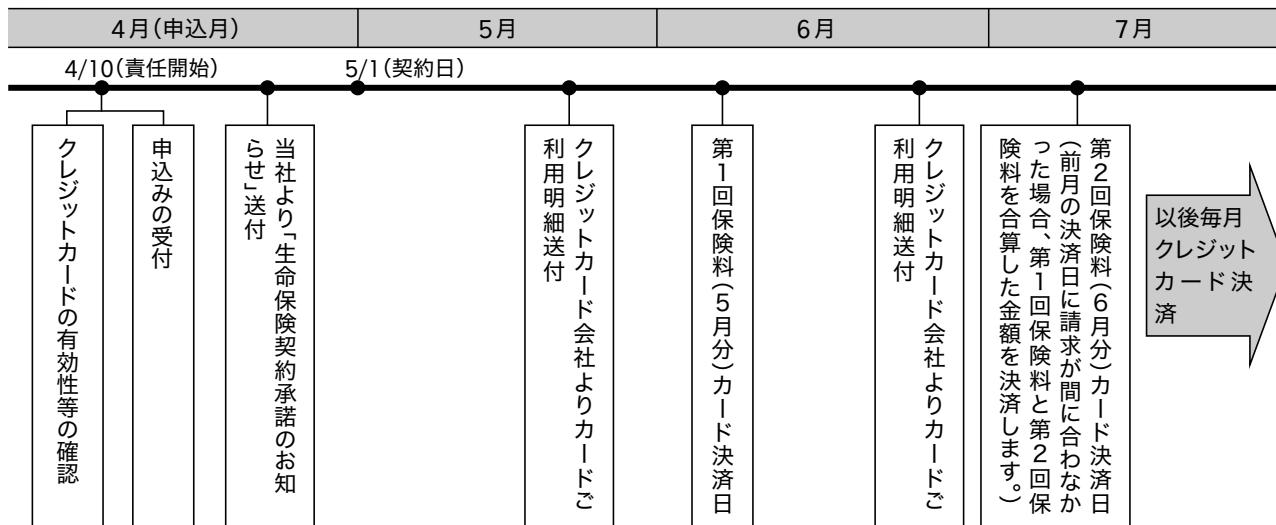
第1回保険料の払込み

〈クレジットカード扱〉

◇第1回保険料はクレジットカードによりお支払いいただきます。クレジットカードによりお支払いいただくにあたり、クレジットカードの有効性等の確認を行います。クレジットカードの有効性等が確認できなかったときには、他のクレジットカードに変更していただくか、口座振替による払込方法に変更して申込んでいただきます。

◇カード決済日はクレジットカード会社により異なりますので、クレジットカード会社からのカードご利用明細などでご確認ください。申込日によっては、第1回保険料と第2回保険料を合算してお支払いいただきます。

(例)



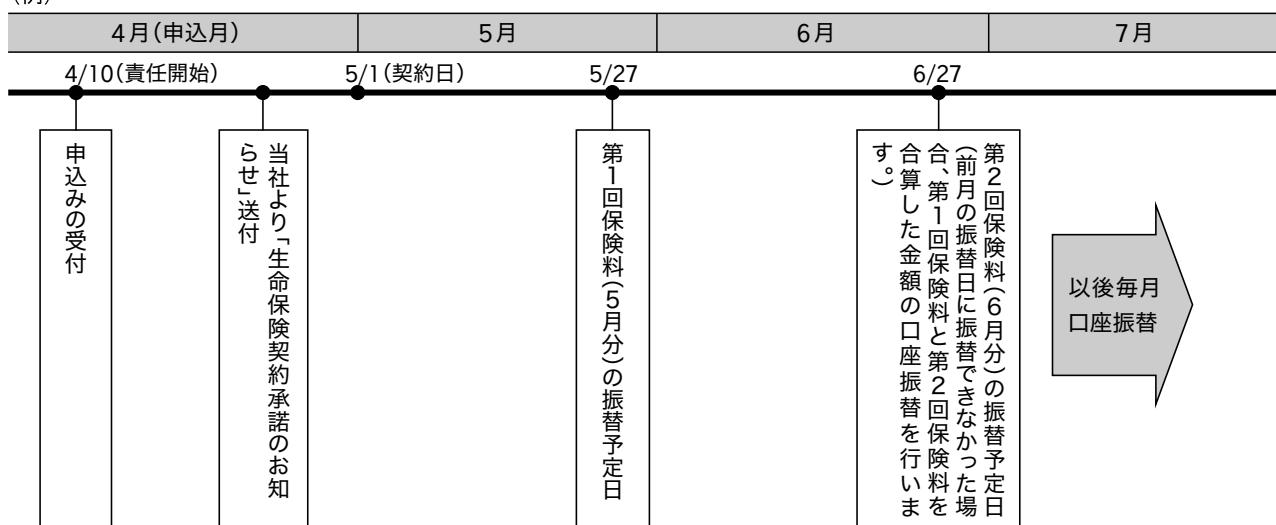
〈口座振替扱〉

◇第1回保険料は、申込日の属する月(申込月)の翌月の振替日に、契約者が指定した金融機関の口座から振り替えます。

◇預金残高不足等により振替日に振替できなかった場合には、申込月の翌々月の振替日に第1回保険料と第2回保険料を合算して請求します。

◇申込日によっては、第1回保険料の振替日が申込月の翌々月となることがあります。(口座振替依頼書に不備があった場合にも、第1回保険料の振替日が申込月の翌々月となることがあります。)この場合にも、第1回保険料と第2回保険料を合算して請求します。

(例)

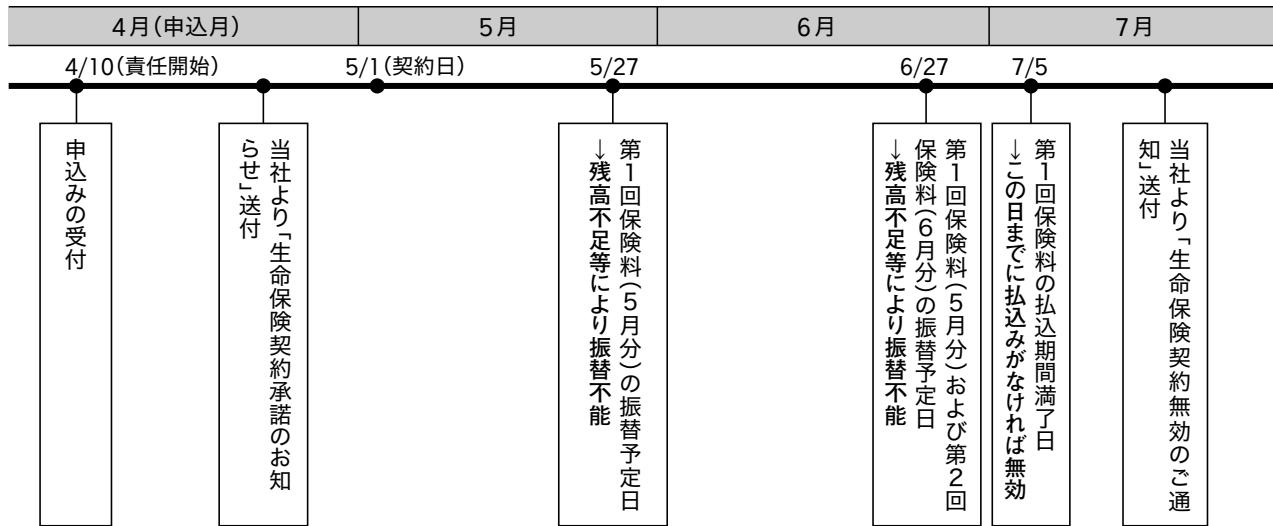


ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

ご契約の無効

◇申込月の翌々々月の5日(第1回保険料の払込期間満了日)までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料と第2回保険料を払込んでください。

(例)



その他

◇第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに、保険金・給付金の支払事由が生じた場合には、お支払いする保険金・給付金から第1回保険料を差し引きます。(第2回以降の保険料の払込期月が到来している場合には第2回以降の保険料も差し引きます。)

◇第1回保険料領収証は発行しません。

保険証券

第1回保険料の入金確認後に、契約者に保険証券をお送りします。保険証券に記載された内容が、申込内容と違っていないか、もう一度ご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券は、保険金・給付金請求等のお手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

個人情報の取扱い

当社(楽天生命保険株式会社)は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を当社ホームページに掲載しています。当社の個人情報に関する主な取扱い内容は、次のとおりです。

1. 個人情報保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)をはじめ個人情報保護に関する諸法令、国が定める指針・ガイドラインその他の規範および当社プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1)各種保険契約のお受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2)当社事業の情報提供、運営管理、商品・サービス等のご案内・提供、維持管理、開発・充実
- (3)その他上記業務に関連・付随する業務

機微(センシティブ)情報の取扱いについて

保健医療情報などの機微(センシティブ)情報は、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報に関するガイドライン第6条」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社は、機微(センシティブ)情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

3. 個人情報の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1)申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2)キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3)当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4)窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1)氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
 - (2)上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等(申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など)に記載されている情報
 - (3)保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
 - (4)保険金・給付金等の支払いに関する情報
- ※上記には、吸収分割等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報の取扱いに関して、次のとおり安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

- (1)安全管理について役職員等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を確認するとともに、個人情報保護の適正な取組体制を維持します。

- (2)個人情報を取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等セキュリティ対策を実施します。
- (3)役職員等に対し、個人情報の非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。
- (4)当社施設への入退室管理、個人情報の盗難防止等の措置を講じます。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1)法令にもとづく場合
- (2)ご本人が同意されている場合
- (3)ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4)法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
- (5)再保険の手続きをする場合(詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください。)
- (6)利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (7)個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合

再保険会社への提供について

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社に提供することがあります。

○第三者に提供する目的

当社の引受リスクの分散のため、再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用を目的とします。

○提供する個人情報の項目

再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報

○提供の手段等

当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社に提供いたします。

○個人情報の取扱いに関する契約について

当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険会社と締結します。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

7. 個人情報取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

8. 情報交換制度等について

当社は、一般社団法人生命保険協会が運営する次の制度において、他の生命保険会社等との間で生命保険契約等に関する個人情報を共同利用します。次の制度につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページもあわせてご覧ください。

○契約内容登録制度・契約内容照会制度

○支払査定時照会制度

9. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止(以下、「開示等」といいます。)の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、当社ホームページまたは10.に記載のお問い合わせ窓口をご確認ください。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

楽天生命 カスタマーセンター部 **0120-977-677**

(9:00~17:00／土日・祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.rakuten-life.co.jp/>

11. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

【電話番号】 03-3286-2648

【所在地】 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

【受付時間】 9:00~17:00(土日・祝日・生命保険協会休業日を除く)

【ホームページアドレス】 <http://www.seiho.or.jp/>

12. 提供の任意性

当社への個人情報の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

13. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページに掲載し、公表いたします。

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定のものと共同して利用しています。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

保険契約等の申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込みがあった場合または保険金等の請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

登録事項

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することができます。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

支払査定時照会制度

保険金等の請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知りえた情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等の受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
 - (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
 - (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料であるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることとなります。この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

- ◇当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。
- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(*)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(**)を除き、責任準備金等^(***)の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き継ぎ適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

(*1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定をさします。更正手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成することができます。(実際に削減しないか否かは、個別の更正手続きの中で確定することとなります。)

(*2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約をさします(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90% - [(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和 ÷ 2]

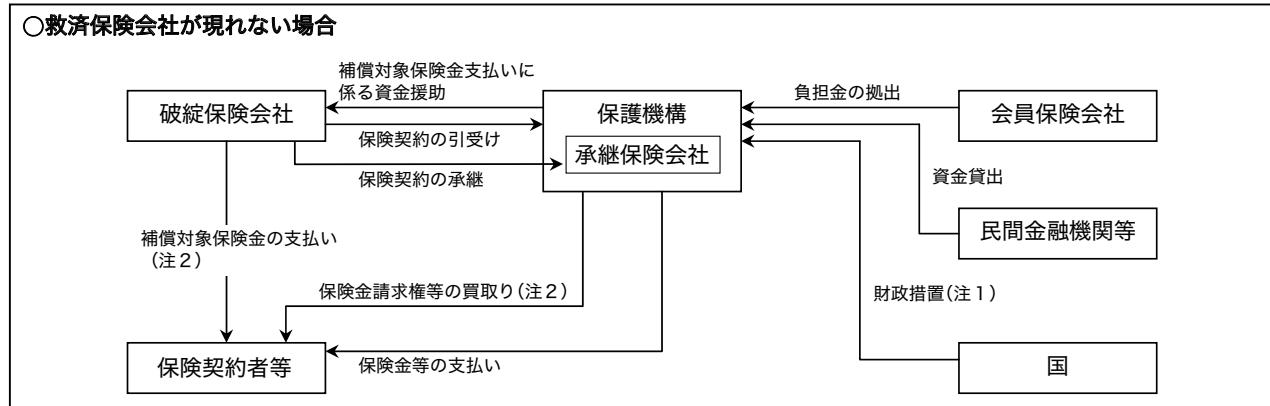
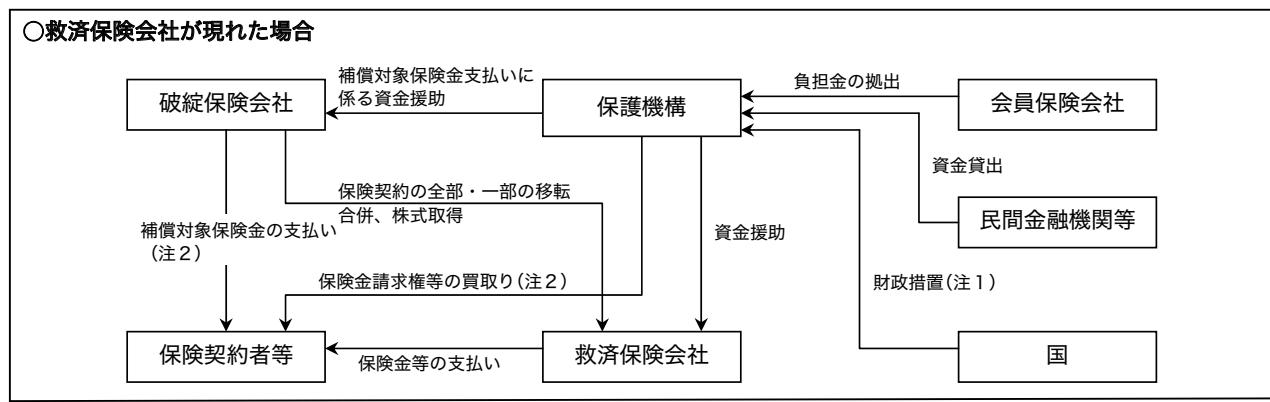
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

(*3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈しくみの概略図〉



(注1)上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることをさします。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(*2)に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

〈生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先〉

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

※月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

当社の会社形態

保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

保障内容について

終身医療保険2014

特徴としくみ

1

病気またはケガによる入院、手術を保障します。日帰り入院も支払対象です。

※日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の入院で、入院基本料などのお支払いの有無で判断します。

2

悪性新生物の治療を目的とする入院の支払日数は無制限です。

悪性新生物以外の病気やケガの治療を目的とする入院の場合、1回の入院の支払限度は60日、通算支払限度は1,095日です。

3

病気またはケガで所定の身体障害の状態に該当した場合には、以後の保険料の払込みを免除します。

4

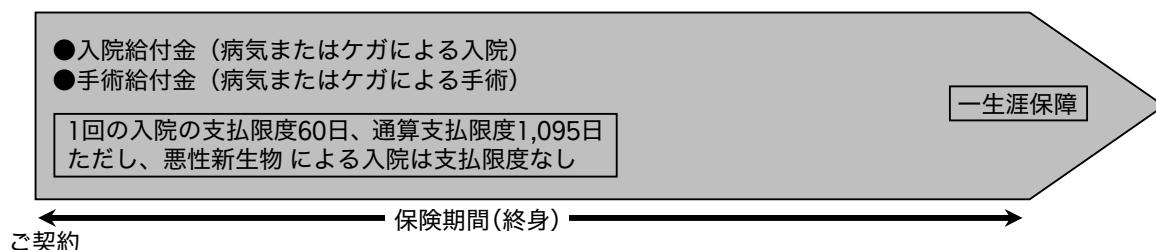
保険期間は終身で、生涯保障が続きます。

5

死亡時の保障や解約払戻金はありません。

また、無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

（しくみ図）



支払事由など

お支払いする給付金・保険料の払込みの免除	支払事由・保険料の払込みの免除事由	支払額等	支払限度	受取人
入院給付金	責任開始期以後に生じた病気(異常分娩(→約款別表2)を含みます。)またはケガの治療を目的として入院(→約款別表2)したとき	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60日、通算して1,095日分を限度 ただし、悪性新生物による入院の場合は支払限度なし	
手術給付金	次のいずれかの手術(→約款別表2)を受けたとき ①責任開始期以後に生じた病気またはケガの治療を目的とした所定の手術(→約款別表16) ②入院給付金が支払われる入院中に、その入院の原因と同一の原因による病気またはケガの治療を目的とした、公的医療保険制度にもとづく診療報酬点数表により手術料が算定される手術(①に該当する手術を除きます。)	①の場合 入院給付金日額の10倍 ②の場合 入院給付金日額の5倍	通算限度なし (ただし、ファイバースコープによる手術など一部の手術には、60日間に1回の給付限度があります。)	被保険者
保険料の払込みの免除	責任開始日以後に生じた病気またはケガにより所定の身体障害の状態(→約款別表20)に該当したとき	将来に向かって保険料の払込みを免除します。	—	—

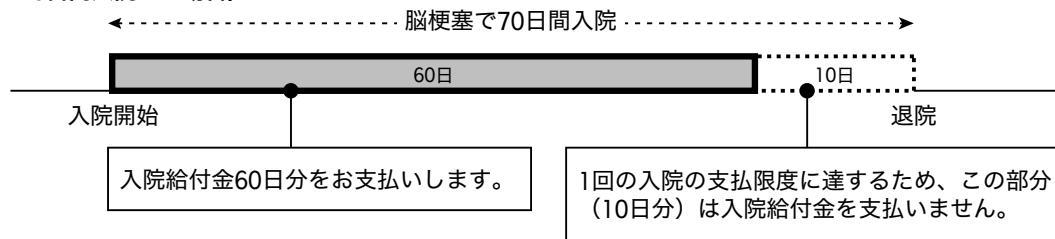
保障内容について

- ◇悪性新生物以外の入院については、直前の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、原因にかかわらず1回の継続した入院とみなします。直前の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな入院として取扱います。
- ◇同一の日に複数の支払事由に該当した場合でも、入院給付金は重複して支払いません。
- ◇同時に2種類以上の手術を受けたときは、給付額のもっとも高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

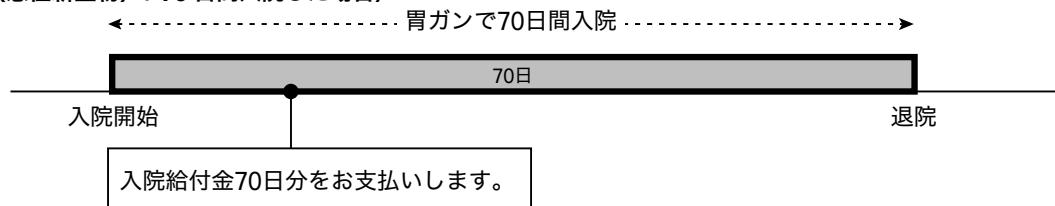
	<ul style="list-style-type: none">●入院給付金・手術給付金の支払対象となる入院・手術は治療を目的とする入院・手術であることを要します。美容上の処置や人間ドックのための入院等、美容整形上の手術や診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は治療を目的とする入院・手術には該当しません。●入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(→約款別表2)●手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、吸引、穿刺等の処置、神経ブロックは手術には該当しません。また、レーザー屈折矯正手術(レーシック手術)等は手術給付金の支払対象となりません。(→約款別表2,16)
---	---

入院給付金のお支払例

〈脳梗塞で70日間入院した場合〉

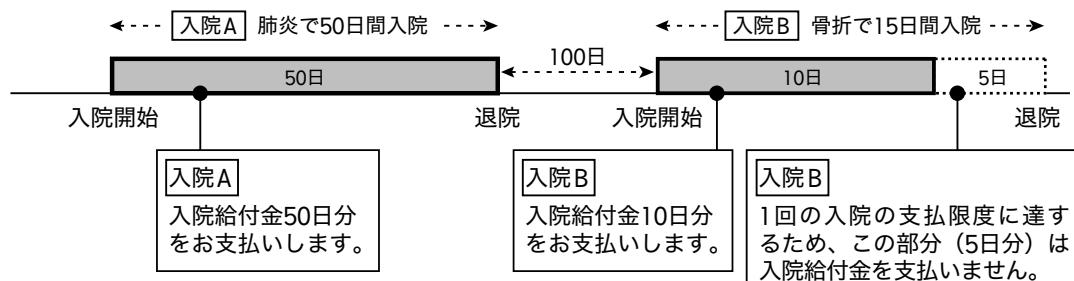


〈胃ガン(悪性新生物)で70日間入院した場合〉



※悪性新生物の治療を目的とした入院は、1回の入院の支払限度および通算支払限度はありません。

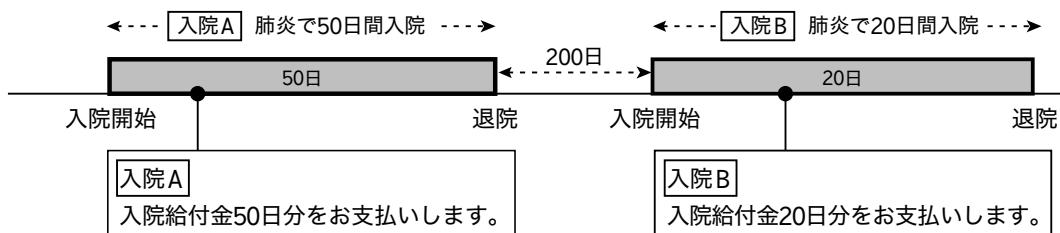
〈2回以上入院した場合①〉



※[入院A]と[入院B]は、入院の原因にかかわらず継続した1回の入院とみなします。

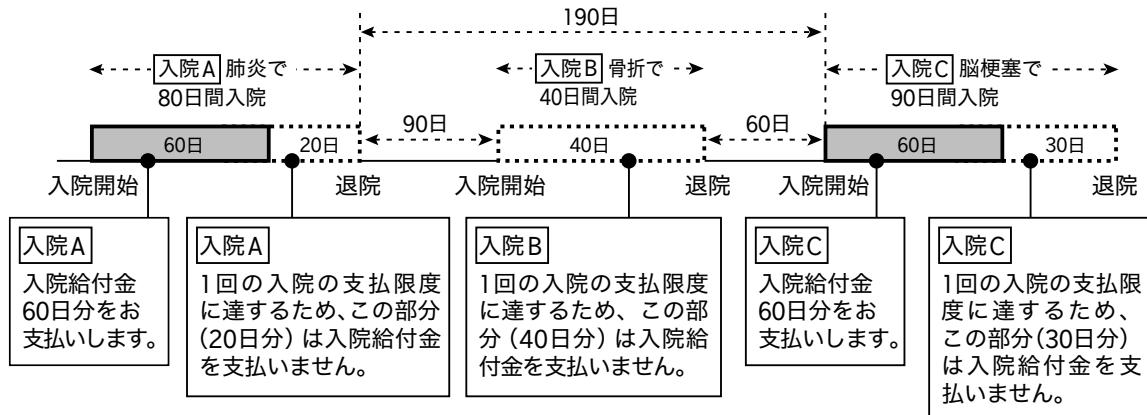
保障内容について

〈2回以上入院した場合②〉



※**入院 A**の退院日の翌日から**入院 B**の入院開始日まで181日以上あるので、**入院 B**は新たな入院とみなします。

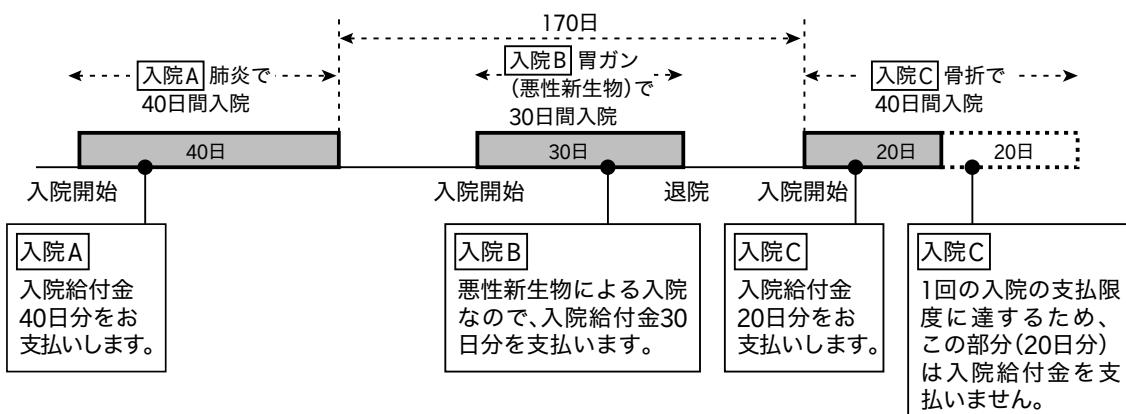
〈2回以上入院した場合③〉



※**入院 A**と**入院 B**は、入院の原因にかかわらず継続した1回の入院とみなします。

※入院給付金が支払われた**入院 A**の退院日の翌日から**入院 C**の入院開始日まで181日以上あるので、**入院 C**は新たな入院とみなします。

〈2回以上入院した場合④〉



※**入院 A**と**入院 C**は、入院の原因にかかわらず継続した1回の入院とみなします。

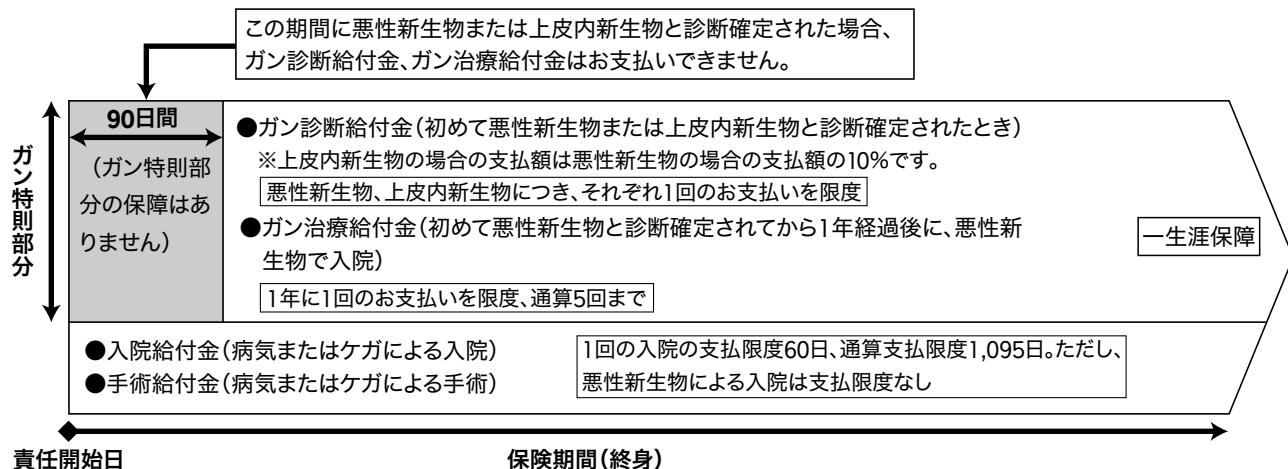
※**入院 B**は悪性新生物による入院なので、1回の入院の支払限度、通算支払限度に関係なく入院給付金を支払います。

保障内容について

〈ガン特則〉

◇ガン特則を付加すると、ガンに対する保障を充実させることができます。

しくみ図(終身医療保険 2014 ガン特則付)



支払事由など

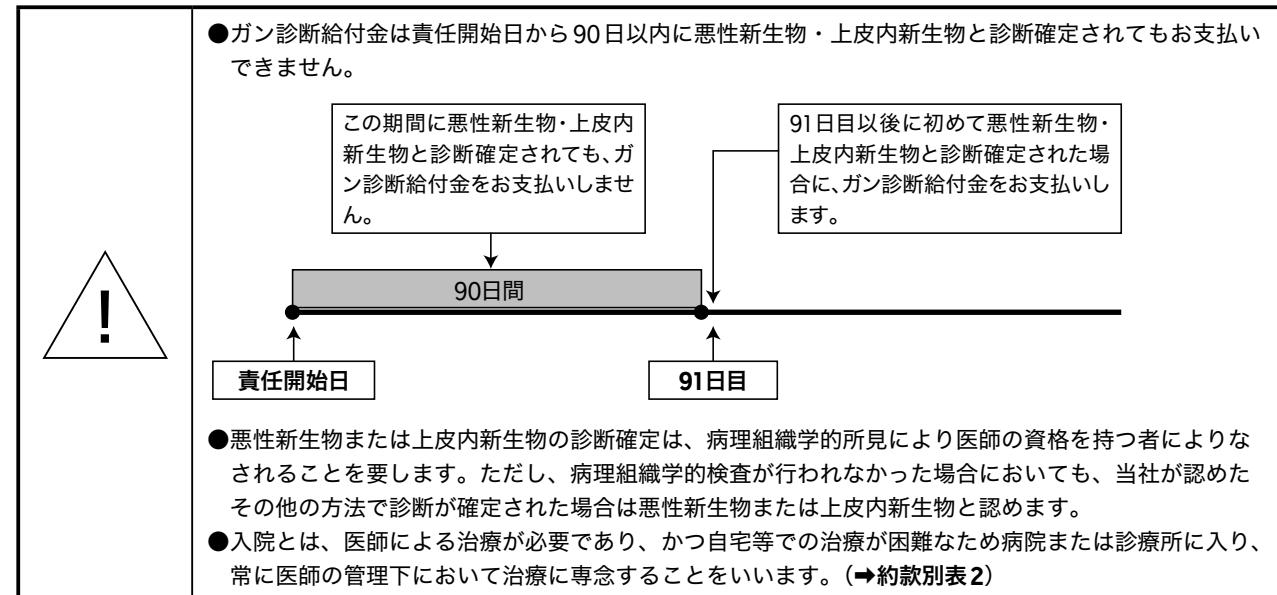
お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
ガン診断給付金	責任開始日から90日を経過した日の翌日以後(*1)に、初めて次のいずれかの診断確定をされたとき ①悪性新生物(→約款別表18) ②上皮内新生生物(→約款別表19)	①悪性新生物の場合 ガン診断給付金額 ②上皮内新生生物の場合 ガン診断給付金額の10%	悪性新生物、 上皮内新生生物 それぞれにつ き1回	被保険者
ガン治療給付金	責任開始日から90日を経過した日の翌日以後(*1)に診断確定された悪性新生物の治療を目的として次のいずれかの入院(→約款別表2)をしたとき ①初めてのお支払い 悪性新生物によるガン診断給付金の支払事由に該当した日から1年を経過した日の翌日以後の入院 ②2回目以後のお支払い 直前に支払われたガン治療給付金の支払事由に該当した日から1年を経過した日の翌日以後の入院	ガン診断給付金額 と同額	1年に1回、 通算5回	被保険者

(*1)ご契約を復活した場合は、復活の際の責任開始期以後とします。

責任開始日から90日を経過した日以前に悪性新生物または上皮内新生生物と診断確定されていた場合の取扱い

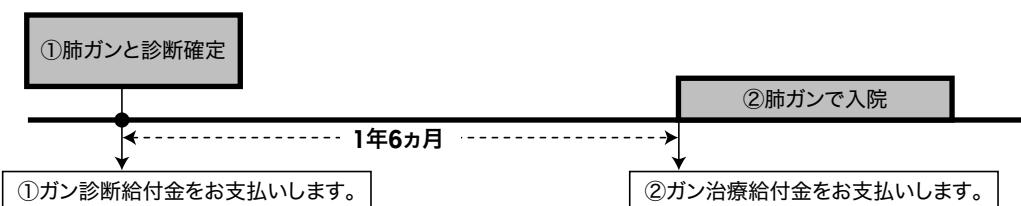
- 被保険者が、責任開始日から90日を経過した日以前に悪性新生物と診断確定されていた場合には、契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず、ガン特則の付加は無効となります。
- この場合、ガン特則部分の保険料は契約者に返金します。(保険料はガン特則を付加しない保険料に改めます。)ただし、告知前に被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、返金しません。
- 責任開始日から90日を経過した日以前に上皮内新生生物と診断確定された場合には、ガン診断給付金はお支払いしません。ガン特則は無効とせず継続します。

保障内容について



ガン診断給付金・ガン治療給付金のお支払例

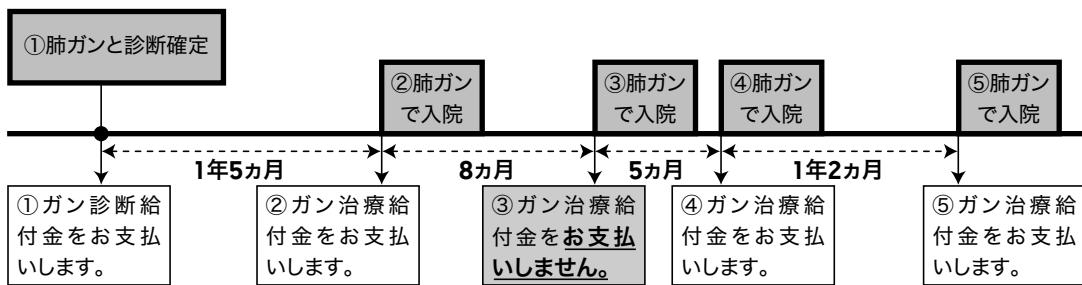
〈肺ガン(悪性新生物)と診断確定され、1年後にその肺ガン(悪性新生物)の治療で入院した場合〉



①悪性新生物と診断確定された場合にガン診断給付金をお支払いします。

②ガン診断給付金の支払事由に該当した日から1年以上経過後に、悪性新生物の治療のために入院したので、ガン治療給付金をお支払いします。

〈肺ガン(悪性新生物)と診断確定され、その後肺ガン(悪性新生物)の治療のための入退院を繰り返している場合〉



①悪性新生物と診断確定された場合にガン診断給付金をお支払いします。

②ガン診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年経過した日の翌日以後に、悪性新生物の治療のために入院したので、ガン治療給付金をお支払いします。

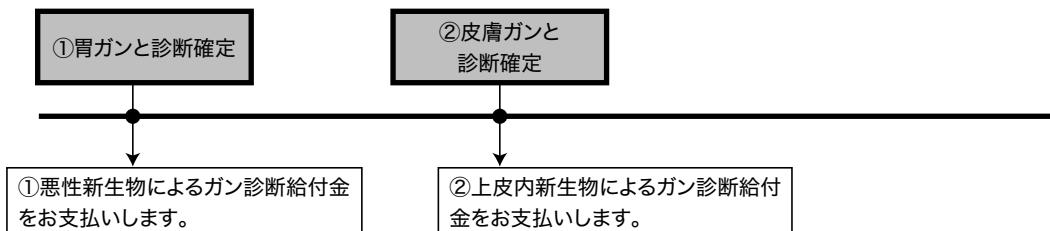
③直前に支払われたガン治療給付金(②)の支払事由に該当した日から1年内の悪性新生物の治療のために入院なので、ガン治療給付金はお支払いしません。

④直前に支払われたガン治療給付金(②)の支払事由に該当した日からその日を含めて1年以上経過した日の翌日以後に、悪性新生物の治療のために入院したので、ガン治療給付金をお支払いします。

⑤直前に支払われたガン治療給付金(④)の支払事由に該当した日からその日を含めて1年以上経過した日の翌日以後に、悪性新生物の治療のために入院したので、ガン治療給付金をお支払いします。

保障内容について

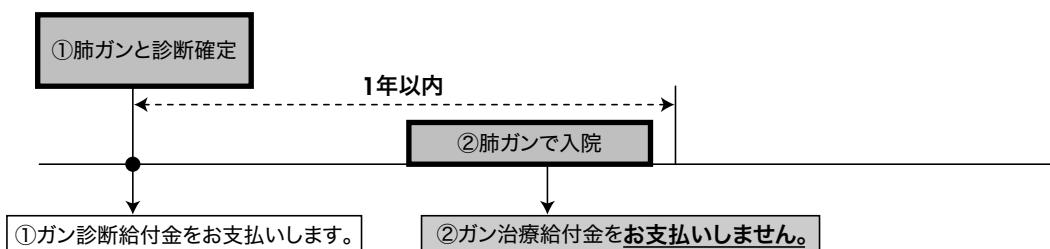
〈胃ガン(悪性新生物)と診断確定され、その後皮膚ガン(上皮内新生物)と診断確定された場合〉



①悪性新生物と診断確定された場合にガン診断給付金をお支払いします。

②上皮内新生物と診断確定された場合にガン診断給付金をお支払いします。お支払いする金額は悪性新生物と診断確定された場合にお支払いする金額の10%です。

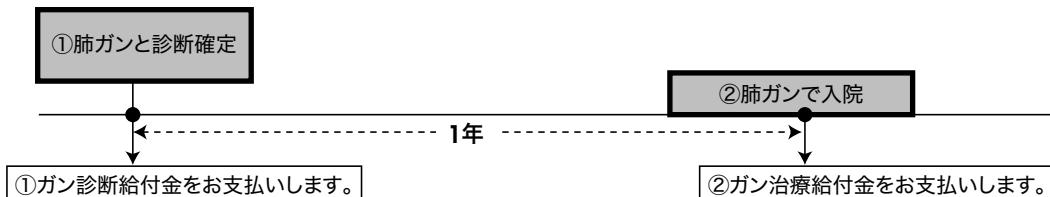
〈肺ガン(悪性新生物)と診断確定され、1年以内にその肺ガン(悪性新生物)の治療で入院した場合〉



①悪性新生物と診断確定された場合にガン診断給付金をお支払いします。

②ガン診断給付金の支払事由に該当した日から1年以内に、悪性新生物の治療のために入院しても、ガン治療給付金はお支払いしません。

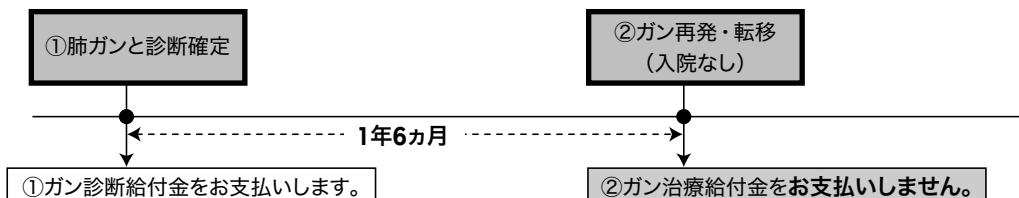
〈肺ガン(悪性新生物)と診断確定され、その肺ガン(悪性新生物)の治療で入院中に1年経過した場合〉



①悪性新生物と診断確定された場合にガン診断給付金をお支払いします。

②ガン診断給付金の支払事由に該当した日から1年以内に、悪性新生物の治療のために入院し、その入院中に1年を経過した場合には、ガン診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年経過した日の翌日にガン治療給付金の支払事由に該当したものとして、ガン治療給付金をお支払いします。

〈肺ガン(悪性新生物)と診断確定され、その後に肺ガン(悪性新生物)が再発・転移した場合〉



①悪性新生物と診断確定された場合にガン診断給付金をお支払いします。

②ガン診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年経過した日の翌日以後に、悪性新生物が再発・転移し、悪性新生物の治療をしても、入院による治療を行っていない場合には、ガン治療給付金をお支払いしません。

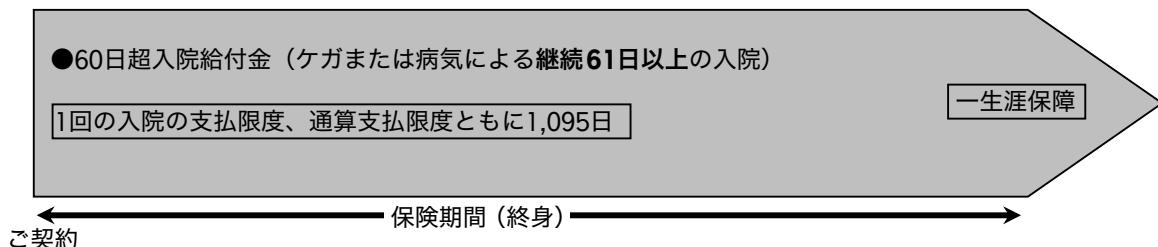
保障内容について

60日超保障型入院保険(払戻金なし)

特徴としくみ

- 1** ケガや病気で継続61日以上の入院をした場合に61日目の入院から保障します。
- 2** 1回の入院の支払限度も通算支払限度も1,095日です。
- 3** 保険期間は終身で、生涯保障が続けます。
- 4** 死亡時の保障や解約時の払戻金はありません。
また、無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

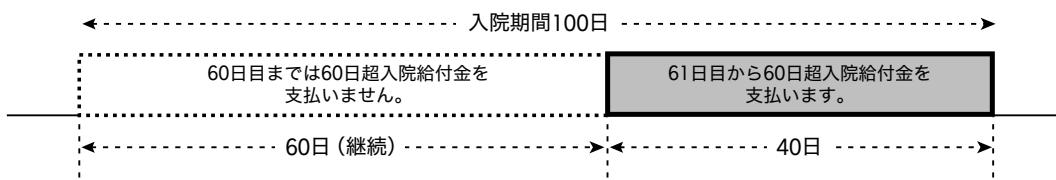
（しくみ図）



支払事由など

お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
60日超入院給付金	責任開始期以後に生じた病気（異常分娩（→約款別表2）を含みます。）またはケガの治療を目的として継続61日以上入院（→約款別表2）したとき	入院給付金日額 × (入院日数 - 60日)	通算して1,095日分を限度	被保険者

◇60日超入院給付金はケガまたは病気による入院が61日以上継続した場合に61日目からお支払いします。（60日以下の入院に対してはお支払いしません。）



◇60日超入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院を開始したときは、原因にかかわらず1回の入院とみなします。ただし、60日超入院給付金が支払われることになった最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。（新たな入院の場合、継続61日以上の入院で61日目からお支払いします。）

◇同一の日に複数の支払事由に該当した場合でも、60日超入院給付金は重複して支払いません。

◇60日超入院給付金の支払日数が支払限度（1,095日）に到達した場合、60日超保障型入院保険（払戻金なし）は消滅します。

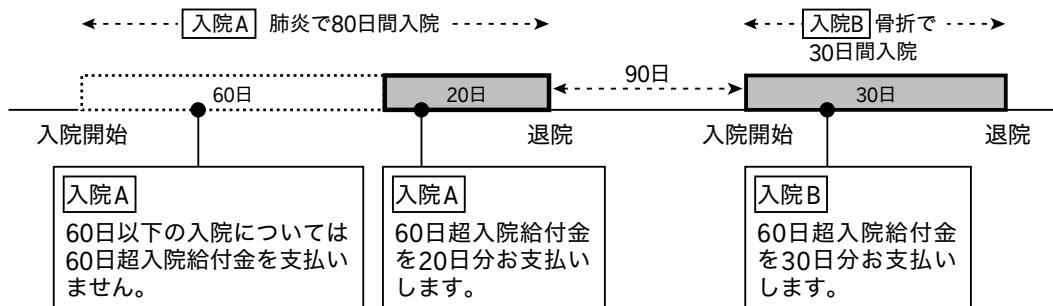
保障内容について



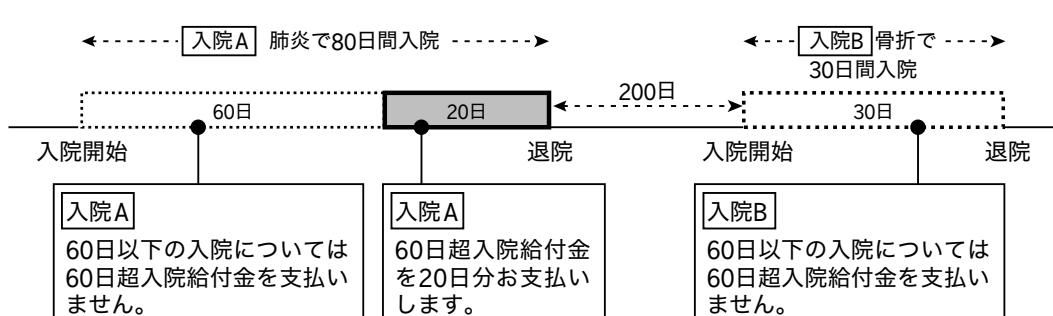
- 60日超入院給付金の支払対象となる入院は治療を目的とする入院であることを要します。美容上の処置や人間ドックのための入院等は治療を目的とする入院には該当しません。
- 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(→約款別表2)

60日超入院給付金のお支払例

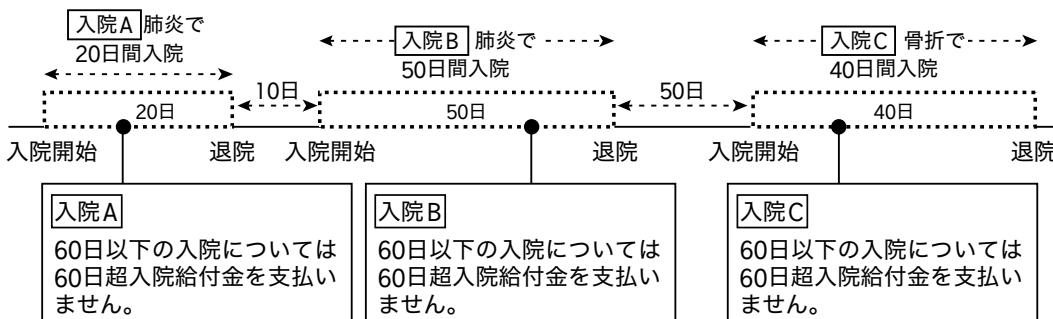
〈2回以上入院した場合①〉



〈2回以上入院した場合②〉



〈入院が継続していない場合〉



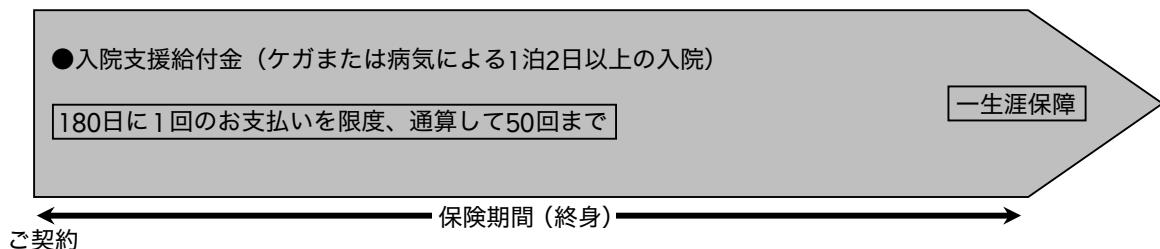
保障内容について

入院支援保険(払戻金なし)

特徴としくみ

- 1** ケガや病気による1泊2日以上の入院に対し入院支援給付金を一時金でお支払いします。
- 2** 入院支援給付金は180日に1回を限度としてお支払いします。(最高50回まで)
- 3** 保険期間は終身で、生涯保障が続きます。
- 4** 死亡時の保障や解約時の払戻金はありません。
また、無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

〈しくみ図〉



支払事由など

お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
入院支援給付金	責任開始期以後に生じた病気(異常分娩(→約款別表2)を含みます。)またはケガの治療を目的として継続2日(1泊2日)以上入院(→約款別表2)したとき	入院支援給付金額	180日に1回、通算して50回を限度	被保険者

- ◇入院支援給付金は、直前の支払事由に該当する入院を開始した日から180日以内に再入院した場合および180日以内に新たな入院を開始した場合にはお支払いしません。直前の支払事由に該当する入院を開始した日から180日を経過した日の翌日以降に支払事由に該当した場合には、入院支援給付金をお支払いします。
- ◇入院支援給付金の支払事由に該当する入院を開始した日から180日を経過した日の翌日に入院を継続している場合には、181日目から新たな入院を開始したものとみなします。
- ◇入院支援給付金の支払回数が支払限度(50回)に到達した場合、入院支援保険(払戻金なし)は消滅します。特約が付加されている場合、特約も同時に消滅します。

	<ul style="list-style-type: none"> ●入院支援給付金の支払対象となる入院は治療を目的とする入院であることを要します。美容上の処置や人間ドックのための入院等は治療を目的とする入院には該当しません。 ●入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(→約款別表2)
--	---

保障内容について

入院支援給付金のお支払例

〈肺炎で50日間入院した場合〉

入院支援給付金をお支払いします。

入院開始

50日

退院

肺炎で50日間入院

〈脳卒中で200日間入院した場合〉

入院支援給付金をお支払いします。

入院支援給付金をお支払いします。

入院開始

180日

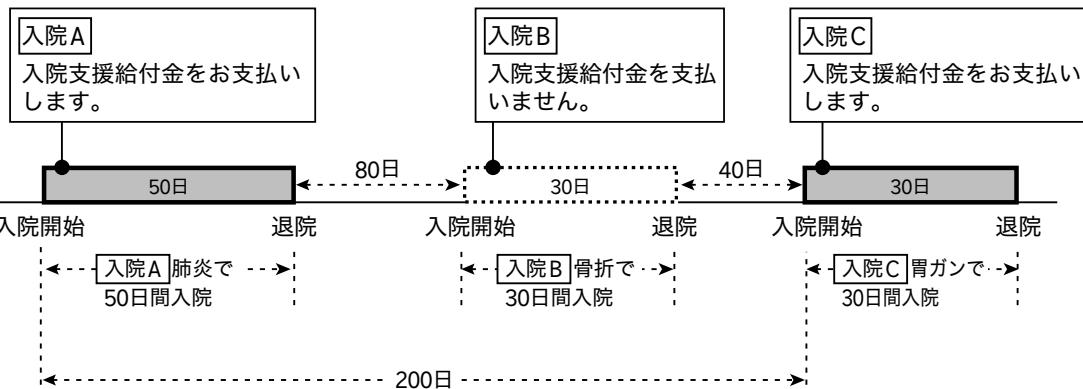
20日

退院

脳卒中で200日間入院

※入院開始日から180日経過した日の翌日に再び入院を開始したものとみなして、入院支援給付金をお支払いします。

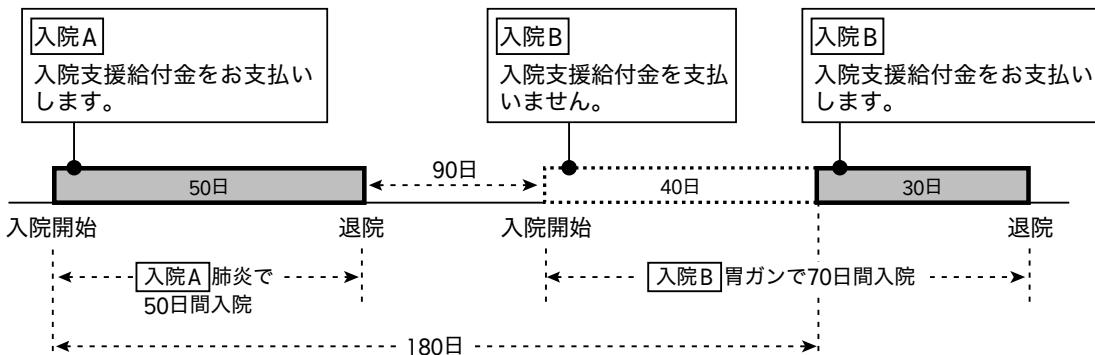
〈2回以上入院した場合①〉



※**入院A**と**入院C**を開始したときに入院支援給付金をお支払いします。

※**入院A**の入院開始日から180日を経過していないので、**入院B**については入院支援給付金をお支払いしません。

〈2回以上入院した場合②〉



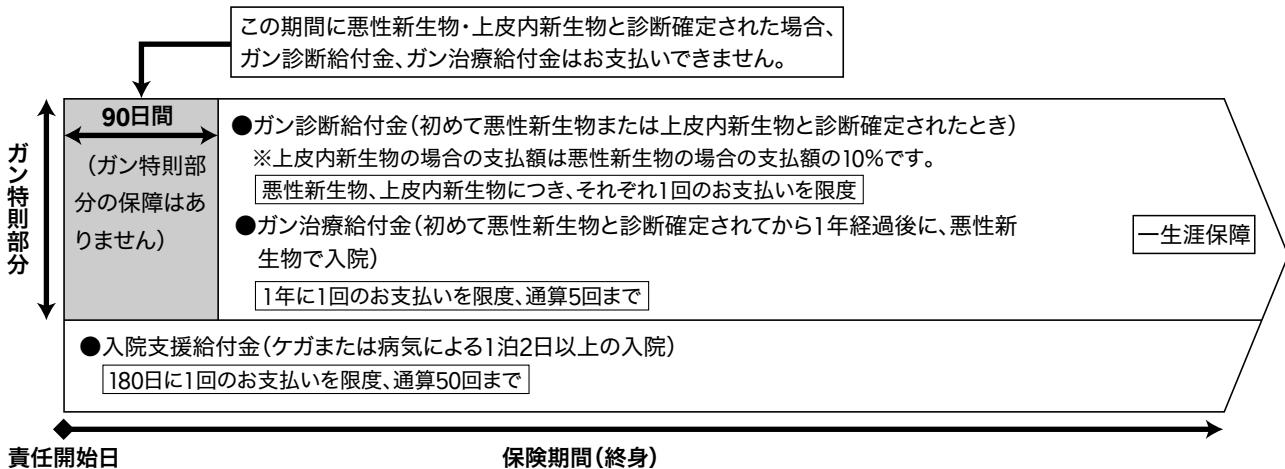
※**入院A**の入院開始日から180日経過した日の翌日に**入院B**を開始したものとみなします。

保障内容について

〈ガン特則〉

◇ガン特則を付加すると、ガンに対する保障を充実させることができます。

しくみ図(入院支援保険(払戻金なし)ガン特則付)



支払事由など

お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
ガン診断給付金	責任開始日から90日を経過した日の翌日以後(*1)に、初めて次のいずれかの診断確定をされたとき ①悪性新生物(→約款別表18) ②上皮内新生物(→約款別表19)	①悪性新生物の場合 ガン診断給付金額 ②上皮内新生物の場合 ガン診断給付金額の10%	悪性新生物、上皮内新生物それぞれにつき1回	被保険者
ガン治療給付金	責任開始日から90日を経過した日の翌日以後(*1)に診断確定された悪性新生物の治療を目的として次のいずれかの入院(→約款別表2)をしたとき ①初めてのお支払い 悪性新生物によるガン診断給付金の支払事由に該当した日から1年を経過した日の翌日以後の入院 ②2回目以後のお支払い 直前に支払われたガン治療給付金の支払事由に該当した日から1年を経過した日の翌日以後の入院	ガン診断給付金額と同額(*2)	1年に1回、通算5回	被保険者

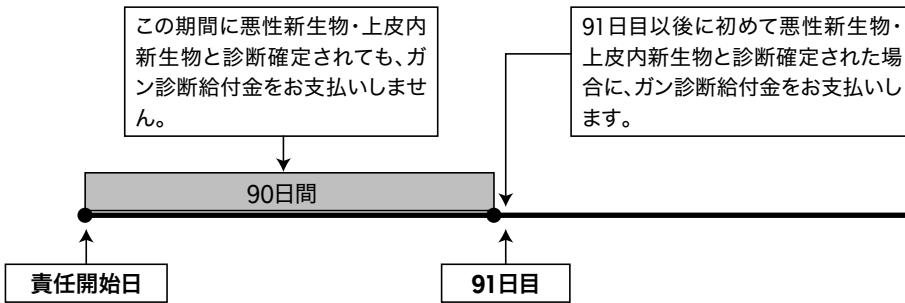
(*1)ご契約を復活した場合は、復活の際の責任開始期以後とします。

(*2)ガン治療給付金の支払額は、ガン診断給付金額×支払割合(100%)です。

責任開始日から90日を経過した日以前に悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されていた場合の取扱い

- 被保険者が、責任開始日から90日を経過した日以前に悪性新生物と診断確定されていた場合には、契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず、ガン特則の付加は無効となります。
- この場合、ガン特則部分の保険料は契約者に返金します。(保険料はガン特則を付加しない保険料に改めます。)ただし、告知前に被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、返金しません。
- 責任開始日から90日を経過した日以前に上皮内新生物と診断確定された場合には、ガン診断給付金はお支払いしません。ガン特則は無効とせず継続します。

保障内容について

	<p>●ガン診断給付金は責任開始日から90日以内に悪性新生物・上皮内新生物と診断確定されてもお支払いできません。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"><p>The diagram illustrates the 90-day period for cancer diagnosis payment. It features a horizontal timeline with two vertical markers: '責任開始日' (Responsibility Start Date) on the left and '91日目' (Day 91) on the right. A thick grey bar labeled '90日間' (90 days) spans the distance between these two markers. Above the timeline, a box contains the text: 'この期間に悪性新生物・上皮内新生物と診断確定されても、ガン診断給付金をお支払いしません。' (Even if malignant neoplasms or intraepithelial neoplasms are diagnosed during this period, cancer diagnosis payment will not be made). To the right of the timeline, another box states: '91日目以後に初めて悪性新生物・上皮内新生物と診断確定された場合に、ガン診断給付金をお支払いします。' (If malignant neoplasms or intraepithelial neoplasms are diagnosed for the first time after Day 91, cancer diagnosis payment will be made).</p><p>●悪性新生物または上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師の資格を持つ者によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合においても、当社が認めたその他の方法で診断が確定された場合は悪性新生物または上皮内新生物と認めます。</p><p>●入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(→約款別表2)</p><p>●ガン診断給付金・ガン治療給付金のお支払例については、終身医療保険2014のガン特則の「ガン診断給付金・ガン治療給付金のお支払例」のページをご覧ください。</p></div>
---	---

保障内容について

女性疾病保険

特徴としくみ

1

所定の女性疾患による入院を保障します。入院日数にかかわらず、入院を開始した場合に女性疾患支援給付金をお支払いします。日帰り入院^(*)も支払対象です。

(*1)日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の入院で、入院基本料などのお支払いの有無で判断します。

2

所定の女性特定ガンと診断確定されたとき(2回目以降のお支払いの場合は、女性特定ガンで入院したとき)には女性特定ガン治療給付金をお支払いします。^(*)^(*)

(*1)責任開始日から90日以内に女性特定ガンと診断確定された場合にはお支払いしません。

(*2)女性特定ガン治療給付金のお支払いは2年に1回を限度とします。

3

乳ガン^(*)で乳房を切除し、乳房再建術を受けた場合には乳房再建給付金をお支払いします。^(*)

(*1)責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガンによる場合にはお支払いしません。

(*2)乳房再建給付金のお支払いは一乳房につき1回を限度とします。

4

死亡した場合には死亡保険金をお支払いします。

5

ご契約を解約した場合の払戻金はありません。

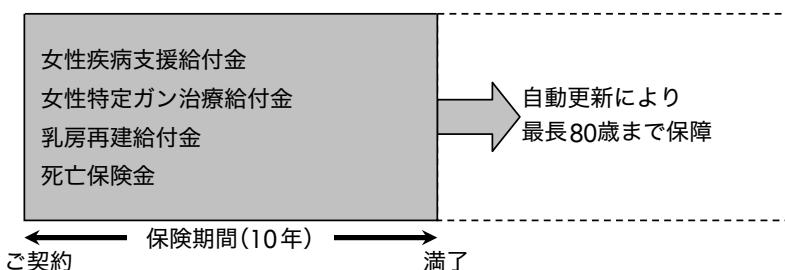
また、無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

6

保険期間満了日の2週間前までにお申出のない限り、健康状態にかかわらず80歳まで^(*)自動更新されます。

(*1)保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳以下となる範囲で自動更新を取扱います。

〈しくみ図〉



- 女性疾患保険は保障の対象を女性特有の病気など特定の疾患に限定しています。約款別表14に定める「女性疾患」および約款別表15に定める「女性特定ガン」に該当しない疾患およびケガは保障の対象となりません。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見により医師の資格を持つ者によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合においても、当社が認めたその他の方法で診断が確定された場合は、ガンと認めます。
- 女性特定ガン治療給付金、乳房再建給付金は責任開始日から90日以内に所定のガンと診断確定されてもお支払いできません。
- 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(→約款別表2)

保障内容について

支払事由など

お支払いする 給付金・保険金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
女性疾病支援給付金	責任開始期以後に生じた所定の女性疾病(→約款別表14)の治療のための入院(→約款別表2)を開始したとき	女性疾病支援 給付金額	180日に1回、 通算して50回 を限度(*1)	
女性特定ガン治療給付金	<p>【1回目】 責任開始日から90日を経過した日の翌日以後(*2)に、初めて所定の女性特定ガン(→約款別表15)に罹患し、かつ、診断確定されたとき</p> <p>【2回目以降】 女性特定ガンの治療のための入院を開始したとき(直前に支払われた女性特定ガン治療給付金の支払事由に該当した日から2年を経過した日の翌日以後に、開始した入院とします。)</p>	女性疾病支援 給付金額の 5倍	2年に1回を 限度(*3)	被保険者
乳房再建給付金	<p>次のすべてに該当したとき</p> <p>(1)責任開始日から90日を経過した日の翌日以後(*2)に乳ガン(*4)に罹患し、かつ、診断確定され、治療のために乳房の切除術(*5)を受けたこと</p> <p>(2)(1)の切除術を受けた乳房について乳房再建術(*6)を受けたこと</p>	女性疾病支援 給付金額の 5倍	1乳房につき 1回を限度	
死亡保険金	死亡したとき	女性疾病支援 給付金額の 5倍	—	死亡保険 金受取人

(*1)女性疾病支援給付金は直前の支払事由に該当した日から、180日以内に再入院した場合および180日以内に新たな女性疾
病による入院を開始した場合にはお支払いしません。直前の支払事由に該当した日から180日を経過した日の翌日以後に
支払事由に該当した場合にお支払いします。

(*2)ご契約を復活した場合は、復活の際の責任開始期以後とします。

(*3)2回目以降の女性特定ガン治療給付金は、直前の支払事由に該当した日から2年以内に女性特定ガンの治療を目的とする
入院を開始した場合にはお支払いしません。直前の支払事由に該当した日から2年を経過した日の翌日以後に支払事由に
該当した場合にお支払いします。

(*4)「乳ガン」とは、約款別表15中の「乳房の悪性新生物(基本分類コードC50)」および「乳房の上皮内癌(基本分類コード
D05)」をいいます。

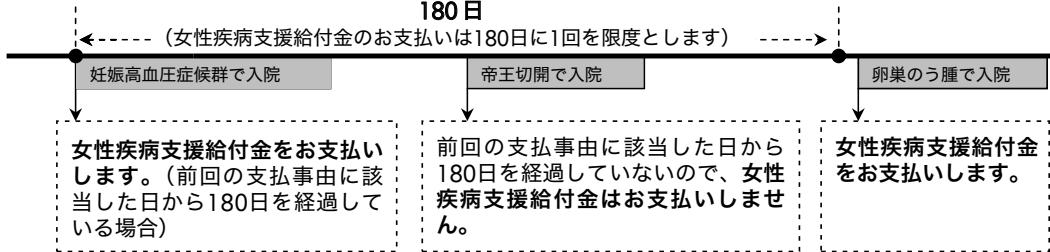
(*5)「乳房の切除術」とは、皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術
を除きます。(→約款別表2)

(*6)「乳房再建術」とは、乳房の切除術により喪失した乳房の形態を皮膚弁(皮膚の欠損部分を被覆するための植皮術は含みま
せん。)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。(→約款別表2)

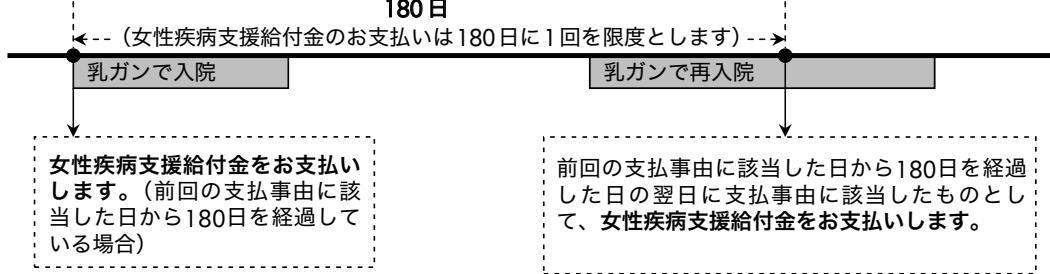
保障内容について

女性疾病支援給付金のお支払例

〈例1〉



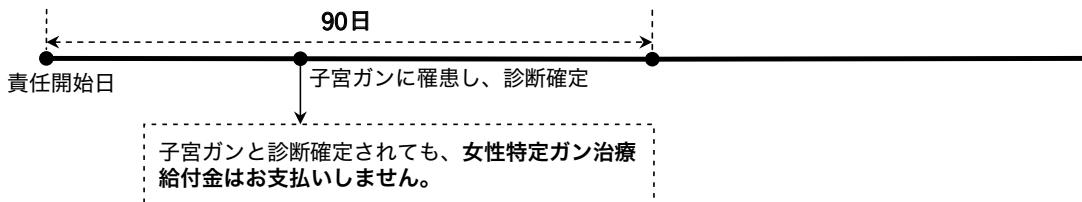
〈例2〉



女性特定ガン治療給付金のお支払例

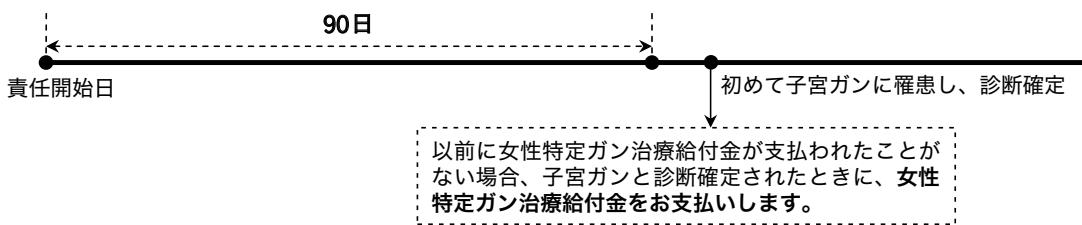
〈責任開始日から90日以内に女性特定ガンと診断確定された場合〉

責任開始日から90日以内に女性特定ガンと診断確定された場合には女性特定ガン治療給付金をお支払いしません。



〈責任開始日から90日経過後に初めて女性特定ガンと診断確定された場合〉

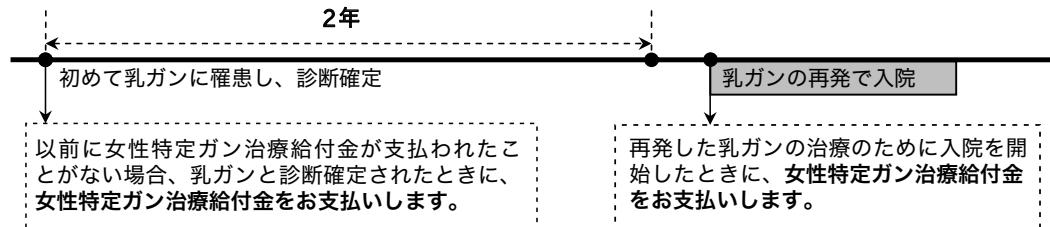
責任開始日から90日を経過した日の翌日以後に初めて女性特定ガンに罹患し、かつ、診断確定された場合に女性特定ガン治療給付金をお支払いします。



〈乳ガンにより女性特定ガン治療給付金をお支払いし、2年経過後に乳ガンの再発により入院した場合〉

女性特定ガン治療給付金のお支払いは2年に1回を限度とします。

直前の支払事由に該当した日から2年を経過した日の翌日以後に女性特定ガンの治療を目的として入院を開始した場合に女性特定ガン治療給付金をお支払いします。

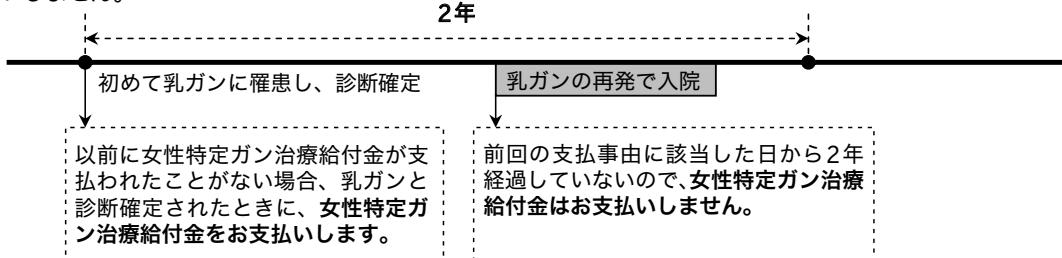


保障内容について

〈乳ガンにより女性特定ガン治療給付金をお支払いし、2年以内に乳ガンの再発により入院した場合〉

女性特定ガン治療給付金のお支払いは2年に1回を限度とします。

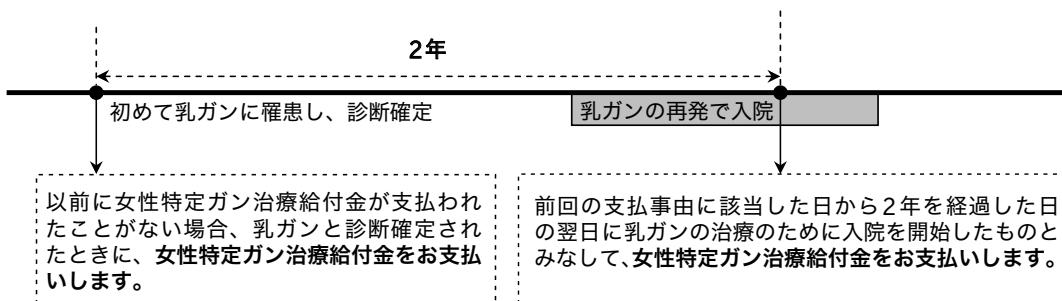
直前の支払事由に該当した日から2年以内に女性特定ガンの治療を目的として入院を開始しても、女性特定ガン治療給付金はお支払いしません。



〈乳ガンにより女性特定ガン治療給付金をお支払いし、2年以内に乳ガンの再発により入院、入院中に2年が経過した場合〉

女性特定ガン治療給付金のお支払いは2年に1回を限度とします。

直前の支払事由に該当した日から2年経過した日の翌日に女性特定ガンにより継続入院していた場合には、その日に入院を開始したものとみなして、女性特定ガン治療給付金をお支払いします。



保障内容について

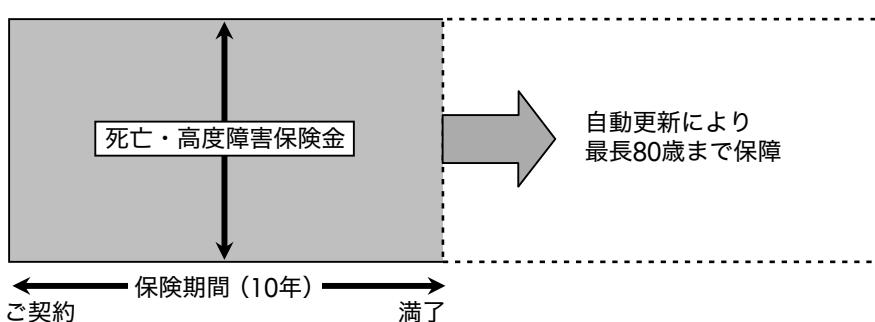
インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)

特徴としくみ

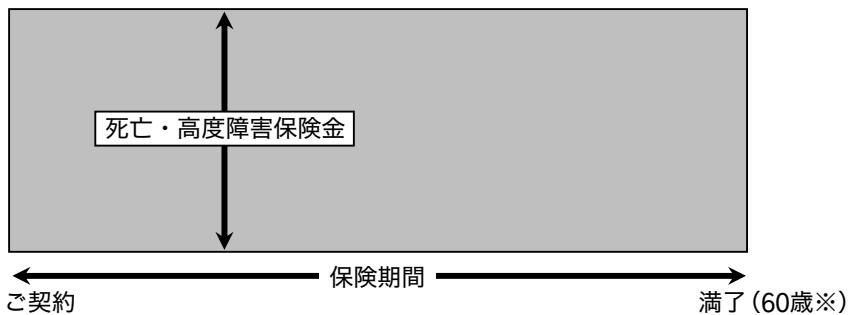
- 1** 保険期間中に死亡した場合または高度障害状態に該当した場合の保障を目的とした保険です。
- 2** 不慮の事故で所定の身体障害の状態に該当した場合には、以後の保険料の払込みを免除します。
- 3** ご契約を解約した場合の払戻金はありません。
また、無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- 4** 10年満了の場合、保険期間満了日の2週間前までにお申出のない限り、健康状態にかかわらず**80歳まで**自動的に更新されます。
(*)保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳以下となる範囲で更新を取扱います。

〈しくみ図〉

○ 10年満了の場合



○ 60歳満了の場合



※満60歳の誕生日の直後に到来する契約応当日の前日まで。ただし、契約日が誕生日の場合は満60歳の誕生日の前日まで。

支払事由など

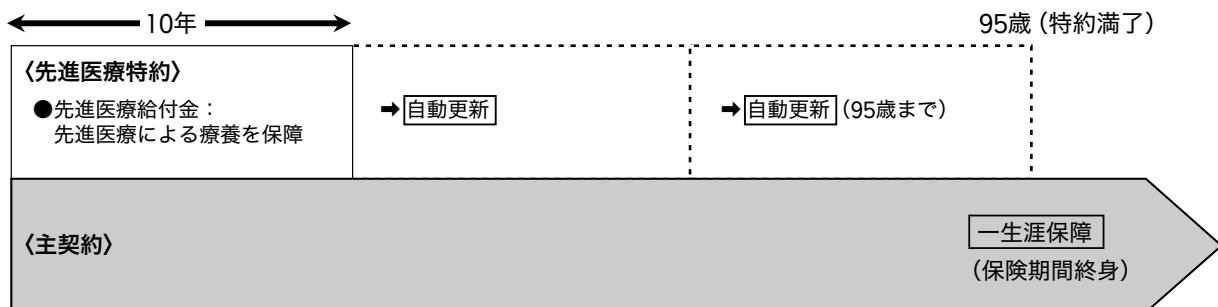
お支払いする保険金・ 保険料の払込みの免除	支払事由・保険料の払込みの免除事由	支払額等	受取人
死亡保険金(*)	死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金(*)	責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の高度障害状態(→約款別表10)に該当したとき	保険金額	被保険者
保険料の払込みの免除	責任開始期以後に生じた不慮の事故(→約款別表3)による傷害により、事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態(→約款別表17)に該当したとき	将来に向かって保険料の 払込みを免除します	—

(*)死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金をお支払いした場合には、保険契約は消滅します。

保障内容について

先進医療特約

〈しくみ図〉



- △先進医療特約の保険期間は10年(10年満了)で、10年ごとに自動的に更新されます。(更新時の年齢によっては更新後の特約の保険期間が10年に満たない場合があります。)
- △更新限度は95歳までです。(特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が95歳以下となる範囲で更新を取扱います。)
- △更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率によって新たに計算されますので、変更される場合があります。

支払事由など

お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
先進医療給付金	責任開始期以後に生じたケガまたは病気(異常分娩(→約款別表2)を含みます。)の治療を目的として厚生労働大臣が定める先進医療による療養(→約款別表2)を受けたとき	先進医療にかかる技術料の自己負担額と同額	通算して2,000万円を限度	被保険者

- △先進医療給付金のお支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。
- △先進医療給付金の支払限度は保険期間を通算して2,000万円までです。先進医療特約を更新した場合、更新前後は継続した保険期間とみなします。

先進医療について

先進医療による療養とは、公的医療保険制度の法律にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。先進医療ごとに決められた適応症に対し、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。(→約款別表2)
先進医療給付金の支払額には、公的医療保険制度の法律にもとづき給付の対象となる費用(自己負担部分を含みます。)、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。

	<ul style="list-style-type: none">●先進医療特約の保険期間中、新たに厚生労働大臣の承認を得た先進医療による療養は、先進医療給付金の支払対象となります。一方、加入時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた日現在において一般診療へ導入され、公的医療保険の給付対象となった場合や、承認取消などの理由により先進医療でなくなった場合は、先進医療給付金の支払対象とはなりません。●先進医療特約の給付にかかる公的医療保険制度等が将来変更されたときは、主務官庁の認可を得て先進医療給付金の支払事由を変更することができます。●先進医療について詳しくは、厚生労働省のホームページをご参照ください。
--	---

保障内容について

リビング・ニーズ特約

◇インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるときに死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

お支払いする保険金	支払事由	支払額	受取人
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6ヵ月以内(*)と判断されるとき	指定保険金額から、請求日から6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額	被保険者

(*)余命6ヵ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることをいいます。余命6ヵ月の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、または当社が確認を行った結果にもとづいて行います。

◇指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求時に受取人が死亡保険金額の範囲内で指定してください。ただし、1人の被保険者につき指定できる金額の限度は、リビング・ニーズ特約が付加されている他の保険契約と通算して3,000万円となります。

◇特約保険料は必要ありません。

ご契約にあたって
(お願いとお知らせ)

保障内容について

保険金・給付金の請求・
お支払いについて

ご契約後について

約款

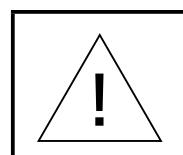
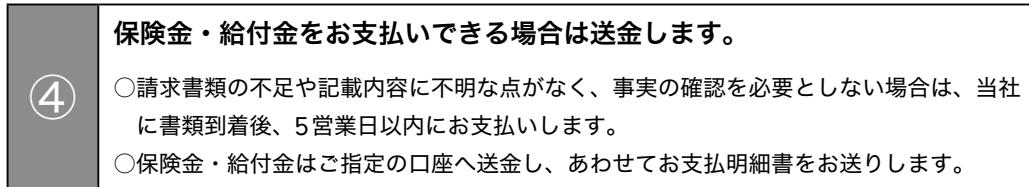
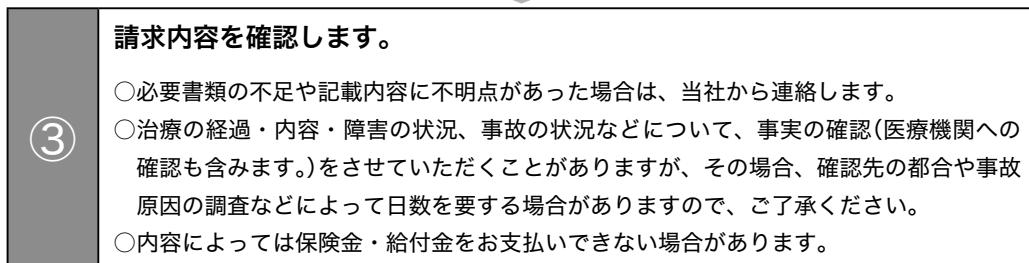
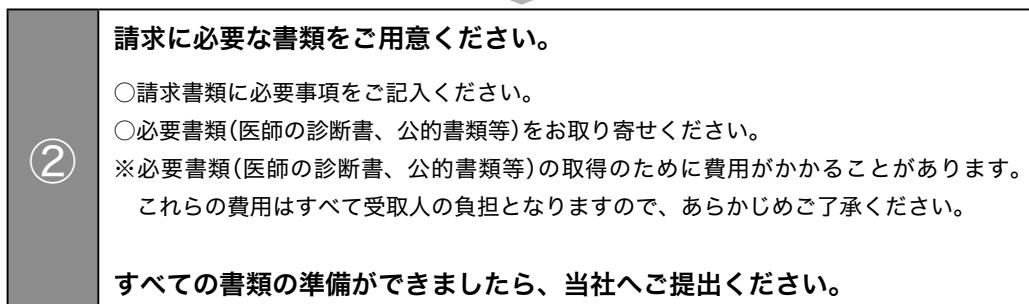


- 死亡保険金額の全部が指定保険金額に指定され、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、請求日にその保険契約は消滅したものとします。死亡保険金額の一部が指定保険金額に指定され、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、指定保険金額分が請求日に減額されたものとします。(リビング・ニーズ保険金として指定されていない部分については、引き続き保険料の払込みが必要です。)
- 保険期間満了前1年以内の保険契約(保険期間満了時に保険契約が更新される場合を除きます。)については、リビング・ニーズ保険金はお支払いできません。
- 複数の保険契約からリビング・ニーズ保険金を請求される場合は、各保険契約の合計額としての金額を指定してください。複数の保険契約からリビング・ニーズ保険金の請求があった場合、各保険契約の死亡保険金額の割合に応じてお支払いします。
- リビング・ニーズ保険金を受け取った後、6ヵ月以内に被保険者が死亡した場合でも、差し引いた6ヵ月分の利息・保険料については返金しません。
- リビング・ニーズ保険金が支払われた場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。
- 女性疾病保険にリビング・ニーズ特約を付加することはできません。

保険金・給付金の請求・お支払いについて

保険金・給付金等の請求手続き

保険金・給付金の支払事由や、保険料の払込みの免除事由(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)が生じた場合のお手続きの流れは次のとおりです。



保険金・給付金等を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅しますのでご注意ください。

保険金・給付金の請求・お支払いについて

保険金・給付金等の請求に必要な書類

◇請求に必要な書類は次のとおりです。(●は当社所定の書類です。当社所定の書類は当社HPからダウンロードすることもできます。)

請求項目	必要書類	請求書	保険証券	医師の診断書	入院証明書	手術証明書	死亡証明書	被保険者の住民票	被保険者の印鑑証明書	受取人の戸籍抄本	受取人の印鑑証明書	その他
死亡保険金	● ○					● ○				○ ○		
高度障害保険金	● ○	●					○			○ ○		
入院給付金 60日超入院給付金 入院支援給付金 ガン治療給付金 女性疾病支援給付金 女性特定ガン治療給付金	● ○	● ●	●				○	○ ○ ○ ○				
手術給付金 乳房再建給付金	● ○	●			●		○	○ ○ ○ ○				
ガン診断給付金 先進医療給付金	● ○	●					○	○ ○ ○ ○				先進医療にかかる技術料の支出を証する書類(先進医療給付金)
リビング・ニーズ保険金	● ○	●					○	○ ○				
保険料の払込みの免除	● ○	●										事故証明書(インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)

※これらの書類以外の書類の提出を求めるごとに、またはこれらの書類のうち不必要と認めた書類を省略することができます。

ご契約にあたって
(お願いとお知らせ)

保障内容について

保険金・給付金の請求・
お支払いについて

ご契約後について

約款

保険金・給付金の請求・お支払いについて

保険金・給付金の支払期限

保険金・給付金は、請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、当社に提出された書類だけでは確認ができない場合は次のとおりとします。

保険金・給付金のお支払いをするための確認等が必要な場合		支払期限
<p>① 保険金・給付金をお支払いするための確認が必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none">○保険金・給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合○保険金・給付金の免責事由に該当する可能性がある場合○告知義務違反に該当する可能性がある場合○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から30日
<p>② 上記①の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none">○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合○弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合○日本国外における調査が必要な場合○契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	<p>請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から30日</p> <p>請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から90日</p> <p>請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から180日</p> <p>請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から60日</p>

(*)請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

	保険金・給付金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者、保険金・給付金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金をお支払いしません。
---	---

保険金・給付金の請求・お支払いについて

保険金・給付金等の代理請求(指定代理請求特約)

◇指定代理請求特約が付加されている場合、被保険者が受取人である保険金・給付金の支払事由等が生じたときに、被保険者が保険金・給付金等を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者の代理人として保険金・給付金等を請求することができます。

◇契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定してください。

指定代理請求人の範囲	代理請求の対象となる保険金・給付金等	被保険者が保険金・給付金等を請求できない特別な場合	代理請求できない場合
次のいずれかの方のうち1名を指定してください。 ●被保険者の戸籍上の配偶者 ●被保険者の3親等内の親族	●高度障害保険金 ●入院給付金 ●手術給付金 ●60日超入院給付金 ●入院支援給付金 ●ガン診断給付金 ●ガン治療給付金 ●女性疾病支援給付金 ●女性特定ガン治療給付金 ●乳房再建給付金 ●先進医療給付金 ●リビング・ニーズ保険金 ●保険料の払込みの免除(契約者と被保険者が同一の場合はあります。)	●保険金・給付金、保険料の払込みの免除の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めたとき ●「ガン」などの会社が認めた傷病名の告知を受けていない場合 ●その他保険金・給付金、保険料の払込みの免除を請求できない特別な事情があると会社が認めた場合	指定代理請求人が次に該当する場合には代理請求をすることができません。 ●故意に保険金・給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由を生じさせたとき ●故意に被保険者を保険金・給付金、保険料の払込みの免除の請求ができない状態にさせたとき ●請求時において、指定代理請求人の範囲外となったとき(例:婚姻関係を解消して戸籍上の配偶者でなくなったとき等)

◇被保険者が保険金・給付金等を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人が請求時に死亡している、指定了した指定代理請求人が指定代理請求人の範囲外である、指定代理請求人が代理請求できない等、指定代理請求人が請求できないときは、次の方が代理請求人として保険金・給付金等を請求することができます。

①請求時において被保険者と同居または生計を一にする死亡保険金受取人

②①に該当する者がいない場合、①に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者

③①または②に該当する者がいない場合、①または②に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にする被保険者の3親等内の親族

	●保険金・給付金を指定代理請求人・代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金・給付金を請求いただいてもお支払いできません。 ●指定代理請求特約が付加されている場合には、60日超保障型入院保険(払戻金なし)・入院支援保険(払戻金なし)、女性疾病保険およびリビング・ニーズ特約に規定されている代理請求に関する約款規定は適用せず、指定代理請求特約の約款規定が優先して適用されます。
---	---

保険金・給付金の請求・お支払いについて

保険金・給付金をお支払いできない場合

支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当しない場合

◇保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)に該当しない場合には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。保険金・給付金の支払事由等の詳細については「保障内容について」のページでご確認ください。

〈支払事由等に該当しない例〉

- 約款別表に定める高度障害状態、身体障害の状態に該当しない場合
- ケガまたは病気の治療を目的としていない入院・手術の場合
- 約款別表2に定める入院、手術等の定義に該当しない入院・手術の場合
- 支払対象とならない手術の場合
- 60日超保障型入院保険で、入院日数が61日以上継続していない場合
- 各給付金の支払限度をこえた場合
- 責任開始日から90日以内に、悪性新生物・上皮内新生物と診断確定された場合(ガン診断給付金、女性特定ガン治療給付金、乳房再建給付金)

免責事由に該当した場合

◇保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)に該当しても、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

〈保険金をお支払いしない場合〉

- 契約者・被保険者・受取人の故意によるとき
- 責任開始日(復活が行われたときは復活の際の責任開始日)から3年以内の被保険者の自殺によるとき

〈給付金をお支払いしない場合・保険料の払込みの免除をしない場合〉

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 被保険者の薬物依存によるとき(インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)を除く)

戦争その他の変乱、地震・噴火・津波により支払事由等が生じた場合

◇戦争その他の変乱により保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)が生じた場合、支払事由等に該当する被保険者の数によっては、保険金・給付金を削減してお支払いするか、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をしないことがあります。

◇地震・噴火・津波により給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)が生じた場合、支払事由等に該当する被保険者の数によっては、給付金を削減してお支払いするか、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をしないことがあります。

責任開始期前に生じたケガまたは病気による場合

◇高度障害保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)は、責任開始期以後に生じたケガまたは病気を原因とする場合に限ります。したがって、原因となるケガまたは病気が責任開始期前に生じている場合は、高度障害保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をできません。

	傷病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始期以後の原因によるものとみなし、保険金・給付金の支払対象や保険料の払込みの免除の対象となります。 <ul style="list-style-type: none">●責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合で、ご契約時にその傷病について告知があった場合●責任開始期前に生じた傷病を原因とする場合で、責任開始期前に医師の診察や検査等の結果で異常の指摘を受けたことがなく、その傷病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合●責任開始日から2年経過後に入院を開始した場合、手術を受けた場合
---	---

◇ガン診断給付金、女性特定ガン診断給付金、乳房再建給付金については、責任開始日から90日以内に悪性新生物・上皮内新生物と診断確定された場合には、お支払いできません。

保険金・給付金の請求・お支払いについて

詐欺による取消しの場合

◇契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結または復活したものと認められ、ご契約が取消しとなった場合、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)をすることができません。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合

◇ご契約締結の状況、ご契約成立後の保険金・給付金の請求の状況等から、契約者が保険金・給付金を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的でご契約を締結または復活したものと認められ、ご契約が無効とされた場合、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)をすることができません。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。

告知義務違反による解除の場合

◇故意または重大な過失により事実を告知しなかったり、告知していただいた内容が事実と相違していたため、告知義務違反によりご契約が解除された場合、保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)に該当していても保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。

重大事由による解除の場合

◇次のような事由(重大事由)に該当しご契約が解除された場合、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)をすることができません。

- ①契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、ご契約の保険金・給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ③他の保険契約との重複により入院給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- ⑤上記①～④の他、当社の契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする、上記①～④と同等の重大な事由があるとき

※上記の事由が生じた後に、保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じたときは、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。(上記④の事由のみ該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の受取人だけが該当したときは、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金額を除いた金額を、他の受取人にお支払いします。)すでに保険金・給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込みを免除していたときでも、保険料の払込みを請求することができます。

(*1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2)反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

ご契約が失効した場合

◇保険料の払込みがなかったためご契約が失効した後に、保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由(終身医療保険2014、インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)が生じても、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。

保険金・給付金の請求・お支払いについて

保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例

〈高度障害保険金のお支払い(対象となる高度障害状態)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合			
交通事故で両腕を肘の部分で切断した場合	交通事故で両腕が不自由になり、リハビリを続けている場合					
解説						
<p>高度障害保険金は、責任開始期以後に生じた疾病または傷害を直接の原因として、約款別表10に定める高度障害状態に該当したときにお支払いします。したがって、約款別表10に定める高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。リハビリなどにより回復の見込みがある場合は、高度障害状態に該当しないため、高度障害保険金をお支払いできません。</p> <p>※高度障害保険金の支払対象となる状態は、身体障害者福祉法に定める障害状態等とは異なる場合があります。</p>						

〈入院給付金等のお支払い(告知義務違反による解除)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合			
血圧が高いため投薬中であることを正しく告知したうえで当社がご契約をお受けし、1年後に「高血圧」を原因とする「脳卒中」で入院した場合	ご契約加入(責任開始期)前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せずに加入され、1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院した場合					
解説						
<p>ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等について事実をありのまま正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。また、責任開始日から2年を経過していても、入院給付金等の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することができます。</p> <p>なお、深刻な病気で入院中であることを故意に告知しないなど、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、入院給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、既に払込みいただいた保険料はお返しません。</p>						

〈入院給付金等のお支払い(責任開始期前の発病)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合			
ご契約加入(責任開始期)後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合	ご契約加入(責任開始期)前に発病していた「椎間板ヘルニア」により入院した場合					
解説						
<p>入院給付金等は、責任開始期以後に生じたケガまたは病気を原因とする場合に支払対象となります。責任開始期前に生じたケガまたは病気を原因とする場合には、入院給付金等のお支払いはできません。ただし、責任開始日から2年を経過して開始した入院・手術については、責任開始期前に生じたケガまたは病気を原因とする場合でもお支払いすることができます。</p>						

〈入院給付金・入院支援給付金のお支払い(支払対象となる入院)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合			
急な吐血のため病院で受診したところ、医師に「検査および治療のための入院が必要」と言われ、検査および治療を目的として1泊2日の入院をした場合	健康診断のため、病院で1泊2日の人間ドックを受けた場合					
解説						
<p>入院給付金・入院支援給付金は、ケガまたは病気の治療を目的として入院したときにお支払いします。人間ドック検査など健康診断のために入院した場合には、お支払いできません。ただし、治療に先立つ検査のための入院は、治療を目的とする入院に含めて取扱い、入院給付金・入院支援給付金をお支払いします。</p>						

保険金・給付金の請求・お支払いについて

〈入院給付金のお支払い(1回の入院の支払限度)〉

○	お支払いできる場合	×	一部お支払いできない場合			
「脳梗塞」で40日間入院した場合	「脳梗塞」で100日間入院した場合 ※60日分はお支払いします。					
解説						
1回の入院の入院給付金のお支払いは、支払限度である60日までとなります。60日を超える入院については入院給付金をお支払いしません。ただし、悪性新生物による入院の場合には、支払限度はありません。						

〈入院給付金のお支払い(2回以上入院した場合)〉

○	お支払いできる場合	×	一部お支払いできない場合			
「脳梗塞」で40日間入院し、退院日から200日後に交通事故によるケガで30日間入院した場合	「脳梗塞」で40日間入院し、退院日から50日後に交通事故によるケガで30日間入院した場合 ※60日分はお支払いします。					
解説						
2回以上の入院をした場合、直前の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。(入院の原因による区別はありません。) 1回の入院の入院給付金の支払限度は60日のため、合算して60日を超えた入院については入院給付金をお支払いしません。						

〈手術給付金のお支払い(支払対象となる手術)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合			
約款別表16に定められている手術(皮膚「悪性」腫瘍切除術)を入院せずに受けた場合	約款別表16に定められていない手術(皮膚「良性」腫瘍切除術)を入院せずに受けた場合					
解説						
手術給付金の支払対象となる手術は、約款別表16に定める手術であるか、公的医療保険制度の対象となる手術で、かつ手術の原因と同一の原因による入院中に受けた手術です。入院を伴わない皮膚縫合術、指の骨接合術、扁桃腺摘出術、抜釘術等は支払対象なりません。						

〈60日超入院給付金のお支払い〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合			
「肺炎」で入院中に「胃ガン」が発覚しそのまま退院せずに合計70日間入院した場合	「肺炎」で20日間入院し退院、退院日から30日後に交通事故によるケガで50日間入院した場合					
解説						
60日超入院給付金のお支払いは、継続61日以上の入院が対象です。原因を問わず、継続入院が61日以上となった場合に、61日目から60日超入院給付金をお支払いします。2回以上の入院をした場合で、直前の入院の退院日と次の入院の入院開始日が1日でもあっていた場合には、継続入院とはならず、60日超入院給付金はお支払いしません。						

〈ガン診断給付金のお支払い〉(ガン診断確定の時期)

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合			
ご契約加入(責任開始日)から100日後に「胃ガン」と診断確定された場合	ご契約加入(責任開始日)から60日後に「胃ガン」と診断確定された場合					
解説						
ガン診断給付金は、保険契約締結時の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されたときにお支払いします。保険契約締結時の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物または上皮内新生物に対してはガン診断給付金をお支払いしません。						

ご契約にあたって
(お願いとお知らせ)

保障内容について

保険金・給付金の請求・
お支払いについて

ご契約後について

約款

保険金・給付金のご請求・お支払いについて

〈ガン診断給付金・ガン治療給付金のお支払い〉

○	お支払いできる場合	×	一部お支払いできない場合
「胃ガン」(悪性新生物)と診断確定されガン診断給付金が支払われた2年後に、「胃ガン」(悪性新生物)が再発し入院して治療を行った場合	「皮膚の上皮内新生物」と診断確定され、ガン診断給付金が支払われた2年後に、「子宮の上皮内新生物」と診断確定され、入院して治療を行った場合		
解説			
<p>ガン診断給付金は悪性新生物または上皮内新生物と診断確定された場合に、それぞれ1回ずつお支払いします。(上皮内新生物の場合のお支払額は悪性新生物の場合のお支払額の10%です。)</p> <p>ガン治療給付金は悪性新生物によるガン診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に悪性新生物の治療を目的として入院したときにお支払いします。上皮内新生物で入院治療をしても、ガン治療給付金はお支払いしません。</p>			

〈ガン治療給付金のお支払い〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
「胃ガン」(悪性新生物)と診断確定されガン診断給付金が支払われた2年後に、大腸への転移が発覚し、治療のために入院した場合。	「胃ガン」(悪性新生物)と診断確定されガン診断給付金が支払われた10ヵ月後に、大腸への転移が発覚し、治療のために入院した場合。		
解説			
<p>ガン治療給付金は、悪性新生物と診断確定されガン診断給付金の支払事由に該当した日から、または、直前に支払われたガン治療給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、悪性新生物の治療を目的として入院したときにお支払いします。したがって、1年以内に悪性新生物の治療を目的として入院してもお支払いできません。</p>			

〈ガン治療給付金のお支払い〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
「肺ガン」(悪性新生物)と診断確定されガン診断給付金が支払われた2年後に「肺ガン」が再発し、抗がん剤治療を受けるために検査入院し、治療は通院で行った場合。	「肺ガン」(悪性新生物)と診断確定されガン診断給付金が支払われた2年後に「肺ガン」が再発し、一度も入院せずに通院のみで抗がん剤治療を行った場合		
解説			
<p>ガン治療給付金は治療内容にかかわらず、悪性新生物の治療を目的として入院したときにお支払いします。したがって、1度も入院することなくすべて通院による抗がん剤治療を行った場合にはお支払いできません。通院で行う抗がん剤治療の場合でも、抗がん剤治療を行うための検査入院を1日でもした場合には、治療のための入院とみなしてガン治療給付金をお支払いします。</p>			

〈女性疾病支援給付金(女性疾病保険)のお支払い(支払対象となる入院)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
「子宮筋腫」の治療のために入院を開始した場合	「胃ガン」の治療のために入院を開始した場合		
解説			
<p>女性疾病保険の女性疾病支援給付金は、約款に定める女性疾病的治療を目的として入院を開始したときにお支払いします。約款別表14に定める女性疾病には該当しない胃ガンなどの治療のために入院を開始した場合にはお支払いできません。</p>			

保険金・給付金のご請求・お支払いについて

〈女性特定ガン治療給付金(女性疾病保険)のお支払い〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
ご契約の締結の際の責任開始日から100日目に「乳ガン」(悪性新生物または上皮内新生物)に罹患し、かつ、診断確定された場合	ご契約の締結の際の責任開始日から30日目に「乳ガン」(悪性新生物または上皮内新生物)に罹患し、かつ、診断確定された場合		
解説			
女性特定ガン治療給付金の1回目のお支払いは、ご契約の締結の際の責任開始日から90日経過した日の翌日以後に罹患し、かつ、診断確定された約款に定める女性特定ガンに限ります。したがって、ご契約の締結の際の責任開始日から30日目に乳ガンに罹患し、診断確定されても、女性特定ガン治療給付金をお支払いできません。			

〈女性特定ガン治療給付金(女性疾病保険)のお支払い(2回目以降の場合)〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
女性特定ガン治療給付金が支払われ、その支払事由に該当した日から4年経過後に、「乳ガン」(悪性新生物または上皮内新生物)に罹患し、かつ、診断確定され、治療のための入院を開始した場合	女性特定ガン治療給付金が支払われ、その支払事由に該当した日から4年経過後に、「乳ガン」(悪性新生物または上皮内新生物)に罹患し、かつ、診断確定されたが、入院せずに治療を行った場合		
解説			
2回目以降の女性特定ガン治療給付金のお支払いは、直前の女性特定ガン治療給付金の支払事由に該当した日から2年経過した日の翌日以後に女性特定ガンの治療のために入院を開始した場合に限ります。したがって、入院せずに治療を行った場合にはお支払いできません。			

〈乳房再建給付金(女性疾病保険)のお支払い〉

○	お支払いできる場合	×	お支払いできない場合
ご契約の締結の際の責任開始日から100日目に罹患し、かつ、診断確定された「乳ガン」(悪性新生物または上皮内新生物)の治療のために乳房を切除した後に、乳房再建術を受けた場合	ご契約の締結の際の責任開始日から30日目に罹患し、かつ、診断確定された「乳ガン」(悪性新生物または上皮内新生物)の治療のために乳房を切除した後に、乳房再建術を受けた場合		
解説			
乳房再建給付金は、ご契約の締結の際の責任開始日から90日経過した日の翌日以後に約款に定める乳ガンに罹患し、かつ、診断確定され、乳ガンの治療のために乳房を切除した後に、乳房再建術を受けた場合にお支払いします。したがって、ご契約の締結の際の責任開始日から30日目に罹患し、診断確定された乳ガンにより乳房を切除した後に乳房再建術を受けても、乳房再建給付金をお支払いできません。			

保険金・給付金等の請求に関して訴訟になった場合

保険金・給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本社または保険金・給付金の受取人の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

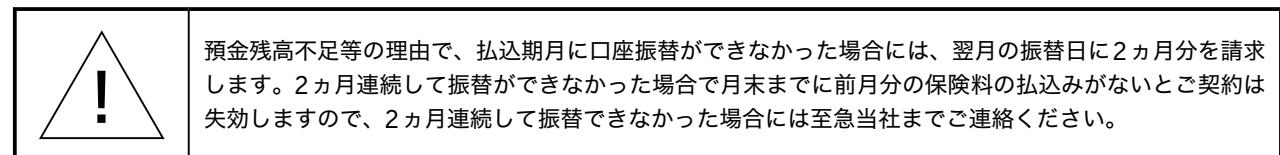
ご契約後について

保険料の払込方法

- ◇保険料の払込方法(回数)は月払です。
- ◇保険料の払込方法(経路)には次のいずれかの方法があります。保険料領収証は発行しません。
 - クレジットカードによりお支払いいただきます。毎月の保険料の請求はクレジットカード会社より行います。(クレジットカード扱)
 - 契約者が指定した口座(当社が提携している金融機関等の口座に限ります。)から、毎月振替日に自動的に当社に払込まれます。(口座振替扱)

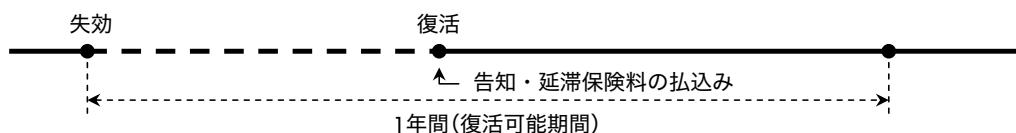
保険料の払込猶予期間と失効

- ◇第2回以後の保険料は払込期月内(月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで)に払込んでください。保険料は毎払込期月の契約応当日から次の契約応当日の前日までの期間に充当されます。
- ◇払込期月内に払込みがない場合のために払込猶予期間を設けています。払込期月の翌月1日から末日までが払込猶予期間です。
- ◇払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、払込猶予期間満了日の翌日からご契約は効力を失います。(失効)



ご契約の復活

- ◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から1年以内であれば、当社の定める手続き(復活請求書の提出、告知、延滞保険料の払込み等)をとっていただいたうえ、当社が承諾した場合、ご契約を復活させることができます。健康状態等によっては復活できない場合もあります。
- ◇復活を承諾した場合、当社は、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約上の責任を開始します。

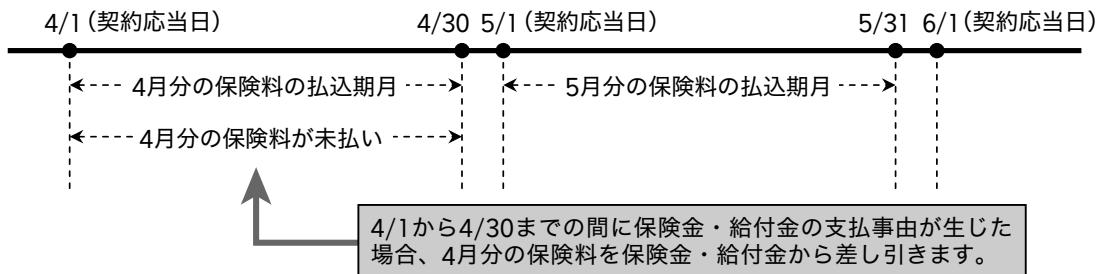


保険金・給付金をお支払いする際の保険料の清算

- ◇保険金・給付金の支払事由が生じた場合で、保険金・給付金の支払事由が生じた日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていないときは、保険金・給付金からその未払込みの保険料を差し引きます。

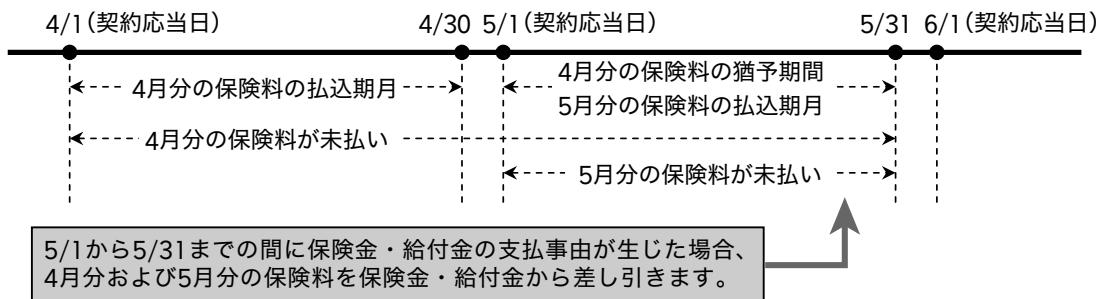
ご契約後について

〈例〉



- ◇猶予期間中の契約応当日以降に保険金・給付金の支払事由が生じた場合には、保険金・給付金から2ヵ月分の保険料を差し引きます。

〈例〉



保険料のお支払いが困難になったとき

- ◇保険料の払込みが困難になったときでも、入院給付金日額、給付金額、保険金額を減額することにより、保険料の負担を軽くすることができます。
◇入院給付金日額、給付金額、保険金額の減額は、当社の定める限度を下回らない範囲でお取扱いします。

解約と払戻金

ご契約の解約と払戻金

- ◇契約者は将来に向かっていつでも保険契約を解約することができます。保険契約を解約すると、保険契約の効力は消滅します。
◇主契約を解約すると、付加されている特約も同時に消滅します。
◇この保険には保険期間を通じて解約時の払戻金はありません。
◇この保険は解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。
◇ご契約の際には、解約時に払戻金がないことを了解いただいたうえで申込みください。

被保険者による契約者への解約の請求

- ◇被保険者と契約者が異なるご契約で次の事由に該当する場合は、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
○契約者または保険金・給付金の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金・給付金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
○保険金・給付金の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
○上記の他、被保険者の契約者または保険金・給付金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
○契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

ご契約後について

ご契約の更新

更新について

- ◇次の保険契約・特約については、保険期間満了日の2週間前までに、契約者から更新しない旨のお申出がない限り、更新限度まで自動的に更新されます。
 - 保険期間10年(10年満了)のインターネット申込専用定期保険(払戻金なし)
 - 女性疾病保険
 - 先進医療特約(特約のみの更新となります。)
- ◇更新は保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が次の年齢以下となる範囲で取扱います。
 - インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)・女性疾病保険: 80歳
 - 先進医療特約: 95歳
- ◇次の場合は、更新できません。
 - 保険期間が歳満了(55歳・60歳・65歳・70歳満了)のインターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合
 - 更新日までの保険料が払い込まれていない場合
 - 特別条件(特別保険料領収法の場合)が付加されているインターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合

更新後のお取扱い

- ◇更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢および保険料率により計算します。通常、更新前の保険料に比べて高くなります。
- ◇更新後の保険金額・給付金額は、更新前の保険金額・給付金額と同一です。
- ◇更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一です。ただし、更新限度を超える場合は、保険期間を短縮して更新します。
- ◇女性疾病保険の給付金、先進医療特約の先進医療給付金の支払限度については、更新前後を継続した保険期間とみなして適用します。

各種変更手続き

次のようなときには、楽天生命カスタマーセンター部にご連絡ください。

- 契約者の変更
- 死亡保険金受取人の変更
- 改姓・改名
- 指定代理請求人の変更
- 住所・電話番号の変更
- 保険料振替口座の変更
- 保険証券の紛失・再発行
- ご契約の見直し(入院給付金日額・保険金額の減額等)



ご契約に関する照会やご連絡の際には、お手元に保険証券をご用意いただき、「証券番号」「契約者の住所、電話番号、お名前」「被保険者のお名前」をお知らせください。

死亡保険金受取人の変更

死亡保険金受取人の変更

- ◇契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人を変更する場合には、当社へご連絡ください。
- ◇死亡保険金受取人に指定できるのは次の範囲の方です。
 - 被保険者と同居または生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
 - 被保険者と同居または生計を一にする被保険者の2親等内の血族
 - その他、死亡保険金受取人として指定すべき相当の関係があると会社が認めた者
- ◇当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、死亡保険金をお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡した場合

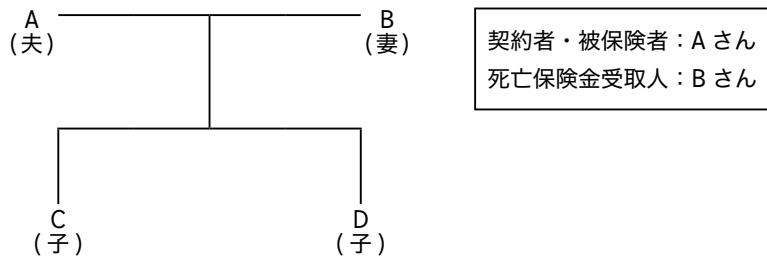
- ◇死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかにご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただき

ご契約後について

ます。

◇死亡保険金受取人が死亡した時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。死亡保険金受取人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

〈例〉



Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人になります。その後、Aさん(契約者・被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

死亡保険金受取人が指定されていない場合(インターネット申込専用定期保険(払戻金なし)の場合)

◇死亡保険金受取人が指定されていないときは、次の方を死亡保険金受取人とします。死亡保険金受取人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②①に定める者がいない場合、被保険者の子
- ③①②に定める者がいない場合、被保険者の父母
- ④①～③に定める者がいない場合、被保険者の祖父母
- ⑤①～④に定める者がいない場合、被保険者の兄弟姉妹
- ⑥①～⑤に定める者がいない場合、被保険者の法定相続人



保険事故の発生形態によって、様々な場合が生じることがありますので、楽天生命カスタマーセンター部までご連絡ください。

生命保険と税金

生命保険料控除

◇保険金・給付金の受取人が契約者ご本人かまたはその配偶者その他の親族であるご契約の場合、1月から12月までに払込んだ保険料(年間正味払込保険料)は、所得税・住民税の課税対象となる所得から控除され、税金の負担が軽減されます。

◇生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」を発行しますので、この証明書を年末調整や確定申告の際に、所定の申告書に添付して控除を受けてください。

〈所得税の生命保険料控除〉

一般的の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、合わせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,001円以上40,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2 + 10,000円
40,001円以上80,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4 + 20,000円
80,001円以上のとき	一律40,000円

ご契約後について

〈住民税の生命保険料控除〉

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、合わせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,001円以上32,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,001円以上56,000円以下のとき	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,001円以上のとき	一律28,000円

死亡保険金の課税取扱い

◇死亡保険金にかかる税金は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
	夫	子	夫	
契約者、被保険者、受取人がそれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

生命保険金の非課税扱い

◇契約者と被保険者が同一で、死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金(ご契約が2件以上の場合は合計します。)に対して相続税法上一定の金額が非課税扱いとなることがあります。

給付金等の非課税扱い

◇給付金、高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金は、受取人が被保険者の場合、全額非課税となります。

税務のお取扱いについては、平成27年5月現在の税制にもとづくものであり、今後、変更になることがあります。個別の税務のお取扱いについては、税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

● 約 款

終身医療保険2014普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 責任開始期

第1条 責任開始期

2. 給付金の支払

第2条 給付金の支払

第3条 入院給付金の支払限度

第4条 給付金の支払に関する補則

第5条 給付金の請求

第6条 給付金の支払時期および支払場所

第7条 保険契約の消滅

3. 保険料の払込の免除

第8条 保険料の払込の免除

第9条 保険料の払込の免除の請求

4. 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法〈経路〉

5. 猶予期間および保険契約の失効

第12条 猶予期間および保険契約の失効

第13条 猶予期間中に保険事故が生じた場合

6. 保険契約の復活

第14条 保険契約の復活

7. 保険契約の取消、無効および解除

第15条 詐欺による取消

第16条 不法取得目的による無効

第17条 告知義務

第18条 告知義務違反による解除

第19条 保険契約を解除できない場合

第20条 重大事由による解除

8. 解約および払戻金

第21条 解約

第22条 払戻金

9. 契約内容の変更

第23条 入院給付金日額の減額

10. 保険契約者

第24条 保険契約者の変更

第25条 保険契約者の代表者

第26条 保険契約者の住所の変更

11. 被保険者の職業、転居および旅行

第27条 被保険者の職業、転居および旅行

12. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第28条 年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

13. 契約者配当

第30条 契約者配当

14. 時効

第31条 時効

15. 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

16. 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

17. 給付金の受取人による保険契約の存続

第34条 給付金の受取人による保険契約の存続

18. ガン特則

第35条 ガン特則の付加

第36条 保険料率

第37条 ガン特則の給付金の支払

第38条 ガン特則の責任開始日前にガンと診断確定されていた場合の特則の取扱

第39条 特則の解約

19. 特別条件をつける場合の特則

第40条 特別条件をつける場合の特則

20. インターネットによる申込に関する特則

第41条 インターネットによる申込に関する特則

終身医療保険2014普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が保険期間中にケガまたは病気の治療を目的として入院した場合または手術を受けた場合に、所定の給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 責任開始期

(責任開始期)

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
　　第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
　　第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
2. 前項の会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準として計算します。
3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名および契約時の年齢
 - (4) 保険期間
 - (5) 給付金の額
 - (6) 保険料およびその払込方法
 - (7) 契約日
 - (8) 保険証券を作成した年月日

2. 給付金の支払

(給付金の支払)

第2条 この保険契約において支払う給付金は次のとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
(1) 入院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表2に定める入院（以下、「入院」といいます。）をしたとき ①責任開始期（復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に生じた病気（別表2に定める異常分娩を含みます。以下同じ。）またはケガを直接の原因とする入院 ②治療を目的とする別表2に定める病院または診療所（以下、「病院または診療所」といいます。）における入院	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存
(2) 手術給付金	被保険者が保険期間中に次の①から③の条件のすべてを満たす別表2に定める手術（以下、「手術」といいます。）を受けたとき ①責任開始期以後に生じた病気またはケガを直接の原因とする手術 ②治療を直接の目的とする病院または診療所における手術 ③次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術 ア別表16に定めるいずれかの種類の手術 イ次のすべてを満たす手術 i)別表16に定める手術以外の手術 ii)公的医療保険制度（別表2）にもとづく診療報酬点数表（別表2）により手術料の算定対象として列挙されている手術 iii)入院給付金が支払われる入院中に受けた手術（入院と同一の原因を直接の原因とする手術とします。）	手術1回につき、 次に定める金額 ①左記の支払事由 ③(ア)に該当したとき 入院給付金日額 × 10 ②左記の支払事由 ③(イ)に該当したとき 入院給付金日額 × 5	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかにより、入院給付金および手術給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は、入院給付金および手術給付金を削減して支払い、または入院給付金および手術給付金を支払わないことがあります。

(1) 地震、噴火または津波によるとき

(2) 戦争その他の変乱によるとき

3. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が法人の場合には、保険契約者を入院給付金および手術給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を入院給付金および手術給付金の受取人とします。

（入院給付金の支払限度）

第3条 入院給付金の支払限度は次のとおりです。

(1) 別表18に定める悪性新生物（以下、本条において「ガン」といいます。）の治療を目的とした入院の場合
1回の入院の支払限度および通算支払限度はありません。

- (2) ガン以外の病気またはケガ（以下、本条において「ガン以外」といいます。）の治療を目的とした入院の場合
- ① 1回の入院の支払限度は、支払日数60日とします。
 - ② 通算支払限度は、支払日数1,095日とします。
2. 被保険者が、ガン以外の治療を目的として入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、それぞれの入院の間におけるガンの治療を目的とする入院の有無にかかわらず、次のとおり取り扱います。
- (1) 直前のガン以外の治療を目的として入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に入院を開始したとき
　　ガン以外の治療を目的とした1回の入院とみなして、前項第2号の規定を適用します。
 - (2) 直前のガン以外の治療を目的として入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に入院を開始したとき
　　ガン以外の治療を目的とした新たな入院とみなして、前項第2号の規定を適用します。
3. ガンの治療とガン以外の治療を同時にしている入院日数については、ガンの治療を目的とした入院日数とみなして、第1項の規定を適用します。

(給付金の支払に関する補則)

- 第4条** 被保険者が同一の日に複数の入院給付金の支払事由に該当した場合でも、入院給付金は重複して支払いません。
2. 被保険者が時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、第2条（給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、支払額の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
 3. 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更された場合には、入院給付金の支払額は、各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
 4. 被保険者が責任開始期前に生じた病気またはケガを直接の原因として入院し、または手術を受けた場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
 5. 第2条第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が責任開始期前に生じた病気またはケガ（以下、本項において「病気等」といいます。）を直接の原因として、責任開始期以後に入院給付金または手術給付金の支払事由に該当した場合は、次のとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその病気等に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で入院給付金または手術給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その病気等に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その病気等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、検査（健康診断、人間ドックを含みます。）において異常の指摘を受けたことがない場合には、入院給付金または手術給付金を支払います。ただし、その病気等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(給付金の請求)

- 第5条** 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して、その給付金を請求してください。

(給付金の支払時期および支払場所)

- 第6条** 給付金は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日とします。この場合、会社は給付金の請求をした者にその旨を通知します。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　　給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
　　給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　　会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

- 前2号に定める事項、第20条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は給付金の請求をした者にその旨を通知します。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 30日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日
 4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

(保険契約の消滅)

- 第7条** 被保険者が保険期間中に死亡したときは、この保険契約は消滅します。この場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合には、その法定相続人。以下、本条において同じ。）は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 被保険者が死亡した場合で、保険契約に解約払戻金があるときは、会社は解約払戻金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約者は解約払戻金の請求に必要な書類（別表1）を会社に提出してください。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合を除きます。

3. 保険料の払込の免除

(保険料の払込の免除)

- 第8条** 次に定める保険料の払込を免除する場合（以下、「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した病気またはケガを直接の原因として、別表20に定める身体障害の状態（以下、「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の病気またはケガを原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	次のいずれかにより被保険者が保険料の払込の免除事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存

2. 被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
3. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時以後、引き続き払込があったものとして取り扱います。

4. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、第23条（入院給付金日額の減額）の規定は適用しません。
5. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。
6. 本条の保険料の払込の免除については、第4条（給付金の支払に関する補則）第5項の規定を準用します。

(保険料の払込の免除の請求)

第9条 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は遅滞なく会社に通知してください。

2. 保険契約者は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して、保険料の払込の免除を請求してください。
3. 本条の保険料の払込の免除の請求については第6条（給付金の支払時期および支払場所）の規定を準用します。

4. 保険料の払込

(保険料の払込)

第10条 保険料の払込方法〈回数〉は月払です。

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法に従い、月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日までの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
3. 前項で払い込むべき保険料は、その払込期月の月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。
4. 第2項の保険料が、月単位の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
5. 第2項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金から未払込保険料を差し引きます。
6. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第12条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
7. 第2項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第2項の保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

(保険料の払込方法〈経路〉)

第11条 第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）の口座振替による方法とします。

2. 保険料は、払込期月中の会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。）に、保険契約者が指定する提携金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
3. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
4. 第2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、会社が指定した方法により、保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことができます。
5. 前項の保険料の払込がなかった場合には、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。
6. 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、第12条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に定める猶予期間内に、会社が指定した方法により、払込期月の過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
7. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
8. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更してください。
9. 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することができます。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
10. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

11. 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

5. 猶予期間および保険契約の失効

(猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となります。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

(猶予期間中に保険事故が生じた場合)

第13条 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 前項の場合、第10条（保険料の払込）第6項の規定を準用します。

3. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

6. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第14条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内であれば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第1条（責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用します。
5. 保険契約を復活した場合には、保険証券を発行しません。

7. 保険契約の取消、無効および解除

(詐欺による取消)

第15条 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第16条 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第17条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第18条 前条の規定により会社が告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、事実を告げなかっかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまた保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住

所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知します。

- 本条の規定により保険契約を解除した場合に解約払戻金があるときは、保険契約者に解約払戻金を支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第19条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第17条（告知義務）に規定する告知をすることを妨げたとき
 - 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し第17条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 保険契約の締結または復活後、会社が解除の原因となる事実を知った日（正当な理由により解除の通知ができる場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1ヶ月を経過したとき
 - 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて保険契約が有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から2年以内に解除の原因となる事実にもとづいて給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。
- 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第20条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

- 保険契約者または被保険者が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込免除は行いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - 本条の規定により保険契約を解除するときは、第18条（告知義務違反による解除）第4項の規定を準用します。
 - 本条の規定により保険契約を解除した場合に解約払戻金があるときは、保険契約者に解約払戻金を支払います。

8. 解約および払戻金

(解約)

第21条 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。

- 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(払戻金)

第22条 解約払戻金は次のとおりです。

- (1) 保険料払込期間中の場合
解約払戻金はありません。
 - (2) 保険料払込期間満了後の場合
入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金があります。ただし、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、解約払戻金は支払いません。
2. 本条の払戻金の支払時期および支払場所については、第6条（給付金の支払時期および支払場所）の規定を準用します。

9. 契約内容の変更

(入院給付金日額の減額)

第23条 保険契約者は、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 入院給付金日額を減額したときは、減額部分は解約したものとして取り扱います。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示します。

10. 保険契約者

(保険契約者の変更)

第24条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

(保険契約者の代表者)

第25条 保険契約者が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその住所もしくは居所が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第26条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社の知った最後の住所にてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

11. 被保険者の職業、転居および旅行

(被保険者の職業、転居および旅行)

第27条 被保険者が保険契約の継続中にどのような職業に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、または保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。ただし、第20条（重大事由による解除）第1項第4号の規定により保険契約を解除する場合には、本条の規定は適用しません。

12. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第28条 被保険者の契約年齢は契約日における満年で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第29条** 保険契約の申込の際、被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他ときは会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。
2. 保険契約の申込の際、被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。

13. 契約者配当**(契約者配当)**

- 第30条** この保険契約に対する契約者配当はありません。

14. 時効**(時効)**

- 第31条** 給付金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

15. 管轄裁判所**(管轄裁判所)**

- 第32条** この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

16. 契約内容の登録**(契約内容の登録)**

- 第33条** 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約（入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾（復活、復旧、入院給付金日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

17. 給付金の受取人による保険契約の存続

(給付金の受取人による保険契約の存続)

- 第34条** 保険契約者以外の者で保険契約を解約することができる者（以下、本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
 3. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

18. ガン特則

(ガン特則の付加)

- 第35条** 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則をこの保険契約に付加することができます。
2. このガン特則（第35条～第39条）に定めのある場合を除き、この特則の給付金については前条までの規定を準用して取り扱います。

(保険料率)

- 第36条** この特則が付加される場合、この保険契約にはこの特則が付加される場合の保険料率を適用します。

(ガン特則の給付金の支払)

- 第37条** この特則において支払う給付金は次のとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
(1) ガ ン 診 断 給 付 金	被保険者が、保険契約の締結の際の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（「ガン特則の責任開始日」といいます。ただし、ガン特則の責任開始日以後に復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、本条および次条において同じ。）以後に、初めて別表18に定める悪性新生物（以下、「ガン」といいます。）または別表19に定める上皮内新生物（以下、「上皮内新生物」といいます。）と診断確定されたとき	①ガンの場合 ガン診断給付金額 ②上皮内新生物の場合 ガン診断給付金額の10%	被保険者
(2) ガ ン 治 療 給 付 金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①ガン特則の責任開始日以後に診断確定されたガンを直接の原因とする入院 ②ガンの治療を目的とする病院または診療所における入院 ③次のいずれかに該当する入院 (ア)ガン治療給付金が支払われたことがない場合 ガン診断給付金の支払事由に該当（ガンの場合に限ります。）した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後の入院 (イ)ガン治療給付金が支払われたことがある場合 直前に支払われたガン治療給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後の入院	ガン診断給付金額	被保険者

2. 前項において、ガンまたは上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見により、医師の資格を持つ者によりなされること

を要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合においても、会社が認めたその他の方法で診断が確定された場合には、その診断確定も認めます。

3. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が法人の場合には、保険契約者をガン診断給付金およびガン治療給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者をガン診断給付金およびガン治療給付金の受取人とします。
4. 保険契約の締結の際に定めたガン診断給付金額は、変更することができません。
5. ガン診断給付金の支払は、保険期間を通じ、ガンおよび上皮内新生物につきそれぞれ1回とします。
6. ガン治療給付金の支払は、保険期間を通じ、支払回数5回を限度とします。

(ガン特則の責任開始日前にガンと診断確定されていた場合の特則の取扱)

- 第38条** 被保険者が、告知前または告知の時からガン特則の責任開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、この特則の付加を無効とします。(上皮内新生物と診断確定された場合は本条の無効の対象とはなりません。)
2. 前項の場合、この保険契約の保険料はこの特則を付加しない場合の保険料に変更し、すでに払い込まれたこの特則を付加した場合の保険料とこの特則を付加しない場合の保険料の差額は次のように取り扱います。
 - (1) 告知前に、被保険者がガンと診断確定されていた事實を、保険契約者または被保険者がともに知らなかつた場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者がガンと診断確定されていた事實を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からガン特則の責任開始日の前日までに被保険者がガンと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
 3. 第1項の規定にかかわらず、第18条（告知義務違反による解除）および第20条（重大事由による解除）の規定により、この保険契約が解除される場合には、本条の規定は適用しません。

(特則の解約)

- 第39条** この特則のみの解約は取り扱いません。

19. 特別条件をつける場合の特則

(特別条件をつける場合の特則)

- 第40条** 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の方法によりこの保険契約上の責任を負います。
 指定疾病・指定部位不担保法
 保険証券に表示された指定疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）または指定部位に生じた疾病（別表6に定める感染症を除きます。）を直接の原因として会社が定める不担保期間中に給付金の支払事由に該当したときは、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、給付金を支払いません。ただし、被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日に入院したものとして、第2条の規定を適用します。

20. インターネットによる申込に関する特則

(インターネットによる申込に関する特則)

- 第41条** 保険契約者（保険契約者となる者を含みます。以下、同じとします。）が、インターネット（電子通信機器による電気通信回線をいい、情報処理機器等の通信手段を含みます。以下、同じとします。）を媒介として保険契約の申込を行う場合には、この特則を適用します。
2. この特則を適用した場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者と被保険者は同一人であることを要します。
 - (2) 保険契約者は、インターネット上に会社が設けた申込画面（以下、「申込画面」といいます。）において申込に係る所要事項を入力し、インターネットを媒介として、会社に送信することにより、保険契約の申込を行うものとします。
 - (3) 第17条（告知義務）を次のとおり読み替えます。
 「保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち申込画面で会社が告知を求めた事項について、保険契約者は、その申込画面に入力して、インターネットを媒介として、会社に送信することにより告知してください。」

(4) 会社は、保険契約者により入力された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとします。

(備考)

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

60日超保障型入院保険（払戻金なし）普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 責任開始期

第1条 責任開始期

2. 給付金の支払

第2条 給付金の支払

第3条 給付金の支払に関する補則

第4条 60日超入院給付金の支払限度

第5条 給付金の請求

第6条 給付金の支払時期および支払場所

第7条 保険契約の消滅

3. 保険料の払込

第8条 保険料の払込

第9条 保険料の払込方法〈経路〉

4. 猶予期間および保険契約の失効

第10条 猶予期間および保険契約の失効

第11条 猶予期間中に保険事故が生じた場合

5. 保険契約の復活

第12条 保険契約の復活

6. 保険契約の取消、無効および解除

第13条 詐欺による取消

第14条 不法取得目的による無効

第15条 告知義務

第16条 告知義務違反による解除

第17条 保険契約を解除できない場合

第18条 重大事由による解除

7. 解約および払戻金

第19条 解約

第20条 払戻金

8. 契約内容の変更

第21条 入院給付金日額の減額

9. 保険契約者

第22条 保険契約者の変更

第23条 保険契約者の代表者

第24条 保険契約者の住所の変更

10. 被保険者の職業、転居および旅行

第25条 被保険者の職業、転居および旅行

11. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第26条 年齢の計算

第27条 契約年齢および性別の誤りの処理

12. 契約者配当

第28条 契約者配当

13. 時効

第29条 時効

14. 管轄裁判所

第30条 管轄裁判所

15. 契約内容の登録

第31条 契約内容の登録

16. 特則

第32条 特別条件をつける場合の特則

第33条 インターネットによる申込に関する特則

60日超保障型入院保険（払戻金なし）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が保険期間中にケガまたは病気の治療を目的として継続61日以上入院した場合に、所定の給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 責任開始期

(責任開始期)

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
 第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
 第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
- 2. 前項の会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準として計算します。
- 3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、給付金の支払事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- 4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名および契約時の年齢
 - (4) 保険期間
 - (5) 入院給付金日額
 - (6) 保険料およびその払込方法
 - (7) 契約日
 - (8) 保険証券を作成した年月日

2. 給付金の支払

(給付金の支払)

第2条 この保険契約において支払う給付金は次のとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
60日超入院給付金	<p>被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表2に定める入院（以下、「入院」といいます。）をしたとき</p> <p>①責任開始期（復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に生じたケガまたは病気（別表2に定める異常分娩を含みます。以下同じ。）を直接の原因とする入院</p> <p>②治療を目的とする別表2に定める病院または診療所（以下、「病院または診療所」といいます。）における入院</p> <p>③入院日数が継続61日以上の入院</p>	入院1回につき、 入院給付金日額× (入院日数-60日)	被保険者	<p>次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦被保険者の薬物依存</p>

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかにより、60日超入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は、60日超入院給付金を削減して支払い、または60日超入院給付金を支払

わぬことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき
3. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が法人の場合には、保険契約者を60日超入院給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を60日超入院給付金の受取人とします。

(給付金の支払に関する補則)

- 第3条** 被保険者が直前の60日超入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に入院を開始したときは、原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、60日超入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして前条第1項の規定を適用します。
2. 被保険者が同一の日に複数の60日超入院給付金の支払事由に該当した場合でも、60日超入院給付金は重複して支払いません。
 3. 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更された場合には、60日超入院給付金の支払額は、各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
 4. 被保険者が責任開始期前に生じたケガまたは病気を直接の原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
 5. 前条第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が責任開始期前に生じた疾病または傷害（以下、本項において「疾病等」といいます。）を直接の原因として、責任開始期以後に60日超入院給付金の支払事由に該当した場合は、次のとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病等に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で60日超入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病等に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、検査（健康診断、人間ドックを含みます。）において異常の指摘を受けたことがない場合には、60日超入院給付金を支払います。ただし、その疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(60日超入院給付金の支払限度)

- 第4条** 60日超入院給付金の通算支払限度は、支払日数1,095日とします。

(給付金の請求)

- 第5条** 60日超入院給付金（以下、「給付金」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して、その給付金を請求してください。
 3. 給付金の受取人が被保険者で、被保険者に給付金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において次のいずれかの条件を満たしている者が、その事情を会社に申し出て、会社が承諾した場合、被保険者の代理人として給付金を請求することができます。ただし、故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を給付金の請求ができない状態に該当させた者は、被保険者の代理人としての取扱を受けることができません。
 - (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 4. 前項の場合、会社が給付金を支払った後に、重複してその給付金の請求を受けても、会社は、給付金を支払いません。

(給付金の支払時期および支払場所)

- 第6条** 給付金は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日とします。この場合、会社は給付金の請求をした者にその旨を通知します。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は給付金の請求をした者にその旨を通知します。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 30日
- (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

（保険契約の消滅）

第7条 次のいずれかに該当した場合、この保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者が保険期間中に死亡したとき。この場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合には、その法定相続人）は、すみやかに会社に通知してください。
- (2) 給付金が、第4条（60日超入院給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達したとき

3. 保険料の払込

（保険料の払込）

第8条 保険料の払込方法〈回数〉は月払です。

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法に従い、月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日までの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
3. 前項で払い込むべき保険料は、その払込期月の月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。
4. 第2項の保険料が、月単位の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
5. 第2項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金から未払込保険料を差し引きます。
6. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第10条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。

（保険料の払込方法〈経路〉）

第9条 第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）の口

座振替による方法とします。

2. 保険料は、払込期月中の会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。）に、保険契約者が指定する提携金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
3. 前項の場合、振替日に保険料の払込があつたものとします。
4. 第2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、会社が指定した経路により、保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことができます。
5. 前項の保険料の払込がなかつた場合には、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。
6. 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、第10条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に定める猶予期間内に、会社が指定した経路により、払込期月の過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
7. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
8. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更してください。
9. 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することができます。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
10. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
11. 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

4. 猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

第10条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となります。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

第11条 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 前項の場合、第8条（保険料の払込）第6項の規定を準用します。

5. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第12条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内であれば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第1条（責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用します。
5. 保険契約を復活した場合には、保険証券を発行しません。

6. 保険契約の取消、無効および解除

（詐欺による取消）

第13条 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

第14条 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第15条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第16条 前条の規定により会社が告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金を支払いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払います。
4. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知します。

(保険契約を解除できない場合)

第17条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し第15条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結または復活後、会社が解除の原因となる事実を知った日（正当な理由により解除の通知ができる場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1カ月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて保険契約が有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から2年以内に解除の原因となる事実にもとづいて給付金の支払事由が生じていた場合を除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第18条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金は支払いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、第16条（告知義務違反による解除）第4項の規定を準用します。

7. 解約および払戻金

(解約)

第19条 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(払戻金)

第20条 この保険契約には、解約その他により保険契約が消滅した場合の払戻金はありません。

8. 契約内容の変更

(入院給付金日額の減額)

第21条 保険契約者は、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 3. 入院給付金日額を減額したときは、減額部分は解約したものとして取り扱います。
 4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示します。

9. 保険契約者

(保険契約者の変更)

第22条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

(保険契約者の代表者)

第23条 保険契約者が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその住所もしくは居所が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第24条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 被保険者の職業、転居および旅行

(被保険者の職業、転居および旅行)

第25条 被保険者が保険契約の継続中にどのような職業に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、または保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。ただし、第18条（重大事由による解除）第1項第4号の規定により保険契約を解除する場合には、本条の規定は適用しません。

11. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第26条 被保険者の契約年齢は契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第27条 保険契約の申込の際、被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。

2. 保険契約の申込の際、被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。

12. 契約者配当

(契約者配当)

第28条 この保険契約に対する契約者配当はありません。

13. 時効

(時効)

第29条 給付金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

14. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第30条 この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

15. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第31条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約（入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾（復活、復旧、入院給付金日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）

以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

16. 特則

(特別条件をつける場合の特則)

第32条 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の方法によりこの保険契約上の責任を負います。

指定疾病・指定部位不担保法

保険証券に表示された指定疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）または指定部位に生じた疾病（別表6に定める感染症を除きます。）を直接の原因として会社が定める不担保期間中に給付金の支払事由に該当したときは、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、給付金を支払いません。ただし、被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日に入院したものとして、第2条の規定を適用します。

(インターネットによる申込に関する特則)

第33条 保険契約者（保険契約者となる者を含みます。以下、同じとします。）が、インターネット（電子通信機器による電気通信回線をいい、情報処理機器等の通信手段を含みます。以下、同じとします。）を媒介として保険契約の申込を行う場合には、この特則を適用します。

2. この特則を適用した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者と被保険者は同一人であることを要します。
- (2) 保険契約者は、インターネット上に会社が設けた申込画面（以下、「申込画面」といいます。）において申込に係る所要事項を入力し、インターネットを媒介として、会社に送信することにより、保険契約の申込を行うものとします。
- (3) 第15条（告知義務）を次のとおり読み替えます。
「保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち申込画面で会社が告知を求めた事項について、保険契約者は、その申込画面に入力して、インターネットを媒介として、会社に送信することにより告知してください。」
- (4) 会社は、保険契約者により入力された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとします。

(備考)

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

入院支援保険（払戻金なし）普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 責任開始期

第1条 責任開始期

2. 給付金の支払

第2条 給付金の支払

第3条 給付金の支払に関する補則

第4条 入院支援給付金の支払限度

第5条 給付金の請求

第6条 給付金の支払時期および支払場所

第7条 保険契約の消滅

3. 保険料の払込

第8条 保険料の払込

第9条 保険料の払込方法〈経路〉

4. 猶予期間および保険契約の失効

第10条 猶予期間および保険契約の失効

第11条 猶予期間中に保険事故が生じた場合

5. 保険契約の復活

第12条 保険契約の復活

6. 保険契約の取消、無効および解除

第13条 詐欺による取消

第14条 不法取得目的による無効

第15条 告知義務

第16条 告知義務違反による解除

第17条 保険契約を解除できない場合

第18条 重大事由による解除

7. 解約および払戻金

第19条 解約

第20条 払戻金

8. 契約内容の変更

第21条 入院支援給付金額の減額

9. 保険契約者

第22条 保険契約者の変更

第23条 保険契約者の代表者

第24条 保険契約者の住所の変更

10. 被保険者の職業、転居および旅行

第25条 被保険者の職業、転居および旅行

11. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第26条 年齢の計算

第27条 契約年齢および性別の誤りの処理

12. 契約者配当

第28条 契約者配当

13. 時効

第29条 時効

14. 管轄裁判所

第30条 管轄裁判所

15. 特別条件をつける場合の特則

第31条 特別条件をつける場合の特則

16. インターネットによる申込に関する特則

第32条 インターネットによる申込に関する特則

17. ガン特則

第33条 ガン特則の付加

第34条 保険料率

第35条 支払割合の指定

第36条 ガン特則の給付金の支払

第37条 ガン特則の責任開始日前にガンと診断確定されていた場合の特則の取扱

第38条 特則の解約

入院支援保険（払戻金なし）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が保険期間中にケガまたは病気の治療を目的として2日以上入院した場合に、所定の給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 責任開始期

（責任開始期）

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
 第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
 第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
2. 前項の会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準として計算します。
 3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、給付金の支払事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
 4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名および契約時の年齢
 - (4) 保険期間
 - (5) 給付金の額
 - (6) 保険料およびその払込方法
 - (7) 契約日
 - (8) 保険証券を作成した年月日

2. 給付金の支払

（給付金の支払）

第2条 この保険契約において支払う給付金は次のとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
入院支援給付金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表2に定める入院（以下、「入院」といいます。）をしたとき ただし、入院支援給付金が支払われたことがある場合には、直前に支払われた入院支援給付金の支払事由に該当する入院を開始した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に、次の条件のすべてを満たす入院をしたときとします。 ①責任開始期（復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に生じたケガまたは病気（別表2に定める異常分娩を含みます。以下同じ。）を直接の原因とする入院 ②治療を目的とする別表2に定める病院または診療所（以下、「病院または診療所」といいます。）における継続2日以上の入院	入院支援給付金額	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかにより、入院支援給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は、入院支援給付金を削減して支払い、または入院支援給付金を支払わないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
3. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が法人の場合には、保険契約者を入院支援給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を入院支援給付金の受取人とします。

(給付金の支払に関する補則)

- 第3条** 直前に支払われた入院支援給付金の支払事由に該当する入院を開始した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日に、被保険者が入院を継続している場合には、直前に支払われた入院支援給付金の支払事由に該当する入院を開始した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなして第1項の規定を適用します。
2. 被保険者が責任開始期前に生じたケガまたは病気を直接の原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
 3. 前条第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が責任開始期前に生じた疾病または傷害（以下、本項において「疾病等」といいます。）を直接の原因として、責任開始期以後に入院支援給付金の支払事由に該当した場合は、次のとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病等に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で入院支援給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病等に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、検査（健康診断、人間ドックを含みます。）において異常の指摘を受けたことがない場合には、入院支援給付金を支払います。ただし、その疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(入院支援給付金の支払限度)

- 第4条** 入院支援給付金の通算支払限度は、支払回数50回とします。

(給付金の請求)

- 第5条** 入院支援給付金（以下、「給付金」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して、その給付金を請求してください。
 3. 給付金の受取人が被保険者で、被保険者に給付金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において次のいずれかの条件を満たしている者が、その事情を会社に申し出て、会社が承諾した場合、被保険者の代理人として給付金を請求することができます。ただし、故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を給付金の請求ができない状態に該当させた者は、被保険者の代理人としての取扱を受けることができません。
 - (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 4. 前項の場合、会社が給付金を支払った後に、重複してその給付金の請求を受けても、会社は、給付金を支払いません。

(給付金の支払時期および支払場所)

- 第6条** 給付金は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日とします。この場合、会社は給付金の請求をした者にその旨を通知します。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 前2号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は給付金の請求をした者にその旨を通知します。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 30日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

（保険契約の消滅）

第7条 次のいずれかに該当した場合、この保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者が保険期間中に死亡したとき。この場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合には、その法定相続人）は、すみやかに会社に通知してください。
- (2) 給付金が、第4条（入院支援給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達したとき

3. 保険料の払込

（保険料の払込）

第8条 保険料の払込方法〈回数〉は月払です。

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法に従い、月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日までの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
3. 前項で払い込むべき保険料は、その払込期月の月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。
4. 第2項の保険料が、月単位の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
5. 第2項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金から未払込保険料を差し引きます。
6. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第10条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。

（保険料の払込方法〈経路〉）

第9条 第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）の口座振替による方法とします。

2. 保険料は、払込期月中の会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。）に、保険契約者が指定する提携金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより、会社に払い込まれるものとします。

- ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
3. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
 4. 第2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、会社が指定した経路により、保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことができます。
 5. 前項の保険料の払込がなかった場合には、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。
 6. 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、第10条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に定める猶予期間内に、会社が指定した経路により、払込期月の過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
 7. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
 8. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更してください。
 9. 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することができます。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
 10. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
 11. 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

4. 猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

- 第10条** 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となります。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

- 第11条** 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合、第8条（保険料の払込）第6項の規定を準用します。

5. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第12条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内であれば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
 4. 第1条（責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用します。
 5. 保険契約を復活した場合には、保険証券を発行しません。

6. 保険契約の取消、無効および解除

（詐欺による取消）

- 第13条** 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

- 第14条** 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（告知義務）

- 第15条** 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事

項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第16条** 前条の規定により会社が告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、事實を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金を支払いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払います。
 4. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知します。

(保険契約を解除できない場合)

第17条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し第15条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結または復活後、会社が解除の原因となる事実を知った日（正当な理由により解除の通知ができる場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1ヶ月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて保険契約が有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から2年以内に解除の原因となる事実にもとづいて給付金の支払事由が生じていた場合を除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第18条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金は支払いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、第16条（告知義務違反による解除）第4項の規定を準用します。

7. 解約および払戻金

(解約)

第19条 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(払戻金)

第20条 この保険契約には、解約その他により保険契約が消滅した場合の払戻金はありません。

8. 契約内容の変更

(入院支援給付金額の減額)

第21条 保険契約者は、入院支援給付金額を減額することができます。ただし、減額後の入院支援給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 入院支援給付金額を減額したときは、減額部分は解約したものとして取り扱います。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示します。

9. 保険契約者

(保険契約者の変更)

第22条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

(保険契約者の代表者)

第23条 保険契約者が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその住所もしくは居所が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第24条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社の知った最後の住所にてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 被保険者の職業、転居および旅行

(被保険者の職業、転居および旅行)

第25条 被保険者が保険契約の継続中にどのような職業に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、または保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。ただし、第18条（重大事由による解除）第1項第4号の規定により保険契約を解除する場合には、本条の規定は適用しません。

11. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第26条 被保険者の契約年齢は契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第27条** 保険契約の申込の際、被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他ときは会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。
2. 保険契約の申込の際、被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。

12. 契約者配当

(契約者配当)

- 第28条** この保険契約に対する契約者配当はありません。

13. 時効

(時効)

- 第29条** 給付金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

14. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

- 第30条** この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

15. 特別条件をつける場合の特則

(特別条件をつける場合の特則)

- 第31条** 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の方法によりこの保険契約上の責任を負います。

指定疾病・指定部位不担保法

保険証券に表示された指定疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）または指定部位に生じた疾病（別表6に定める感染症を除きます。）を直接の原因として会社が定める不担保期間中に給付金の支払事由に該当したときは、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、給付金を支払いません。ただし、被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日に入院したものとして、第2条の規定を適用します。

16. インターネットによる申込に関する特則

(インターネットによる申込に関する特則)

- 第32条** 保険契約者（保険契約者となる者を含みます。以下、同じとします。）が、インターネット（電子通信機器による電気通信回線をいい、情報処理機器等の通信手段を含みます。以下、同じとします。）を媒介として保険契約の申込を行う場合には、この特則を適用します。

2. この特則を適用した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者と被保険者は同一であることを要します。
- (2) 保険契約者は、インターネット上に会社が設けた申込画面（以下、「申込画面」といいます。）において申込に係る所要事項を入力し、インターネットを媒介として、会社に送信することにより、保険契約の申込を行うものとします。
- (3) 第15条（告知義務）を次のとおり読み替えます。

「保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち申込画面で会社が告知を求めた事項について、
保険契約者は、その申込画面に入力して、インターネットを媒介として、会社に送信することにより告知してください。」

- (4) 会社は、保険契約者により入力された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があつたものとします。

17. ガン特則

(ガン特則の付加)

第33条 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則をこの保険契約に付加することができます。

2. このガン特則（第33条～第38条）に定めのある場合を除き、この特則の給付金については前条までの規定を準用して取り扱います。

(保険料率)

第34条 この特則が付加される場合、この保険契約にはこの特則が付加される場合の保険料率を適用します。

(支払割合の指定)

第35条 保険契約者は、この保険契約の締結の際に、ガン治療給付金を支払う割合（以下、「支払割合」といいます。）を会社の定める範囲内で指定してください。

2. 前項で定めた支払割合は、変更することができません。

(ガン特則の給付金の支払)

第36条 この特則において支払う給付金は次のとおりです。

給付金 の種類	支払事由	支払額	受取人
(1) ガ ン 診 断 給 付 金	被保険者が、保険契約の締結の際の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（「ガン特則の責任開始日」といいます。ただし、ガン特則の責任開始日以後に復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、本条および次条において同じ。）以後に、初めて別表18に定める悪性新生物（以下、「ガン」といいます。）または別表19に定める上皮内新生物（以下、「上皮内新生物」といいます。）と診断確定されたとき	①ガンの場合 ガン診断給付金額 ②上皮内新生物の場合 ガン診断給付金額の10%	被 保 険 者
(2) ガ ン 治 療 給 付 金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①ガン特則の責任開始日以後に診断確定されたガンを直接の原因とする入院 ②ガンの治療を目的とする病院または診療所における入院 ③次のいずれかに該当する入院 (ア) ガン治療給付金が支払われたことがない場合 ガン診断給付金の支払事由に該当（ガンの場合に限ります。）した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後の入院 (イ) ガン治療給付金が支払われたことがある場合 直前に支払われたガン治療給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後の入院	ガン診断給付金額 ×支払割合	被 保 険 者

2. 前項において、ガンまたは上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見により、医師の資格を持つ者によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合においても、会社が認めたその他の方法で診断が確定された場合には、その診断確定も認めます。
3. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が法人の場合には、保険契約者をガン診断給付金およびガン治療給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者をガン診断給付金およびガン治療給付金の受取人とします。
4. 保険契約の締結の際に定めたガン診断給付金額は、変更することができません。
5. ガン診断給付金の支払は、保険期間を通じ、ガンおよび上皮内新生物につきそれぞれ1回とします。
6. ガン治療給付金の支払は、保険期間を通じ、支払回数5回を限度とします。

(ガン特則の責任開始日前にガンと診断確定されていた場合の特則の取扱)

第37条 被保険者が、告知前または告知の時からガン特則の責任開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、この特則の付加を無効とします。（上皮内新生物と診断確定された場合は本条の無効の対象とはなりません。）

2. 前項の場合、この保険契約の保険料はこの特則を付加しない場合の保険料に変更し、すでに払い込まれたこの特則を付加した場合の保険料とこの特則を付加しない場合の保険料の差額は次のように取り扱います。
- (1) 告知前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
- (2) 告知前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、払い戻しません。
- (3) 告知の時からガン特則の責任開始日の前日までに被保険者がガンと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第16条（告知義務違反による解除）および第18条（重大事由による解除）の規定により、この保険契約が解除される場合には、本条の規定は適用しません。

（特則の解約）

第38条 この特則のみの解約は取り扱いません。

（備考）

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

女性疾病保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 責任開始期

第1条 責任開始期

2. 給付金および保険金の支払

第2条 給付金および保険金の支払

第3条 給付金および保険金の支払に関する補則

第4条 女性疾病支援給付金および乳房再建給付金の支払限度

第5条 給付金および保険金の請求

第6条 給付金等の支払時期および支払場所

3. 保険料の払込

第7条 保険料の払込

第8条 保険料の払込方法〈経路〉

4. 猶予期間および保険契約の失効

第9条 猶予期間および保険契約の失効

第10条 猶予期間中に保険事故が生じた場合

5. 保険契約の復活

第11条 保険契約の復活

6. 保険契約の取消、無効および解除

第12条 詐欺による取消

第13条 不法取得目的による無効

第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 保険契約を解除できない場合

第17条 重大事由による解除

7. 解約および払戻金

第18条 解約

第19条 払戻金

8. 契約内容の変更

第20条 女性疾病支援給付金額の減額

9. 保険契約の更新

第21条 保険契約の更新

10. 死亡保険金受取人および保険契約者

第22条 死亡保険金受取人の変更

第23条 保険契約者の変更

第24条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

第25条 保険契約者の住所の変更

11. 被保険者の職業、転居および旅行

第26条 被保険者の職業、転居および旅行

12. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第27条 年齢の計算

第28条 契約年齢および性別の誤りの処理

13. 契約者配当

第29条 契約者配当

14. 時効

第30条 時効

15. 管轄裁判所

第31条 管轄裁判所

16. 特則

第32条 特別条件をつける場合の特則

第33条 インターネットによる申込に関する特則

女性疾病保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が保険期間中に所定の疾病的治療を目的として入院した場合、所定のガンと診断確定された場合、乳房再建術を行った場合、または死亡した場合に、所定の給付金または保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 責任開始期

(責任開始期)

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
　　第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
　　第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
2. 前項の会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準として計算します。
3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、給付金または保険金の支払事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金または保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名および契約時の年齢
 - (4) 死亡保険金受取人の氏名または名称
 - (5) 保険期間
 - (6) 女性疾病支援給付金額
 - (7) 保険料およびその払込方法
 - (8) 契約日
 - (9) 保険証券を作成した年月日

2. 給付金および保険金の支払

(給付金および保険金の支払)

第2条 この保険契約において支払う給付金および保険金は次のとおりです。

給付金 および 保険金 の種類	給付金および保険金を支払う場合（以下、「支 払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金および保険金 を支払わない場合（以下、「免責事由」と いいます。）
(1) 女 性 疾 病 支 援 給 付 金	<p>被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表2に定める入院（以下、「入院」といいます。）を開始したとき</p> <p>ただし、女性疾病支援給付金が支払われたことがある場合には、直前に支払われた女性疾病支援給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に、次の条件のすべてを満たす入院を開始したときとします。</p> <p>①責任開始期（復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期）以後に発病した別表14に定める疾病（以下、「女性疾病」といいます。）を直接の原因とする入院</p> <p>②治療を目的とする別表2に定める病院または診療所（以下、「病院または診療所」といいます。）における入院</p>	女性疾病支援 給付金額	被 保 険 者	—
(2) 女 性 特 定 ガ ン 治 療 給 付 金	<p>被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>①保険契約の締結の際の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（「女性特定ガンの責任開始日」といいます。ただし、女性特定ガンの責任開始日以後に復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下、本条において同じ。）以後に、初めて別表15に定める悪性新生物（以下、「女性特定ガン」といいます。）に罹患し、かつ、診断確定されたとき</p> <p>②①による女性特定ガン治療給付金が支払われたことがあり、かつ、直前に支払われた女性特定ガン治療給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、女性特定ガンの治療を目的とする病院または診療所における入院を開始したとき</p>	女性疾病支援 給付金額×5	被 保 険 者	—

給付金 および 保険金 の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(3) 乳 房 再 建 給 付 金	被保険者が保険期間中に次のすべてに該当したとき ①女性特定ガンの責任開始日前に、別表15中の乳房の悪性新生物（基本分類コードC50）または乳房の上皮内癌（基本分類コードD05）（以下、「乳ガン」といいます。）に罹患したことがないこと ②女性特定ガンの責任開始日以後に、乳ガンに罹患し、かつ、診断確定されたこと ③②の乳ガンの治療を目的として、病院または診療所において別表2に定める乳房の切除術（以下、「乳房の切除術」といいます。）を受けたこと ④③の乳房の切除術を受けた乳房について、病院または診療所において別表2に定める乳房再建術を受けたこと	1乳房につき、 女性疾病支援 給付金額×5	被 保 険 者	—
(4) 死 亡 保 険 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	女性疾病支援 給付金額×5	死 亡 保 険 金 受 取 人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①責任開始期（復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2. 前項において、女性特定ガンの診断確定は、病理組織学的所見により、医師の資格を持つ者によりなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合においても、会社が認めたその他の方法で診断が確定された場合は、女性特定ガンと認めます。
3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うか、または支払わないことがあります。ただし、責任準備金がある場合には、支払額が責任準備金を下まわることはありません。
4. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、保険契約者を女性疾病支援給付金、女性特定ガン治療給付金および乳房再建給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を女性疾病支援給付金、女性特定ガン治療給付金および乳房再建給付金の受取人とします。

（給付金および保険金の支払に関する補則）

- 第3条** 被保険者が女性疾病以外の原因により入院を開始し、その入院中に女性疾病的治療を開始した場合には、その女性疾病的治療を開始した日に女性疾病を直接の原因として入院を開始したものとみなします。
2. 直前に支払われた女性疾病支援給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日に、女性疾病を直接の原因として被保険者が入院を継続している場合には、直前に支払われた女性疾病支援給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日に女性疾病を直接の原因として入院を開始したものとみなして女性疾病支援給付金の支払に関する規定を適用します。
3. 被保険者が次の各号に該当する場合には、それぞれに定める日に女性特定ガンの治療を目的として入院を開始したものとみなして、女性特定ガン治療給付金の支払に関する規定を適用します。
- （1）直前に支払われた女性特定ガン治療給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に、女性特定ガンの治療を目的として入院を継続している場合、直前に支払われた女性特定ガン治療給付金の支払事由に該当

した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日

- (2) 女性特定ガン以外の原因により入院を開始し、その入院中に女性特定ガンの治療を開始した場合、女性特定ガンの治療を開始した日
4. 被保険者が責任開始期前に発病した女性疾病を直接の原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして、女性疾病支援給付金の支払に関する規定を適用します。
5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
6. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その一部を免責とし、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
7. 前条第1項に定める免責事由に該当したことにより死亡保険金が支払われない場合で、責任準備金があるときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない死亡保険金部分と同じ割合の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われない場合には、責任準備金を支払いません。
8. 前条第1項第1号および第2号に定める支払事由にかかわらず、被保険者が責任開始期前に生じた疾病を直接の原因として、責任開始期以後に女性疾病支援給付金または女性特定ガン治療給付金の支払事由に該当した場合は、次のとおりとします。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で女性疾病支援給付金または女性特定ガン治療給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかつたことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、検査（健康診断、人間ドックを含みます。）において異常の指摘を受けたことがない場合には、女性疾病支援給付金または女性特定ガン治療給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（女性疾病支援給付金および乳房再建給付金の支払限度）

第4条 女性疾病支援給付金および乳房再建給付金の支払限度は次のとおりです。

- (1) 女性疾病支援給付金
通算支払限度は、支払回数50回とします。
- (2) 乳房再建給付金
通算支払限度は、一乳房につき1回とします。

（給付金または保険金の請求）

- 第5条** 女性疾病支援給付金、女性特定ガン治療給付金、乳房再建給付金または死亡保険金（以下、「給付金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた給付金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた給付金等の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して、その給付金等を請求してください。
3. 給付金の受取人が被保険者で、被保険者に給付金を請求できない特別な事情があるときは、請求時において次のいずれかの条件を満たしている者が、その事情を会社に申し出て、会社が承諾した場合、被保険者の代理人として給付金を請求することができます。ただし、故意に被保険者を給付金の請求ができない状態に該当させた者は、被保険者の代理人としての取扱を受けることができません。
- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
4. 前項の場合、会社が給付金を支払った後に、重複してその給付金の請求を受けても、会社は、給付金を支払いません。

（給付金等の支払時期および支払場所）

- 第6条** 給付金等は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 給付金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日とします。この場合、会社は給付金等の請求をした者にその旨を通知します。
- (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金等の支払事由に該当する事実の有無

- (2) 紛失金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
紛失金等の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求める事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第5号①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金等請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は給付金等の請求をした者にその旨を通知します。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 30日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。

3. 保険料の払込

（保険料の払込）

第7条 保険料の払込方法〈回数〉は月払です。

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第8条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法に従い、月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日までの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
3. 前項で払い込むべき保険料は、その払込期月の月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。
4. 第2項の保険料が、月単位の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に払い戻します。
5. 第2項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金等から未払込保険料を差し引きます。
6. 紛失金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。

（保険料の払込方法〈経路〉）

- 第8条** 第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）の口座振替による方法とします。
2. 保険料は、払込期月中の会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。）に、保険契約者が指定する提携金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

3. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
4. 第2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、会社が指定した経路により、保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことができます。
5. 前項の保険料の払込がなかった場合には、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。
6. 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、第9条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に定める猶予期間内に、会社が指定した経路により、払込期月の過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
7. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
8. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更してください。
9. 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
10. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
11. 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

4. 猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

- 第9条** 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となります。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

- 第10条** 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金等から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合、第7条（保険料の払込）第6項の規定を準用します。

5. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第11条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内であれば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第1条（責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用します。
5. 保険契約を復活した場合には、保険証券を発行しません。

6. 保険契約の取消、無効および解除

（詐欺による取消）

- 第12条** 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことがあります。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

- 第13条** 保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（告知義務）

- 第14条** 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事

項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第15条** 前条の規定により会社が告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、事實を告げなかったかまたは事實でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金等を支払いません。もし、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
 3. 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由の発生が解除の原因となった事實によらなかつたことを、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が証明したときは、給付金等を支払います。
 4. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。

(保険契約を解除できない場合)

- 第16条** 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事實を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）に規定する告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し第14条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事實でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結または復活後、会社が解除の原因となる事實を知った日（正当な理由により解除の通知ができる場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1ヶ月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて保険契約が有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から2年以内に解除の原因となる事實にもとづいて給付金等の支払事由が生じていた場合を除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

- 第17条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者または被保険者が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、

前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金等（前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号①から⑤までに該当した者が死亡保険金の受取人のみであり、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下、本項において同じ。）は支払いません。もし、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、第15条（告知義務違反による解除）第4項の規定を準用します。

7. 解約および払戻金

（解約）

第18条 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

（払戻金）

第19条 この保険契約には、第3条（給付金および保険金の支払に関する補則）第7項の規定により責任準備金を支払う場合を除き、解約その他により保険契約が消滅した場合の払戻金はありません。

8. 契約内容の変更

（女性疾病支援給付金額の減額）

第20条 保険契約者は、女性疾病支援給付金額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病支援給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 女性疾病支援給付金額を減額したときは、減額部分は解約したものとして取り扱います。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示します。

9. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

第21条 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている保険契約に限ります。）は、保険期間満了日の翌日に更新されます。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後の保険契約（以下、本条において「更新後契約」といいます。）の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合
 - (2) この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合
3. 更新後契約の女性疾病支援給付金額は、更新前の保険契約（以下、本条において「更新前契約」といいます。）の女性疾病支援給付金額と同一とします。
4. 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、会社の定めるところにより、保険期間を短縮して更新されることがあります。
5. 更新後契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
6. 更新後契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢により計算します。
7. 更新後契約の第1回保険料は、更新日（契約応当日）の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第7条（保険料の払込）、第8条（保険料の払込方法（経路））、第9条（猶予期間および保険契約の失効）および第10条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）の規定を準用します。
8. 猶予期間内に前項の保険料の払込がないときは、更新はなかったものとし、保険契約は、更新前契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅するものとします。
9. 本条の規定によりこの保険契約が更新された場合には、第1条（責任開始期）、第2条（給付金および保険金の支払）、第3条（給付金および保険金の支払に関する補則）、第4条（女性疾病支援給付金および乳房再建給付金の支払限度）、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、更新前契約の保険期間と更新後契約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
10. この保険契約が更新されたときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合に、保険証券は発行しません。

11. 更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、更新時に取り扱っている会社所定の同種の保険種類により更新されることがあります。

10. 死亡保険金受取人および保険契約者

(死亡保険金受取人の変更)

- 第22条** 保険契約者はその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 保険契約者が本条の変更をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
 3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。
 4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 5. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
 6. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
 7. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(保険契約者の変更)

- 第23条** 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

(保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)

- 第24条** 保険契約者が2人以上あるときまたは死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその住所もしくは居所が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

- 第25条** 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社の知った最後の住所にてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

11. 被保険者の職業、転居および旅行

(被保険者の職業、転居および旅行)

- 第26条** 被保険者が保険契約の継続中にどのような職業に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、または保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。ただし、第17条（重大事由による解除）第1項第5号の規定により保険契約を解除する場合には、本条の規定は適用しません。

12. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

(年齢の計算)

- 第27条** 被保険者の契約年齢は契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第28条** 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、

- その他のときは会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。

13. 契約者配当

(契約者配当)

第29条 この保険契約に対する契約者配当はありません。

14. 時効

(時効)

第30条 給付金等その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

15. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第31条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本社または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

16. 特則

(特別条件をつける場合の特則)

第32条 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の方法によりこの保険契約上の責任を負います。

- 指定疾病・指定部位不担保法
保険証券に表示された指定疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）または指定部位に生じた疾病（別表6に定める感染症を除きます。）を直接の原因として会社が定める不担保期間中に女性疾病支援給付金の支払事由に該当したときは、第2条（給付金および保険金の支払）の規定にかかわらず、女性疾病支援給付金を支払いません。ただし、被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日に入院したものとして、第2条の規定を適用します。
2. 本条の規定が適用されている保険契約を自動更新する場合は、保険期間満了の日における特別条件と同一の条件を、更新後の保険契約にも適用するものとします。

(インターネットによる申込に関する特則)

第33条 保険契約者（保険契約者となる者を含みます。以下、同じとします。）が、インターネット（電子通信機器による電気通信回線をいい、情報処理機器等の通信手段を含みます。以下、同じとします。）を媒介として保険契約の申込を行う場合には、この特則を適用します。

2. この特則を適用した場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者と被保険者は同一人であることを要します。
 - (2) 保険契約者は、インターネット上に会社が設けた申込画面（以下、「申込画面」といいます。）において申込に係る所要事項を入力し、インターネットを媒介として、会社に送信することにより、保険契約の申込を行うものとします。
 - (3) 第14条（告知義務）を次のとおり読み替えます。
「保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち申込画面で会社が告知を求めた事項について、保険契約者は、その申込画面に入力して、インターネットを媒介として、会社に送信することにより告知してください。」
 - (4) 第28条（契約年齢および性別の誤りの処理）の規定中、「保険契約申込書に記載された」は「保険契約の申込の際、」と読み替えます。
 - (5) 会社は、保険契約者により入力された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとします。

(備考)

治療を目的とする入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

インターネット申込専用定期保険（払戻金なし）普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 保険契約の申込および責任開始期

第1条 保険契約の申込

第2条 責任開始期

2. 保険金の支払

第3条 保険金の支払

第4条 保険金の支払に関する補則

第5条 保険金の請求

第6条 保険金の支払時期および支払場所

3. 保険料の払込の免除

第7条 保険料の払込の免除

第8条 保険料の払込の免除の請求

4. 保険料の払込

第9条 保険料の払込

第10条 保険料の払込方法〈経路〉

5. 猶予期間および保険契約の失効

第11条 猶予期間および保険契約の失効

6. 保険契約の復活

第12条 保険契約の復活

7. 保険契約の取消、無効および解除

第13条 詐欺による取消

第14条 不法取得目的による無効

第15条 告知義務

第16条 告知義務違反による解除

第17条 保険契約を解除できない場合

第18条 重大事由による解除

8. 解約および払戻金

第19条 解約

第20条 払戻金

9. 契約内容の変更

第21条 保険金額の減額

10. 保険契約の更新

第22条 保険契約の更新

11. 死亡保険金受取人および保険契約者

第23条 死亡保険金受取人の変更

第24条 保険契約者の変更

第25条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

第26条 保険契約者の住所の変更

12. 被保険者の職業、転居および旅行

第27条 被保険者の職業、転居および旅行

13. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第28条 年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

14. 契約者配当

第30条 契約者配当

15. 時効

第31条 時効

16. 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

17. 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

18. 特則

第34条 特別条件をつける場合の特則

インターネット申込専用定期保険（払戻金なし）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に、死亡保険金または高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 保険契約の申込および責任開始期

（保険契約の申込）

第1条 この保険契約の申込は、保険契約者（保険契約者となる者を含みます。以下、本条において同じとします。）がインターネット（電子通信機器による電気通信回線をいい、情報処理機器等の通信手段を含みます。以下、同じとします。）を媒介として行うものとします。

2. 保険契約申込の際、保険契約者と被保険者は同一人であることを要します。
3. 保険契約者は、インターネット上に会社が設けた申込画面（以下、「申込画面」といいます。）において申込に係る所要事項を入力し、インターネットを媒介として、会社に送信してください。
4. 会社は、保険契約者により入力された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとします。

（責任開始期）

第2条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
　　第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
　　第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
2. 前項の会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準として計算します。
3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として再計算します。
　　この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名および契約時の年齢
 - (4) 死亡保険金受取人の氏名または名称
 - (5) 保険期間
 - (6) 保険金額
 - (7) 保険料およびその払込方法
 - (8) 契約日
 - (9) 保険証券を作成した年月日

2. 保険金の支払

（保険金の支払）

第3条 この保険契約において支払う保険金は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
(1) 死 亡 保 険 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死 亡 保 険 金 受 取 人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①責任開始期（復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意
(2) 高 度 障 害 保 険 金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として保険期間中に別表10に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被 保 険 者	保険契約者または被保険者の故意により支払事由に該当したとき

2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うか、または支払わないことがあります。ただし、責任準備金がある場合には、支払額が責任準備金を下まわることはありません。
3. 保険契約者は次の各号の範囲内で死亡保険金受取人を指定してください。
- (1) 被保険者と同居または生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居または生計を一にする被保険者の2親等内の血族
 - (3) その他、死亡保険金受取人として指定すべき相当の関係があると会社が認めた者

（保険金の支払に関する補則）

第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

2. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その一部を免責とし、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
 3. 保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことが明らかでないために、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合で、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、会社は、保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして、高度障害保険金を支払います。
 4. 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。
 5. 高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 6. 前条第1項に定める免責事由に該当したことにより死亡保険金が支払われない場合で、責任準備金があるときは、会社は、責任準備金（第2項に該当する場合には、支払われない保険金部分と同じ割合の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われない場合には、責任準備金を支払いません。
 7. 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとします。
 8. 前条第1項第2号に定める支払事由にかかわらず、被保険者が責任開始期前に生じた疾病または傷害（以下、本項において「疾病等」といいます。）を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合は、次のとおりとします。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病等に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病等に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、検査（健康診断、人間ドックを含みます。）において異常の指摘を受けたことがない場合には、高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(保険金の請求)

第5条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2. 支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して、その保険金を請求してください。

(保険金の支払時期および支払場所)

第6条 保険金は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日とします。この場合、会社は保険金の請求をした者にその旨を通知します。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

保険金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は保険金の請求をした者にその旨を通知します。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 30日

(2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

3. 保険料の払込の免除

(保険料の払込の免除)

第7条 次に定める保険料の払込を免除する場合（以下、「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に別表17に定める身体障害の状態（以下、「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	次のいずれかにより被保険者が保険料の払込の免除事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2. 被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
- (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
3. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時以後、引き続き払込があったものとして取り扱います。
4. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、第21条（保険金額の減額）の規定は適用しません。
5. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。
6. 本条の保険料の払込の免除については、第4条（保険金の支払に関する補則）第8項の規定を準用します。

（保険料の払込の免除の請求）

第8条 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は遅滞なく会社に通知してください。

2. 保険契約者は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して、保険料の払込の免除を請求してください。
3. 本条の保険料の払込の免除の請求については第6条（保険金の支払時期および支払場所）の規定を準用します。

4. 保険料の払込

（保険料の払込）

第9条 保険料の払込方法〈回数〉は月払です。

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法に従い、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
3. 前項で払い込むべき保険料は、その払込期月の月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。
4. 第2項の保険料が、月単位の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
5. 第2項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき保険金から未払込保険料を差し引きます。
6. 第2項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第2項の保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険料の払込方法〈経路〉）

第10条 第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）の口座振替による方法とします。

2. 保険料は、払込期月中の会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。）に、保険契約者が指定する提携金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
3. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
4. 第2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、会社が指定した経路により、保険料を会社の本社また

は会社の指定した場所に払い込むことができます。

5. 前項の保険料の払込がなかった場合には、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。
6. 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、保険契約者は、第11条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に定める猶予期間内に、会社が指定した経路により、払込期月の過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
7. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
8. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更してください。
9. 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
10. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
11. 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

5. 猶予期間および保険契約の失効

(猶予期間および保険契約の失効)

第11条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となります。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないとときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき保険金から未払保険料を差し引きます。
4. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、猶予期間満了日までに未払保険料を払い込んでください。この未払保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

6. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第12条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内であれば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第2条（責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用します。
5. 保険契約を復活した場合には、保険証券を発行しません。

7. 保険契約の取消、無効および解除

(詐欺による取消)

第13条 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第14条 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第15条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、次のいずれかの方法により会社が告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は告知してください。また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 第1条（保険契約の申込）第3項に定める申込画面

その申込画面に入力してインターネットを媒介として会社に送信することにより告知してください。

(2) 会社所定の書面

その書面により告知してください。

(告知義務違反による解除)

第16条 前条の規定により会社が告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかつたことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

(保険契約を解除できない場合)

第17条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたときは過失のため知らなかつたとき
- (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）に規定する告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し第15条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 保険契約の締結または復活後、会社が解除の原因となる事実を知った日（正当な理由により解除の通知ができる場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1ヶ月を経過したとき
- (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて保険契約が有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から2年以内に解除の原因となる事実にもとづいて保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第18条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者または被保険者が、この保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死

亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項について同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除は行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、第16条（告知義務違反による解除）第4項の規定を準用します。

8. 解約および払戻金

(解約)

第19条 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(払戻金)

第20条 この保険契約には、第4条（保険金の支払に関する補則）第6項の規定により責任準備金を支払う場合を除き、解約その他により保険契約が消滅した場合の払戻金はありません。

9. 契約内容の変更

(保険金額の減額)

第21条 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社の定める金額以上であること を要します。

2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
3. 保険金額を減額したときは、減額部分は解約したものとして取り扱います。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示します。

10. 保険契約の更新

(保険契約の更新)

第22条 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が保険期間満了の日の2週間前までに保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている保険契約に限ります。）は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後の保険契約（以下、本条において「更新後契約」といいます。）の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合
 - (2) 更新前の保険契約（以下、本条において「更新前契約」といいます。）の保険期間が歳満了で定めてある場合
 - (3) この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合
3. 更新後契約の保険金額は、更新前契約の保険金額と同一とします。
4. 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、会社の定めるところにより保険期間を短縮して更新されることがあります。
5. 更新後契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
6. 更新後契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢により計算します。
7. 更新後契約の第1回保険料は、更新日（契約応当日）の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第9条（保険料の払込）、第10条（保険料の払込方法〈経路〉）および第11条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
8. 猶予期間内に前項の保険料の払込がないときは、更新はなかったものとし、保険契約は、更新前契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅するものとします。
9. 本条の規定によりこの保険契約が更新された場合には、第2条（責任開始期）、第3条（保険金の支払）、第4条（保険金の支払に関する補則）、第7条（保険料の払込の免除）、第16条（告知義務違反による解除）および第17条（保険契約を解除で

- きない場合) の適用に際しては、更新前契約の保険期間と更新後契約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
10. この保険契約が更新されたときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合に、保険証券は発行しません。
 11. 更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、更新時に取り扱っている会社所定の同種の保険種類により更新されることがあります。

11. 死亡保険金受取人および保険契約者

(死亡保険金受取人の変更)

- 第23条** 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、第3条(保険金の支払)第3項に定める範囲内で、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 保険契約者が本条の変更をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
 3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。
 4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 5. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
 6. 死亡保険金受取人の指定がされていない場合には、次の者を死亡保険金受取人とします。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に定める者がいない場合、被保険者の子
 - (3) 前2号に定める者がいない場合、被保険者の父母
 - (4) 前3号に定める者がいない場合、被保険者の孫
 - (5) 前4号に定める者がいない場合、被保険者の祖父母
 - (6) 前5号に定める者がいない場合、被保険者の兄弟姉妹
 - (7) 前6号に定める者がいない場合、被保険者の法定相続人
 7. 第5項または前項第7号の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第5項または前項第7号の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
 8. 前3項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(保険契約者の変更)

- 第24条** 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを、会社の定める範囲内で、第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

(保険契約者または死亡保険金受取人の代表者)

- 第25条** 保険契約者が2人以上あるときまたは死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその住所もしくは居所が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

- 第26条** 保険契約者が住所(通信先を含みます。以下、本条において同じ。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合には、会社の知った最後の住所にてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

12. 被保険者の職業、転居および旅行

(被保険者の職業、転居および旅行)

- 第27条** 被保険者が保険契約の継続中にどのような職業に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を

解除せず、または保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。ただし、第18条（重大事由による解除）第1項第4号の規定により保険契約を解除する場合には、本条の規定は適用しません。

13. 年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第28条 被保険者の契約年齢は契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第29条 保険契約の申込の際、被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。

2. 保険契約の申込の際、被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法により訂正して保険契約を継続します。

14. 契約者配当

(契約者配当)

第30条 この保険契約に対する契約者配当はありません。

15. 時効

(時効)

第31条 保険金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

16. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第32条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

17. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第33条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

（1）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

（2）死亡保険金の金額

（3）契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下、第2項において同じ。）

（4）当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じ。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

18. 特則

(特別条件をつける場合の特則)

第34条 保険契約の締結の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準と適合しないときは、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちいずれか1つまたは2つを併用する方法により、この保険契約上の責任を負います。

(1) 保険金削減支払法

会社の定める保険金削減期間内に、被保険者が死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当したときは、第3条(保険金の支払)第1項の規定にかかわらず、契約日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、第3条第1項に定める支払額に、次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額とします。ただし、その原因が別表3に定める不慮の事故または別表6に定める感染症によるときは、第3条第1項に定める支払額を死亡保険金または高度障害保険金の支払額とします。

経過期間 削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

(2) 特別保険料領収法

- ①普通保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額をこの保険契約の払込保険料とします。
- ②特別保険料については、第20条（払戻金）の規定を準用します。
- ③第22条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、特別保険料領収法が適用されている保険契約の更新は取り扱いません。

先進医療特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者がケガまたは病気の治療を目的として所定の先進医療による療養を受けた場合に、所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申出があり、会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は主契約の責任開始期と同一とします。

(給付金の支払)

第2条 この特約において支払う給付金は次のとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表2に定める療養（以下、「療養」といいます。）を受けたとき ①この特約の責任開始期（復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に生じたケガまたは病気（別表2に定める異常分娩を含みます。以下同じ。）を直接の原因とする療養 ②別表2に定める先進医療（以下、「先進医療」といいます。）による療養	被保険者が受療した先進医療にかかる技術料の自己負担額と同額 ただし、公的医療保険制度（別表2）の法律にもとづき給付の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかにより、先進医療給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は先進医療給付金を削減して支払い、または先進医療給付金を支払わないことがあります。
- (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
3. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、保険契約者が先進医療給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を先進医療給付金の受取人とします。
4. 第1項の規定にかかわらず、被保険者が受療した先進医療の技術料と、すでに支払った先進医療給付金の合計額が、第3条（先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度を超える場合、支払限度を超える額については先進医療給付金を支払いません。
5. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じたケガまたは病気を直接の原因として療養を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に受けた療養は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとします。

(先進医療給付金の支払限度)

第3条 先進医療給付金の支払限度は、支払額を通算して2,000万円とします。

(先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第5条 この特約の保険期間および保険料払込期間は10年とします。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第7条 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第8条 この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

(重大事由による解除)

第9条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

(特約の解約)

第10条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(特約の消滅)

第11条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 先進医療給付金の支払額が、第3条（先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度に達したとき

(特約の払戻金)

第12条 この特約には、解約その他により特約が消滅した場合の払戻金はありません。

(特約の更新)

第13条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が特約の保険期間満了の日の2週間前までに特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、特約（特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている特約に限ります。）は、特約の保険期間満了の日の翌日に更新されます。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合
 - (2) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合
3. 更新後の特約の保険期間は、10年とします。ただし、会社の定めるところにより、保険期間を変更して更新されることがあります。
4. 更新後の特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
5. 更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢により計算します。
6. 更新後の特約の第1回保険料は、特約の更新日（契約応当日）の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込んでください。この場合、主約款の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
7. 本条の規定によりこの特約が更新された場合には、第1条（特約の締結および責任開始期）、第2条（給付金の支払）、第3条（先進医療給付金の支払限度）および第8条（告知義務および告知義務違反による解除）の適用に際しては、更新前の特

- 約の保険期間と更新後の特約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
8. この特約が更新されたときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
 9. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、更新時に取り扱っている会社所定の同種の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第14条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(管轄裁判所)

第15条 先進医療給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- 第16条** 会社は、この特約の支払事由にかかわる法令等の改正により公的医療保険制度等が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、先進医療給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することができます。
2. 前項の規定により先進医療給付金の支払事由を変更する場合には、変更日の2ヵ月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(主約款の準用)

第17条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(主契約が特別条件付契約の場合の特則)

- 第18条** 主契約が特別条件付契約の場合には、この特約に指定疾病・指定部位不担保法による特別条件が付加されるものとし、その指定疾病・指定部位および不担保期間は、主契約の指定疾病・指定部位および不担保期間と同一とします。
2. 本条の規定によりこの特約に特別条件を付加した場合には、主約款の特別条件をつける場合の特則の規定を準用します。
 3. 本条の規定が適用されている特約を更新する場合は、特約の保険期間満了の日における特別条件と同一の条件を、更新後の特約にも適用するものとします。

(主契約に保険料の払込の免除の取扱がある場合の特則)

- 第19条** 主契約に保険料の払込の免除の取扱がある場合で、主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 第13条（特約の更新）の規定によりこの特約が更新された場合には、本条の規定の適用に際しては、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間を継続した保険期間とみなします。

(備考)

薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

リビング・ニーズ特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6カ月と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は主契約の責任開始期と同一とします。

(指定保険金額)

第2条 この特約において、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる金額を「指定保険金額」といいます。

2. 前項の指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求の際、リビング・ニーズ保険金の受取人が、主契約の死亡保険金額以下、かつ、会社の定める範囲内で指定してください。

(保険金の支払)

第3条 この特約において支払う保険金は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合	指定保険金額から、会社の定める計算により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者の故意 ②被保険者の故意

2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ保険金の計算の基礎に重大な影響を及ぼすときは、会社は、リビング・ニーズ保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、指定保険金額に対応する責任準備金を下まわることはありません。

3. リビング・ニーズ保険金の請求日（第4条（リビング・ニーズ保険金の請求）第1項に定める必要書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了（主契約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、会社はリビング・ニーズ保険金を支払いません。

4. 指定保険金額は、前条第2項に定めるほか、被保険者がこの特約の被保険者と同一である他の保険契約（以下本項において、「他契約」といいます。）にリビング・ニーズ特約を付加している場合には、次に定めるとおりとします。

（1）この特約のリビング・ニーズ保険金の請求日が他契約のリビング・ニーズ保険金の請求日より前である場合

リビング・ニーズ保険金の受取人（第4条（リビング・ニーズ保険金の請求）第2項に定める指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下本項において同じ。）が指定した金額を指定保険金額とします。

（2）この特約のリビング・ニーズ保険金の請求日が他契約のリビング・ニーズ保険金の請求日と同一である場合

リビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額にかかわらず、次の金額を指定保険金額とします。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が指定したこの特約およびリビング・ニーズ保険金の請求日を同一とする他契約のリビング・ニーズ保険金の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、リビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額を指定保険金額とします。

$$\text{会社の定める金額} \times \text{リビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額} \div \text{この特約のリビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額およびこの特約のリビング・ニーズ保険金と請求日を同一とする他契約のリビング・ニーズ保険金の受取人が指定した金額の合計額}$$

- (3) この特約のリビング・ニーズ保険金の請求日が他契約のリビング・ニーズ保険金の請求日より後である場合
会社の定める金額からリビング・ニーズ保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を指定保険金額の上限とします。
5. リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるとおりとします。
- (1) 指定保険金額が主契約の死亡保険金額の全部のとき
主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- (2) 指定保険金額が主契約の死亡保険金額の一部のとき
主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。
6. リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡しているときは、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
7. 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める高度障害保険金または重度障害保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、その後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
8. リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主約款に定める高度障害保険金または重度障害保険金の請求を受け、主約款に定める高度障害保険金または重度障害保険金が支払われる場合には、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

（リビング・ニーズ保険金の請求）

- 第4条** リビング・ニーズ保険金の受取人は、リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、必要書類（別表1）を提出してください。
2. リビング・ニーズ保険金の受取人が被保険者で、被保険者にリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した次のいずれかの条件を満たしている者（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、その事情を会社に申し出て、会社が承諾した場合、被保険者の代理人としてリビング・ニーズ保険金を請求することができます。ただし、故意にリビング・ニーズ保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者をリビング・ニーズ保険金の請求ができない状態に該当させた者は、被保険者の代理人としての取扱を受けることができません。
- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
(2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
3. 前項に定める被保険者にリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情とは、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) リビング・ニーズ保険金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
(2) 傷病名の告知を受けていない場合
(3) その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
4. 指定代理請求人が第2項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第2項の範囲内の者であることを要します。
5. 第2項の規定により、会社がリビング・ニーズ保険金を支払った後に、重複してリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
6. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
7. 保険契約者が前項の変更をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
8. 第6項の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

（リビング・ニーズ保険金の支払時期と支払場所）

- 第5条** リビング・ニーズ保険金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特約保険料の払込）

- 第6条** この特約は保険料の払込を要しません。

（特約の失効）

- 第7条** 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

- 第8条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

（特約の告知義務および告知義務違反による解除）

- 第9条** この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解

除の規定を準用します。

(特約の重大事由による解除)

第10条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

(特約の解約)

第11条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

(特約の消滅)

第12条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が消滅したとき

(特約の払戻金)

第13条 この特約には、解約その他により特約が消滅した場合の払戻金はありません。

(契約者配当)

第14条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(管轄裁判所)

第15条 リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の準用)

第16条 この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約が特別条件付契約の場合の特則)

第17条 主契約が、保険金削減支払法が適用されている特別条件付契約の場合で、保険金削減期間中にリビング・ニーズ保険金の請求があったときは、第3条（保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、次の第1号に定める金額から第2号に定める金額を差し引いた金額を支払います。

- (1) 指定保険金額から、会社の定める計算により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、リビング・ニーズ保険金の請求日における主約款に定める割合を乗じた金額
- (2) リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する保険料

(主契約が長期遅延定期保険（払戻金なし）の場合の特則)

第18条 この特約が長期遅延定期保険（払戻金なし）に付加されている場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（指定保険金額）第2項の規定中、「主契約の死亡保険金額」は「リビング・ニーズ保険金の請求日の6カ月後の応当日における保険金額」と読み替えます。

- (2) 第3条（保険金の支払）第4項の規定は次のとおり読み替えます。

「4. リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるとおりとします。

- (1) 指定保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日の6カ月後の応当日における主契約の死亡保険金額の全部のとき
主契約はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。

- (2) 指定保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日の6カ月後の応当日における主契約の死亡保険金額の一部のとき
主契約の基本保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日6カ月後の応当日における主契約の死亡保険金額と指定保険金額の割合と同比率で、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。」

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者と受取人が同一人である保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、あらかじめ指定された所定の代理人が請求することができるることを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（保険料の払込の免除を含みます。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および主契約に付加されている特約（以下、「各特約」といいます。）の保険金等のうち、次のとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

(保険金等の代理請求)

第3条 保険契約者は被保険者の同意を得て次の各号の範囲内であらかじめ1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の3親等内の親族

2. 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号に定める特別な事情（以下、「特別な事情」といいます。）があるときは、指定代理請求人は必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等を請求することができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 悪性新生物等の会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合

3. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第1項の範囲内の者であることを要します。

4. 第2項の規定により、会社が指定代理請求人に保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の受取人からその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5. 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第2項第1号または第3号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(指定代理請求人が保険金等を請求できない場合)

第4条 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、かつ、指定代理請求人が次の各号のいずれかに該当するときは、第2項に定める者（以下、「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 指定代理請求人が死亡しているとき
- (2) 指定代理請求人が請求時に前条第1項に定める範囲外であるとき
- (3) 指定代理請求人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
- (4) 前条第5項に該当するとき

2. 次の者を代理請求人とします。

- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約または各特約の死亡保険金受取人
- (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (3) 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 前項の場合、前項第1号に該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、代表者1名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
4. 第1項の規定により、会社が代理請求人に保険金等を支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を前条第2項第1号または第3号に定める状態に該当させた者は、代理請求人としての取扱を受けることができません。

(保険金等の請求、支払時期および支払場所)

第5条 保険金等の代理請求については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)

第6条 この特約が付加されている場合には、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款または各特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、会社は、指定代理請求人または代理請求人に通知します。

(特約保険料の払込)

第7条 この特約は保険料の払込を要しません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

(特約の解約)

第10条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅)

第11条 主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

(特約の払戻金)

第12条 この特約には、解約その他により特約が消滅した場合の払戻金はありません。

(契約者配当)

第13条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(指定代理請求人の変更)

第14条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の通知が会社に到達した場合には、指定代理請求人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代理請求人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(主約款の代理請求に関する規定の不適用)

第15条 この特約が付加されている場合、主約款または各特約の特約条項中、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に関する規定は適用しません。

(主約款の準用)

第16条 この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約を付加する場合の特則)

第17条 主契約の責任開始期以後においても、被保険者の同意を得て、保険契約者から申出があり、会社が承諾した場合には、この特約を締結します。

2. この特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

保険料クレジットカード支払特約

(特約の適用)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものであることを要します。

(責任開始期)

- 第2条** この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

(保険料の払込)

- 第3条** 保険料は、主約款の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、次の時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
- (1) 第1回保険料の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
(2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日
2. 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対して決済順序を指定できないものとします。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
4. 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、クレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
5. 会社は、クレジットカード支払により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

(第1回保険料についてクレジットカード支払ができない場合の取扱)

- 第4条** 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について、次のいずれかに該当したことによりクレジットカード支払ができなかったときは、主約款の規定にかかわらず、保険契約者は、責任開始期の属する月の翌々々月の5日（以下、「第1回保険料の払込期間満了日」といいます。）までに、会社が指定した方法により、第1回保険料および主約款に定める払込期月の過ぎた第2回以後の保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- (1) 会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
(2) 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
2. 前項に規定する第1回保険料の払込があった場合、第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は主約款に定める口座振替（以下、「口座振替」といいます。）による方法に変更したものとします。

(第1回保険料の不払いによる無効)

- 第5条** 前条第1項に該当する場合で、第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、第6条（第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）第1項に該当する場合を除きます。
2. 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻しはありません。

(第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合)

- 第6条** 会社が、クレジットカード支払を承諾する前または第4条（第1回保険料についてクレジットカード支払ができない場合の取扱）第1項に該当したことにより第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款の規定にもとづいて差し引くべき未払保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
2. 前項の場合、保険金等が第1回保険料（前項ただし書の未払保険料を含みます。以下、本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。

3. 会社がクレジットカード支払を承諾する前または第4条第1項に該当したことにより第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2回以後の保険料について、未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせた未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(指定カードの変更)

第7条 保険契約者は、指定カードを他の指定カードに変更することができます。

2. 保険契約者は、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、保険料の払込方法〈経路〉を口座振替による方法に変更してください。

(特約の消滅)

第8条 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。第1号から第3号までに該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
 - (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかつたとき
 - (3) 第2回以後の保険料について、カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止したとき
 - (4) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (5) 口座振替による方法に変更したとき
2. 前項第1号から第3号の規定により、この特約が消滅した場合、第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は口座振替による方法に変更したものとします。
3. 第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉を口座振替による方法に変更した場合には、会社は、主約款に定める指定口座の変更が完了するまでの間、会社の定める他の払込方法を認めることができます。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約条項に別段の定めがない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第1回保険料口座振替特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。

(責任開始期)

第2条 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

(第1回保険料の払込〈経路〉)

第3条 第1回保険料の払込方法〈経路〉は、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）の口座振替による方法とします。

2. 第1回保険料は、会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。）に、保険契約者が指定する提携金融機関の口座（以下、「指定口座」といいます。）から第1回保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
3. 前項の振替を行う場合で、第1回保険料と主約款に定める第2回以後の保険料の振替日が同日となる場合には、合算した保険料の口座振替を行います。
4. 前2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
5. 第3項に該当しない場合で、第2項の規定による第1回保険料の口座振替が不能の場合、翌月の振替日に、第1回保険料と第2回以後の保険料を合算して保険料の口座振替を行います。
6. 第3項または第5項の規定による保険料の口座振替が不能の場合、主約款の規定にかかわらず、保険契約者は、責任開始期の属する月の翌々々月の5日（以下、「第1回保険料の払込期間満了日」といいます。）までに、会社が指定した方法により、第1回保険料および主約款に定める払込期月の過ぎた第2回以後の保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
7. 会社または提携金融機関の事情により、会社は振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
8. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
9. 会社は、口座振替により払い込まれた第1回保険料については領収証を発行しません。

(第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合)

- 第4条** 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
2. 前項の場合、保険金等が第1回保険料（前項ただし書の未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
 3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2回以後の保険料について、未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせた未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(第1回保険料の不払いによる無効)

- 第5条** 第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。
2. 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻しはありません。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(主約款の規定の準用)

第7条 この特約条項に別段の定めがない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

1. 保険金等の請求に必要な書類

項目	必要書類
入院給付金 入院支援給付金 60日超入院給付金 ガン治療給付金 女性疾病支援給付金 女性特定ガン治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票および印鑑証明書（ただし、受取人と同一人の場合は不要とします。） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票および印鑑証明書（ただし、受取人と同一人の場合は不要とします。） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
ガン診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票および印鑑証明書（ただし、受取人と同一人の場合は不要とします。） (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
乳房再建給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による乳房再建術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票および印鑑証明書（ただし、受取人と同一人の場合は不要とします。） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
先進医療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかる技術料の支出を証する書類 (4) 被保険者の住民票および印鑑証明書（ただし、受取人と同一人の場合は不要とします。） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書とします。） (3) 被保険者の住民票 (4) 受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券

項目	必要書類
リビング・ニーズ保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票および印鑑証明書 (4) 保険証券
リビング・ニーズ保険金(指定代理請求人が請求する場合)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券
保険金等の指定代理請求または代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人または代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人または代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者、指定代理請求人または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 保険証券

(備考)

会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

2. その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書
入院給付金日額の減額 入院支援給付金額の減額 女性疾病支援給付金額の減額 保険金額の減額 死亡保険金受取人の変更 保険契約者の変更 指定代理請求人の変更 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(備考)

会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表2

〈終身医療保険2014・60日超保障型入院保険（払戻金なし）・入院支援保険（払戻金なし）・先進医療特約〉

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目「分娩（基本分類コードO80からO84）」のうち、基本分類コードO80.1およびO81からO84をいいます。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

4. 手術

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。吸引、穿刺などの処置、神経ブロックは除きます。

5. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

6. 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている診療報酬点数表をいいます。

7. 療養

「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

8. 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度の法律にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在公的医療保険制度の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

〈女性疾病保険〉

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

3. 乳房の切除術

「乳房の切除術」とは、皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。

4. 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(皮膚の欠損部分を被覆するための植皮術は含みません。)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。

別表

約款

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 <ul style="list-style-type: none"> (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。）	U04

別表

約款

別表10 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

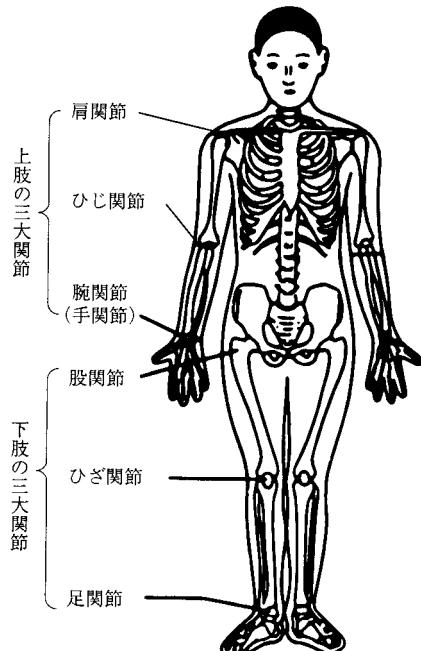
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

〈身体部位の各名称〉



別表14 対象となる疾病（「女性疾病」）

対象となる疾病（「女性疾病」）とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の ・卵巣の続発性悪性新生物	C50 C51～C58 C79.6
上皮内新生物	乳房の上皮内癌 子宮頸（部）の上皮内癌 その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の ・子宮内膜 ・外陰部 ・腟 ・その他および部位不明の女性生殖器	D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3
良性新生物	乳房の良性新生物 子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物 卵巣の良性新生物 その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房の新生物	D24 D25 D26 D27 D28 D39 D48.6
卵巣機能障害	卵巣機能障害	E28
関節リウマチ	血清反応陽性関節リウマチ その他の関節リウマチ 若年性関節炎 他に分類される疾患における若年性関節炎	M05 M06 M08 M09
乳房および女性生殖器の疾患と障害	乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害	N60～N64 N70～N77 N80～N98

別表

約款

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく〈褥〉の合併症	流産に終わった妊娠	000～008
	妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、たんぱく〈蛋白〉尿および高血圧性障害	010～016
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
	分娩の合併症	060～075
	単胎自然分娩（080）中の ・自然骨盤位分娩	080.1
	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	081
	帝王切開による単胎分娩	082
	その他の介助単胎分娩	083
	多胎分娩	084
	主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	085～092
	その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

別表15 対象となる悪性新生物（「女性特定ガン」）

対象となる悪性新生物（「女性特定ガン」）とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
その他の部位の続発性悪性新生物（C79）中の ・卵巣の続発性悪性新生物	C79.6
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の ・子宮内膜	D07.0
・外陰部	D07.1
・腟	D07.2
・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3

別表16 対象となる手術

対象となる手術とは次のいずれかをいいます。

手術 番号	手術の種類	手術 番号	手術の種類
	○皮膚・乳房の手術		31. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うものとします。）
1.	植皮術（25㎠未満は除きます。）	32. 腹膜炎手術	33. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術
2.	乳房切斷術	34. ヘルニア根本手術	35. 虫垂切除術・盲腸縫縮術
3.	乳腺腫瘍切除術	36. 直腸脱根本手術	37. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うものとします。）
	○筋骨の手術（抜釘術は除きます。）	38. 痢瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置、単なる痔核のみの手術は除きます。）	
4.	骨移植術		○尿・性器の手術
5.	骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除きます。）	39. 腎移植手術（受容者に限ります。）	39. 腎移植手術（受容者に限ります。）
6.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除きます。）	40. 肾臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除きます。）	40. 肾臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除きます。）
7.	鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除きます。）	41. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除きます。）	41. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除きます。）
8.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除きます。）	42. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除きます。）	42. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除きます。）
9.	脊椎・骨盤観血手術	43. 陰茎切斷術	43. 陰茎切斷術
10.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	44. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	44. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術
11.	四肢切断術（手指・足指を除きます。）	45. 陰囊水腫根本手術	45. 陰囊水腫根本手術
12.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うものとします。）	46. 子宮広汎全摘除術	46. 子宮広汎全摘除術
13.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除きます。）	47. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	47. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術
14.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除きます。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除きます。）	48. 帝王切開娩出術	48. 帝王切開娩出術
	○呼吸器・胸部の手術	49. 子宮外妊娠手術	49. 子宮外妊娠手術
15.	慢性副鼻腔炎根本手術	50. 子宮脱・腫脱手術	50. 子宮脱・腫脱手術
16.	喉頭全摘除術	51. その他の子宮手術（人工妊娠中絶を除きます。）	51. その他の子宮手術（人工妊娠中絶を除きます。）
17.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うものとします。）	52. 卵管・卵巣観血手術	52. 卵管・卵巣観血手術
18.	胸郭形成術	53. その他の卵管・卵巣手術	53. その他の卵管・卵巣手術
19.	縦隔腫瘍摘出術		
	○循環器・脾の手術	○内分泌器の手術	
20.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除きます。）	54. 下垂体腫瘍摘除術	
21.	静脈瘤根本手術	55. 甲状腺手術	
22.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うものとします。）	56. 副腎全摘除術	
23.	心膜切開・縫合術		○神経の手術
24.	直視下心臓内手術		57. 頭蓋内観血手術
25.	体内用ペースメーカー埋込術		58. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術とします。）
26.	脾摘除術		59. 観血的脊髄腫瘍摘出手術
	○消化器の手術		60. 脊髄硬膜内外観血手術
27.	耳下腺腫瘍摘出術		○感覚器・視器の手術（屈折異常に対する手術は除きます。）
28.	頸下腺腫瘍摘出術		61. 眼瞼下垂症手術
29.	食道離断術		
30.	胃切除術		

手術番号	手術の種類	手術番号	手術の種類
62.	涙小管形成術	○悪性新生物の手術	
63.	涙囊鼻腔吻合術	81.	悪性新生物根治手術
64.	結膜囊形成術	82.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。）
65.	角膜移植術	83.	悪性新生物による乳房切除後の乳房再建術
66.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	84.	その他の悪性新生物手術
67.	虹彩前後瘻着剥離術		
68.	緑内障観血手術		
69.	白内障・水晶体観血手術		
70.	硝子体観血手術		
71.	網膜剥離症手術		
72.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。）		
73.	眼球摘除術・組織充填術		
74.	眼窩腫瘍摘出術		
75.	眼筋移植術		
	○感覚器・聴器の手術		
76.	観血的鼓膜・鼓室形成術		
77.	乳様洞削開術		
78.	中耳根本手術		
79.	内耳観血手術		
80.	聴神経腫瘍摘出術		
	○新生物根治放射線照射		
	91.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とします。）	

（備考）

1. 手術開始後、手術中に死亡した場合でも、手術を受けたものとして取り扱います。ただし、単なる麻酔処理の段階は手術には含まれません。
2. 「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘出（剥出）し、転移した可能性のある周辺リンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘出（剥出）したり、また、転移・再発病巣との周辺部分のみを合わせて切除、摘出（剥出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

別表17 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったもの
- (4) 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの
- (6) 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (9) 10足指を失ったもの
- (10) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

別表

約款

別表18 悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成21年3月23日総務庁告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症〈多血症〉	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

2. 前1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3 … 悪性、原発部位
／6 … 悪性、転移部位
恶性、続発部位
／9 … 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表19 上皮内新生物

1. 上皮内新生物とは、平成21年3月23日総務庁告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	D00～D07, D09

2. 前1において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 … 上皮内癌
上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表20 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (4) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失ったもの
- (7) 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (8) 1下肢を足関節以上で失ったもの
- (9) 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (10) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (11) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (12) 10足指を失ったもの
- (13) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込

のない場合をいいます。

7. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

8. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

Memo

Memo

ご契約者様およびご加入を検討いただいているお客様専用のお問い合わせ窓口

カスタマーセンター部

保険金・給付金のご請求について

f
フリーコール **0120-977-010** (無料)

受付時間 9:00~19:00 土日・祝日・年末年始を除く

f
フリーコール **0120-977-002** (無料)

受付時間 9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く

携帯電話・PHS からもご利用いただけます

平成27年7月作成

取扱代理店(お問い合わせ先)

楽天インシュアランスプランニング株式会社
(店舗名: 楽天インシュアランス)

〒158-0094 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天クリムゾンハウス 25階

電話番号: 0120-925-984

営業時間: 9:30~17:00 (定休日: 土日・祝日)

URL: <http://hoken.rakuten.co.jp/>

R **楽天生命保険株式会社**

東京都世田谷区玉川 1-14-1

楽天クリムゾンハウス 〒158-0094

カスタマーセンター部 0120-977-010

(9:00~19:00 土日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.rakuten-life.co.jp/>